

第4期玉名市障がい者計画
第7期玉名市障がい福祉計画
第3期玉名市障がい児福祉計画



「虹と九州新幹線」

令和6年3月
玉名市

はじめに

本市では、平成 30 年度に「第 3 期玉名市障がい者計画」、令和 3 年度に「第 6 期玉名市障がい福祉計画・第 2 期玉名市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方に関する施策を総合的に推進するとともに、地域での暮らしを支援するため、サービス基盤の整備等に取り組んでおります。



この間、国においては、令和 3 年 9 月「医療的ケア児支援法」および令和 4 年 5 月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和 4 年 12 月「障害者総合支援法」等の改正、令和 5 年 3 月「障害者基本計画（第 5 次）」の策定など、障がいのある方にかかわる重要な法整備等が行われてきました。

近年、障がいのある方を取り巻く状況は大きく変化しています。介護する方の高齢化や親亡き後の問題、医療的ケアが必要な子どもや障がいのある子どもの早期療育のニーズの増加などに対し、一層の対応が求められています。

このような中、新たな課題に対応し、障がいのある方の施策を推進するための基本理念・基本目標を定めた「第 4 期玉名市障がい者計画（令和 6 年度～令和 11 年度）」と、障がい福祉サービス等の数値目標を定めた「第 7 期玉名市障がい福祉計画・第 3 期玉名市障がい児福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」を策定いたしました。

本市といたしましては、基本理念である「障がいのある人が 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち たまな」の実現に向け、障がいのある方々が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう、本計画を推進してまいりますので、皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました玉名市障がい者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントなどにご協力をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

玉名市長 蔵原隆浩

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
(1) 計画策定の趣旨と背景.....	2
(2) 障がい者支援に関する近年の動向.....	3
第2章 計画の位置づけ.....	5
(1) 法令等の根拠について.....	5
(2) 本計画の対象となる方について.....	5
(3) 計画の位置づけ.....	6
(4) 計画の期間.....	7
第3章 計画の策定体制.....	8
(1) 障害者手帳所持者アンケート調査.....	8
(2) 市民アンケート調査.....	8
(3) 事業所アンケート調査.....	8
(4) 団体ヒアリング調査.....	8
(5) 策定委員会の実施.....	8
(6) パブリックコメントの実施.....	8
第4章 現状.....	9
1 統計.....	9
(1) 人口の状況.....	9
(2) 障害者手帳所持者の状況.....	10
2 各種調査結果について.....	17
(1) 障害者手帳所持者アンケート調査.....	17
(2) 市民アンケート調査.....	32
(3) 事業所アンケート調査.....	39
(4) 団体ヒアリング調査.....	43
第2部 障がい者計画.....	49
第1章 基本理念.....	50
第2章 基本目標.....	51
基本目標1 多様性と個々の尊厳が尊重されるまち.....	51
基本目標2 だれでも安心して地域で暮らし続けられるまち.....	51
基本目標3 だれもが地域社会に参加でき、自己実現できるまち.....	52
基本目標4 互いに助け合い、支え合いながら安全に暮らせるまち.....	52
施策の体系.....	53
重点項目.....	54

第3章 施策の内容	55
基本目標1 多様性と個々の尊厳が尊重されるまち	55
(1) 理解の促進と差別解消の推進	55
(2) 人権や権利を擁護するための仕組みづくり	57
基本目標2 だれでも安心して地域で暮らし続けられるまち	59
(1) 保健・医療・福祉サービスの充実	59
(2) 生活支援のための基盤づくり	61
(3) 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	65
基本目標3 だれもが地域社会に参加でき、自己実現できるまち	67
(1) 雇用と就労の充実	67
(2) 療育と教育の充実	71
(3) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実	74
(4) 生活環境の整備	77
基本目標4 互いに助け合い、支え合いながら安全に暮らせるまち	79
(1) 地域と連携した支え合う体制の構築	79
(2) 安心・安全対策の推進	81
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	85
第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗	86
(1) 障がい福祉サービスの提供状況	86
(2) 障がい児通所支援の提供状況	93
(3) 地域生活支援事業の提供状況	95
第2章 成果目標・サービス等の見込量	98
1 成果目標（国の基本指針）	98
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	98
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	99
(3) 地域生活支援の充実	102
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	103
(5) 障がい児支援の提供体制の整備	105
(6) 相談支援体制の充実・強化等	107
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	108
2 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策	109
(1) 訪問系サービス	109
(2) 日中活動系サービス	110
(3) 居住系サービス	111
(4) 相談支援	112
(5) 障がい児通所支援	113
(6) 障がい児相談支援	114

3 地域生活支援事業の見込みと確保方策	115
(1) 必須事業	115
①理解促進研修・啓発事業	115
②自発的活動支援事業	115
③相談支援事業	115
④成年後見制度利用支援事業	116
⑤成年後見制度法人後見支援事業	116
⑥意思疎通支援事業	116
⑦日常生活用具給付事業	117
⑧手話奉仕員養成研修事業	117
⑨移動支援事業	118
⑩地域活動支援センター機能強化事業	118
(2) 任意事業	119
第3章 計画の推進にあたって	120
1 各主体の役割	120
①障がい者	120
②市民	120
③障がい者団体・障害福祉サービス等事業者	120
④企業等	120
⑤市	121
2 計画の進捗状況の管理・評価	121
資料編	123
1 玉名市障がい者計画等策定委員会委員名簿	124
2 計画策定の経緯	125
3 調査の概要	126
用語集	127

第 1 部 総論



「晴天を飛翔する青龍」

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨と背景

国では「障害者権利条約」批准後初めての基本計画となる「障害者基本計画（第4次）」において、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を示しました。そして、第4次計画を引き継いで策定された「障害者基本計画（第5次）」では、次に掲げる社会の実現が目指されています。

- ・ 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・ 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・ デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・ 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

また、「障害者文化芸術推進法」、「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、「障害者雇用促進法」が改正されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方で、ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題等、地域ではさまざまな課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

そのため、本市の障がい福祉における考え方や理念等、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らすすべての住民で考え、市民、障がい者団体、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取組んでいくことが大切です。

このたび、「第3期玉名市障がい者計画」「第6期玉名市障がい福祉計画」「第2期玉名市障がい児福祉計画」が共に令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「第4期玉名市障がい者計画」「第7期玉名市障がい福祉計画」「第3期玉名市障がい児福祉計画」を策定しました。

(2) 障がい者支援に関する近年の動向

①国の障害者基本計画(第5次)

■基本理念

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

■各分野に共通する横断的視点

障害者基本計画(第5次)は、基本理念や社会情勢の変化を踏まえつつ、以下の視点に留意しながら施策を進めていくこととしています。

条約の理念の尊重及び整合性の確保	共生社会の実現に資する 取組の推進
障がい者に関する施策の策定や実施に当たっては、「障害者の権利に関する条約」の理念を尊重し、整合を図る。	AI技術を用いた機器やサービスの利活用について検討し、積極的な導入を推進するなど、あらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れる。
当事者本位の総合的かつ 分野横断的な支援	障害特性等に配慮した きめ細かい支援
分野の枠に捉われない関係機関や制度の連携を通じ、総合的かつ横断的にライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。	障がい者施策の推進は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、総合的に進めていくことが重要となる。
障害のある女性、子ども及び 高齢者に配慮した取組の推進	PDCAサイクル等を通じた 実効性のある取組の推進
複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、きめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を策定し、実施する必要がある。	必要なデータを収集し統計の充実を図るとともに、PDCAサイクルの構築や実行、施策の見直しを図る必要がある。

②国が示す第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針

新たな基本指針は、主に以下の内容について見直しが行われました。

▼基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

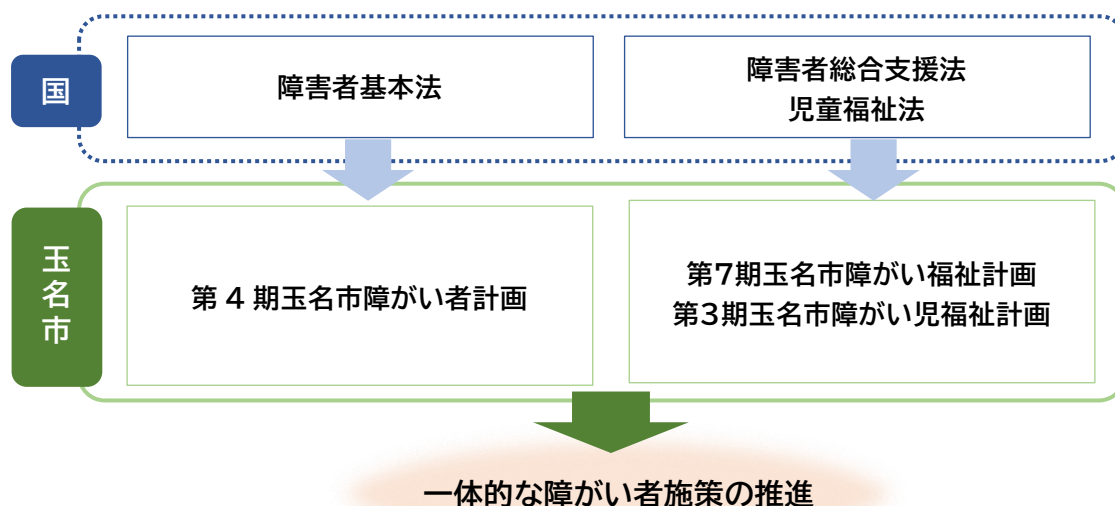
第2章 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠について

「第4期玉名市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として策定するものであり、本市における障がい福祉全般に関する基本計画となります。

また、「第7期玉名市障がい福祉計画」「第3期玉名市障がい児福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービスに関する事業計画として位置づけられます。

■計画の位置づけ



(2) 本計画の対象となる方について

本計画は、「障害者基本法」に定めるすべての障がい者を対象とします。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に限らず、難病患者や療育の必要な児童等、障がいや社会的障壁が原因となって、日常生活をつつがなく送ることができない人を対象とします。また、障がい者とその家族等に対する支援や地域社会での取組のために、障がい者の自立と社会参加を支援する施策を推進します。

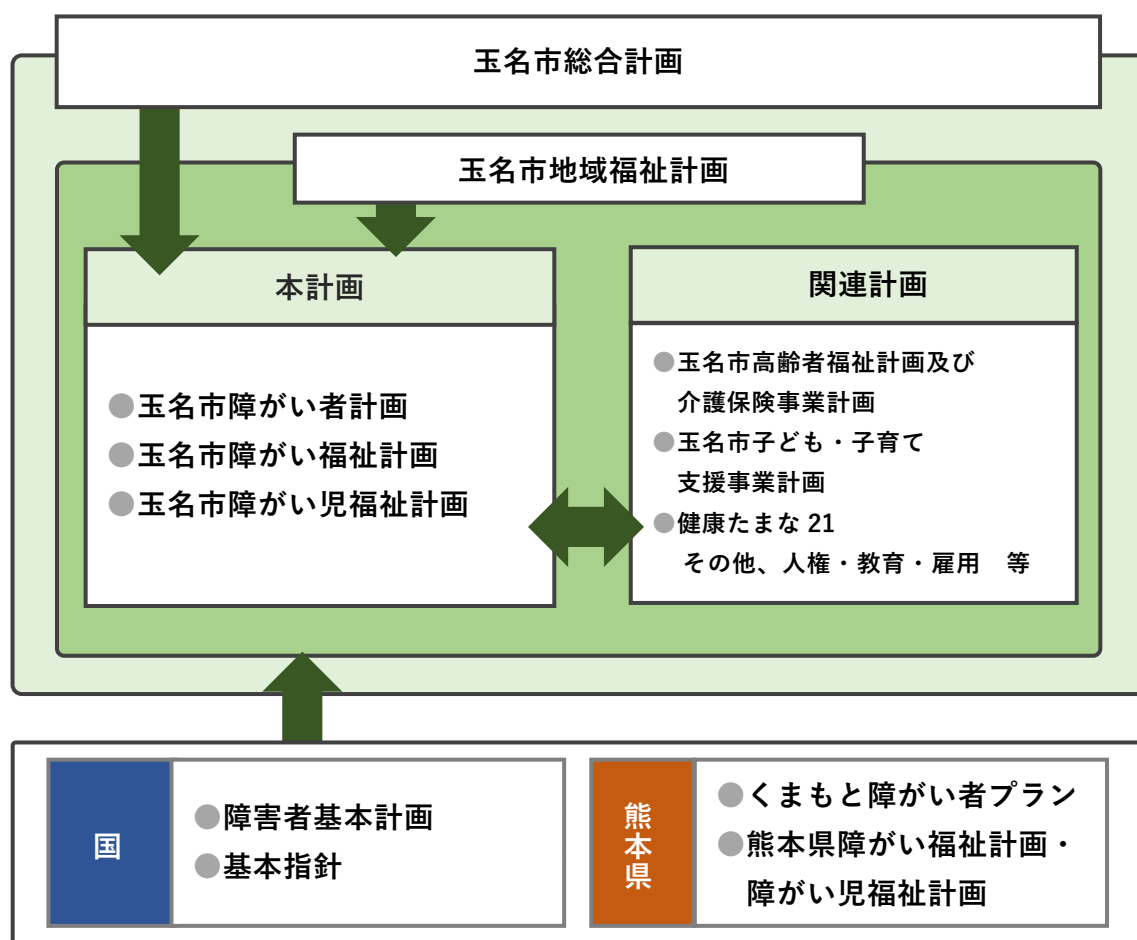
■本計画の対象となる障がい者の方(障害者基本法第2条第1項)

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、熊本県の「くまもと障がい者プラン」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は「玉名市総合計画」を最上位計画とし、更に「玉名市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい福祉分野の個別計画として「玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「玉名市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画における障がい者及び障がい児の福祉に関する事項と調和のとれたものとします。



(4) 計画の期間

「第4期玉名市障がい者計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年の計画とします。また、「第7期玉名市障がい福祉計画」「第3期玉名市障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。どの計画も、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画の期間について

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 計画	第3期玉名市 障がい者計画			【本計画】第4期玉名市障がい者計画					
障がい 福祉計画	第6期計画			【本計画】第7期計画			第8期計画(予定)		
障がい児 福祉計画	第2期計画			【本計画】第3期計画			第4期計画(予定)		



「いつもみる風景」

第3章 計画の策定体制

(1) 障害者手帳所持者アンケート調査

障がい福祉に関する課題及び市民の意識を把握するために、市内在住の障害者手帳所持者700人を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 市民アンケート調査

障がい福祉に関する課題及び市民の意識を把握するために、市内在住の18歳以上の市民1,500人を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) 事業所アンケート調査

障がい福祉サービス事業所の活動状況や、支援を通じて感じている現状や課題等を把握することを目的として実施しました。

(4) 団体ヒアリング調査

市内で活動する障がいのある人やその家族等の団体に対して、障がい者福祉に関する項目についてヒアリングを行いました。

(5) 策定委員会の実施

学識経験者や障がい者団体、関係機関等によって構成される「玉名市障がい者計画等策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(6) パブリックコメントの実施

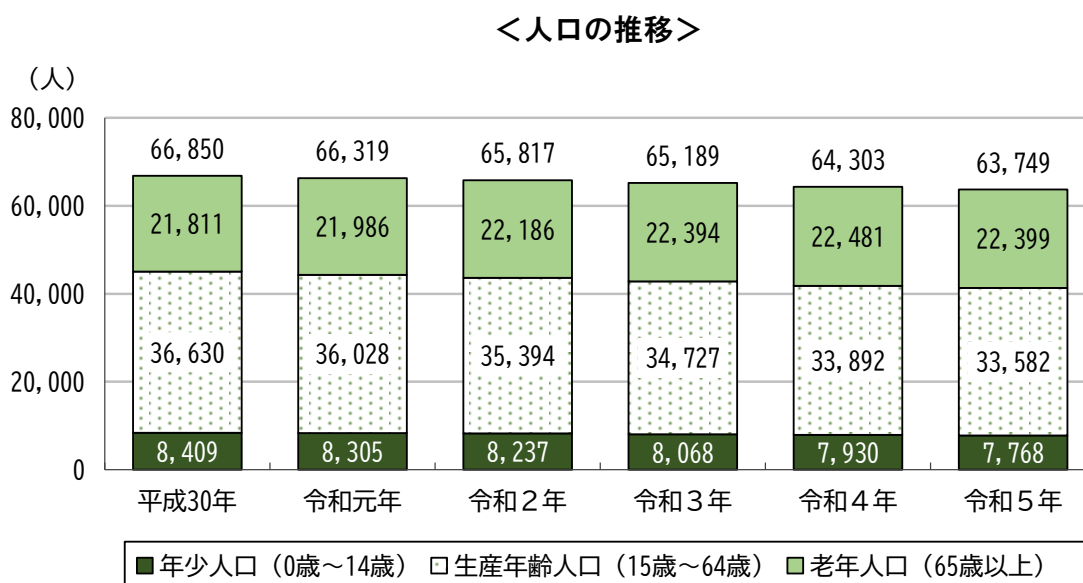
本計画を策定するにあたり、住民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。

第4章 現状

1 統計

(1) 人口の状況

令和5年時点での本市の総人口は、63,749 人となっています。人口は、減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少しています。老年人口（65 歳以上）は、若干増加傾向にありますが、令和4年から令和5年にかけて若干減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

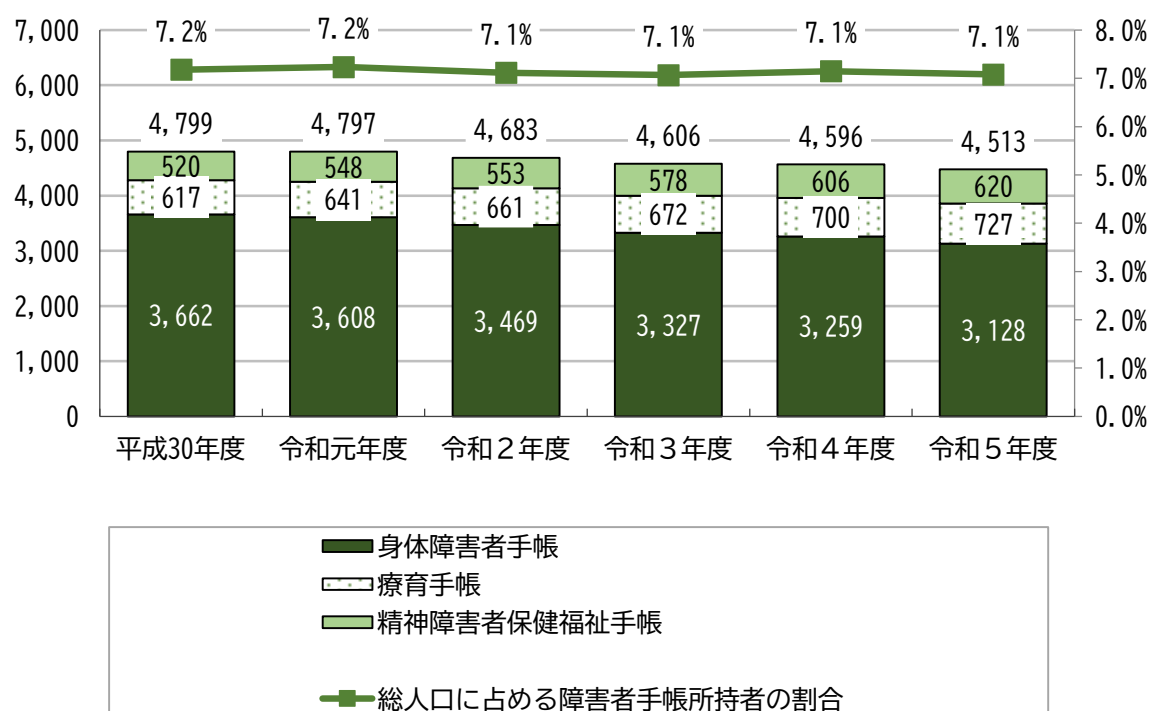
(2) 障害者手帳所持者の状況

① 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は、令和5年4月1日現在 4,513 人であり、近年は減少傾向となっているものの、総人口に占める割合でみると7%台でほぼ横ばいとなっています。

また、各障害者手帳所持者については、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

＜障害者手帳所持者の推移＞



単位：人

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手帳所持者総数	4,799	4,797	4,683	4,606	4,596	4,513
①身体障害者手帳所持者	3,662	3,608	3,469	3,327	3,259	3,128
総人口に対する割合	5.5%	5.4%	5.3%	5.1%	5.1%	4.9%
②療育手帳所持者	617	641	661	672	700	727
総人口に対する割合	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%
③精神障害者保健福祉手帳所持者	520	548	553	578	606	620
総人口に対する割合	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%

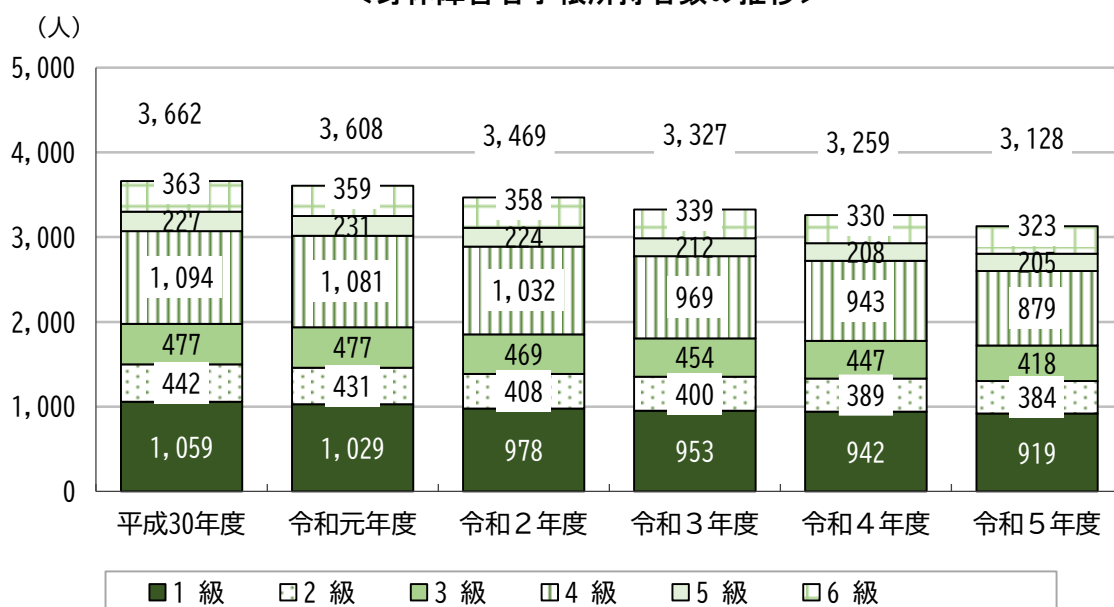
資料：総合福祉課（各年度4月1日現在）

② 身体障害者手帳所持者の状況

平成 30 年度以降、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年度の身体障害者手帳所持者数は 3,128 人となっています。

障がいの等級別にみると、全体的には減少傾向にあります。障がい種別にみると、音声言語障がいが増加傾向にあります。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞



＜等級別身体障害者手帳所持者の推移＞

単位: 人

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 級	障がい者	1,041	1,008	957	933	924	902
	障がい児	18	21	21	20	18	17
2 級	障がい者	435	425	403	395	384	378
	障がい児	7	6	5	5	5	6
3 級	障がい者	469	470	462	448	441	413
	障がい児	8	7	7	6	6	5
4 級	障がい者	1,090	1,073	1,025	963	935	875
	障がい児	4	8	7	6	8	4
5 級	障がい者	223	228	221	209	205	202
	障がい児	4	3	3	3	3	3
6 級	障がい者	358	354	352	334	326	319
	障がい児	5	5	6	5	4	4

資料: 総合福祉課 (各年度4月1日現在)

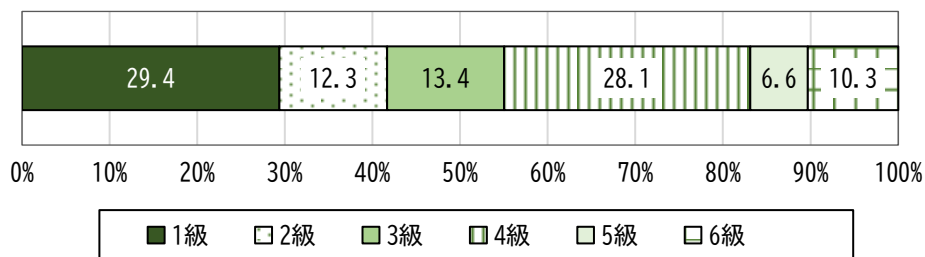
＜障がい種別身体障害者手帳所持者の推移＞

単位：人

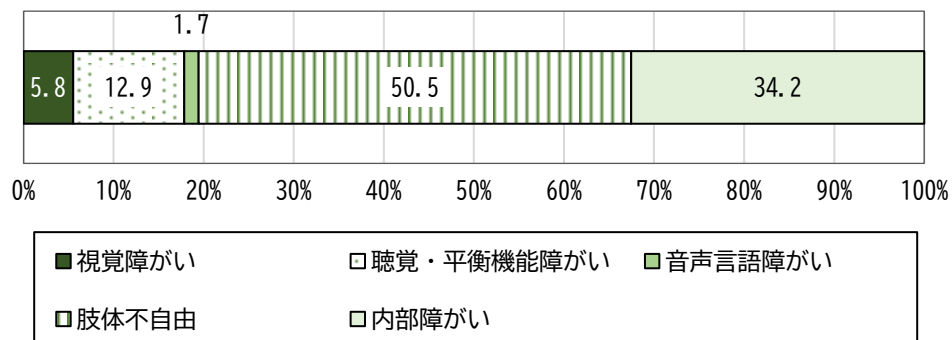
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
視覚障がい	障がい者	210	205	200	189	185	179
	障がい児	2	2	2	2	2	2
聴覚平衡 障がい	障がい者	494	472	454	434	417	397
	障がい児	10	10	9	10	10	8
音声言語 障がい	障がい者	32	35	33	50	51	53
	障がい児	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	障がい者	1,835	1,820	1,752	1,677	1,628	1,555
	障がい児	27	29	31	27	27	24
内部障がい	障がい者	1,219	1,188	1,137	1,096	1,096	1,063
	障がい児	7	9	7	6	5	6

資料：総合福祉課（各年度4月1日現在）

■障がい等級別の割合（令和5年度）



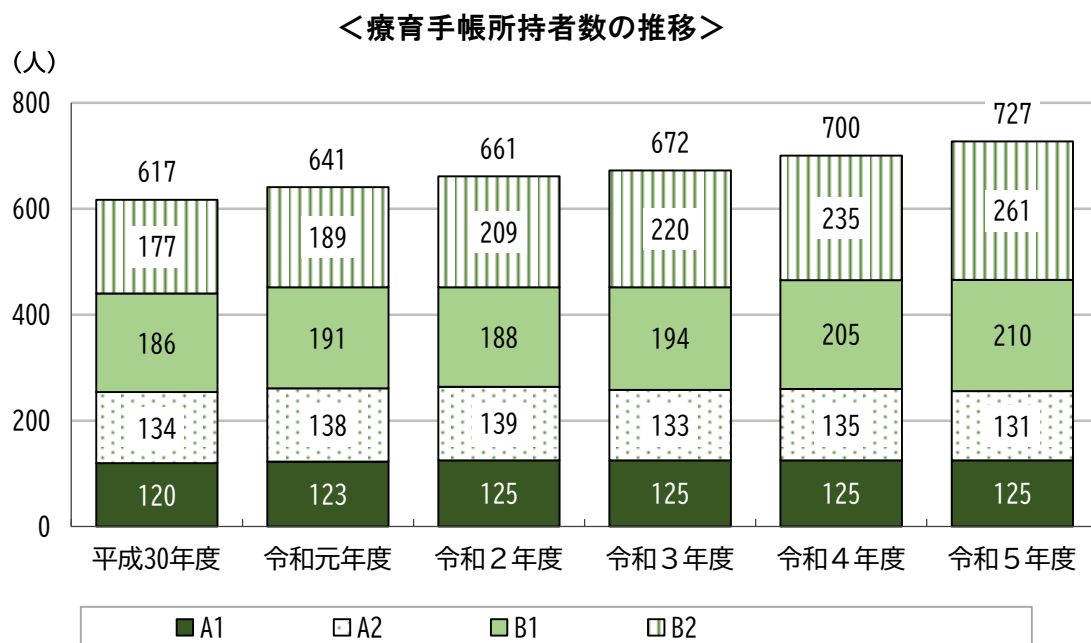
■障がい種別の割合（令和5年度）



③ 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和５年度には727人となっています。

障がい等級別にみると、令和５年度はB2が261人(35.9%)と最も多く、次いでB1が210人(28.9%)となっています。



＜等級別療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

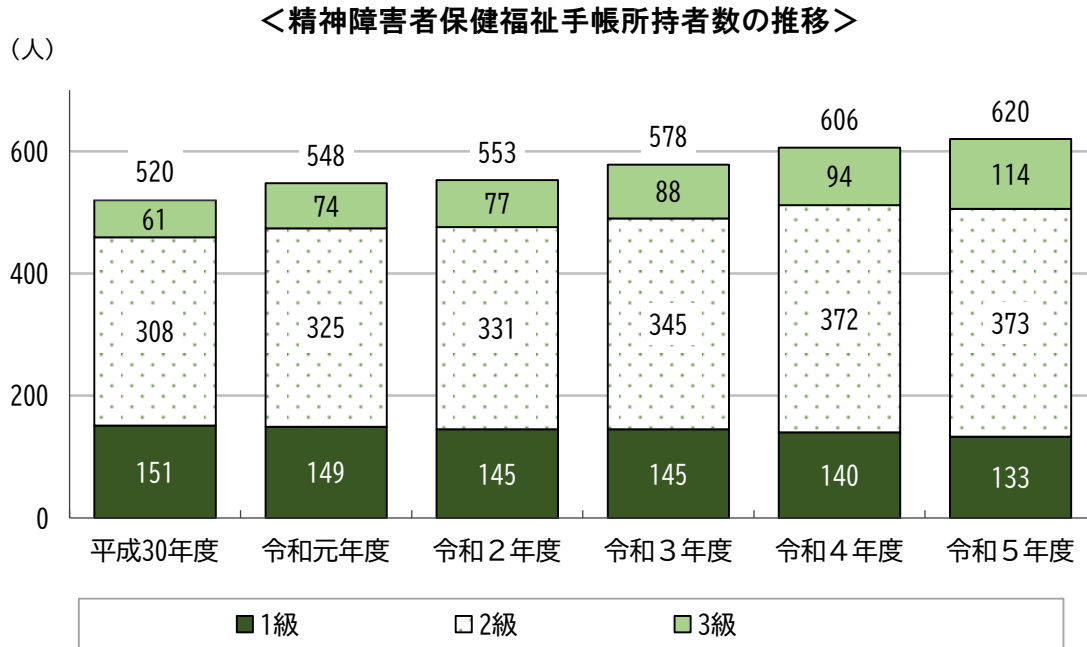
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
等級	総数	617	641	661	672	700	727
A 1	障がい者	102	104	105	108	107	106
	障がい児	18	19	20	17	18	19
A 2	障がい者	114	117	119	113	117	114
	障がい児	20	21	20	20	18	17
B 1	障がい者	168	171	173	174	181	178
	障がい児	18	20	15	20	24	32
B 2	障がい者	87	92	104	107	115	123
	障がい児	90	97	105	113	120	138

資料：総合福祉課（各年度4月1日現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向で推移しています。平成 30 年度と令和5年度を比較すると、1級は 18 人の減少、2級は 65 人の増加、3 級は 53 人の増加となっています。

自立支援医療（精神通院医療）費受給者数は、令和5年度では 1,301 人となっています。



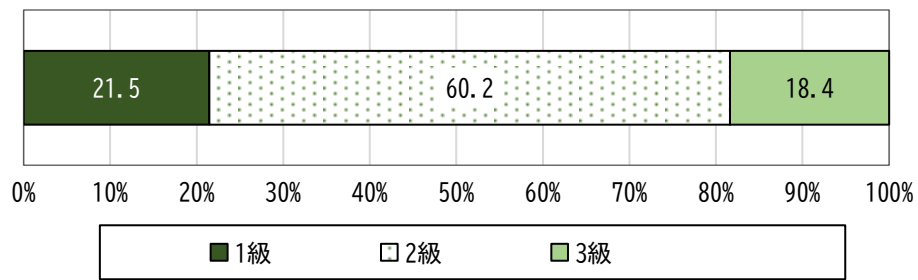
＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
等級	総数	520	548	553	578	606	620
1 級	障がい者	150	147	144	144	139	132
	障がい児	1	2	1	1	1	1
2 級	障がい者	302	319	326	339	366	367
	障がい児	6	6	5	6	6	6
3 級	障がい者	59	72	75	84	91	109
	障がい児	2	2	2	4	3	5

資料：総合福祉課（各年度4月1日現在）

■障がい等級別の割合（令和5年度）



＜自立支援医療（精神通院医療）費受給者数の推移＞

単位：人

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者数	968	1,002	1,034	742	1,324	1,301

資料：総合福祉課（各年度4月1日現在）

⑤ 難病の状況

令和5年の玉名市における特定医療費（指定難病）受給者は 646 人、有明圏域における小児慢性特定疾病医療給付対象者は 157 人となっています。それぞれ増加傾向にあります。

＜難病患者数の推移＞

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
特定医療（指定難病）費受給者証所持者（玉名市）	590	625	641	626	640	646
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者（有明圏域）	123	134	133	144	149	157

資料：有明保健所 保健予防課（各年3月末現在）

※一人で複数の疾患がある場合も実人数で計上

⑥ 特別支援学級の状況

特別支援学級児童数は、「固定」「通級」それぞれ増加傾向にあります。特別支援学級生徒数は、「固定」で増加傾向にあります。

＜特別支援学級在籍者数の推移＞

単位：人

		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
特別支援学級児童数 （小学生）	（固定）	95	107	123	131	145	164
	（通級）	16	13	17	23	26	39
特別支援学級生徒数 （中学生）	（固定）	37	47	54	58	62	67
	（通級）	7	10	9	10	11	8

資料：教育総務課（各年5月1日現在）

⑦ 保育所・幼稚園の状況

保育所、認定こども園、幼稚園における障がい児は、令和 5 年度では、合計が 32 人となっています。

＜保育所・認定こども園・幼稚園における障がい児の推移＞

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合計	22	30	25	36	52	32
保育所	9	15	15	25	30	19
認定こども園	9	12	8	11	20	13
幼稚園	4	3	2	0	2	0

資料：子育て支援課・総合福祉課（各年4月1日現在）

2 各種調査結果について

(1) 障害者手帳所持者アンケート調査

1. 実施概要

- 対象地域：玉名市全域
- 対象者数：身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の
中から無作為抽出された 700 人
- 調査期間：令和5年9月7日～令和5年9月20日まで
- 調査方法：郵送調査法、WEB 調査の併用

2. 回収結果

配布数	有効回収数	有効回答率
700 件	358 件 ・郵送または直接提出による回答:325 件 ・WEB による回答:33 件	51.1%

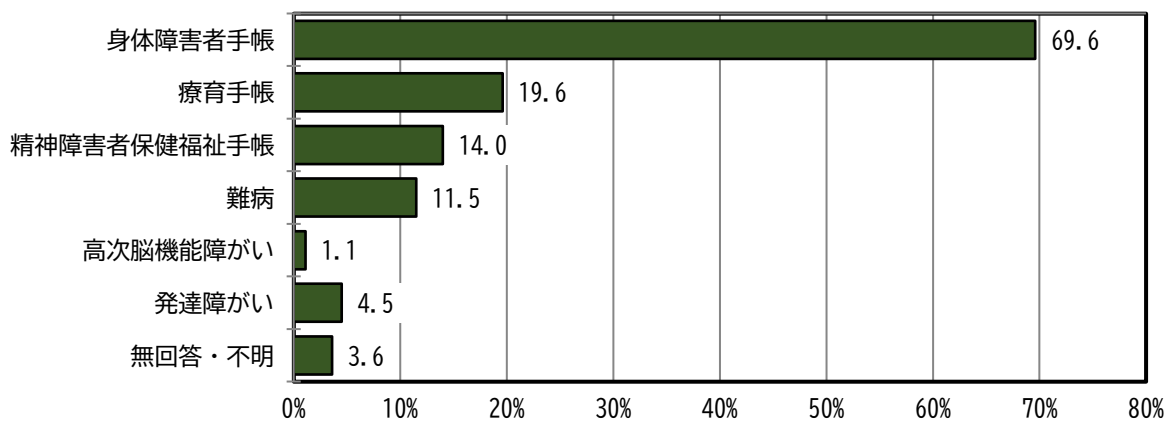
3. 結果（抜粋）

■回答者属性

○障がい種別

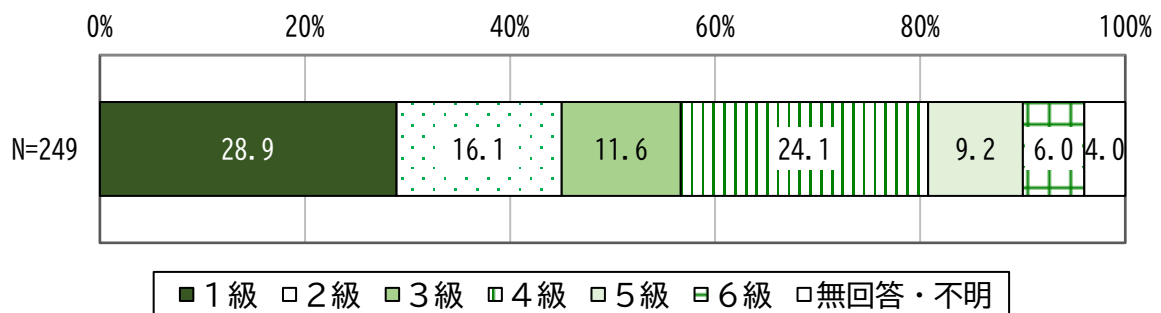
「身体障害者手帳」が 69.6%、「療育手帳」が 19.6%、「精神障害者保健手帳」が 14.0%となっています。

N=358



○身体障がい者手帳の等級

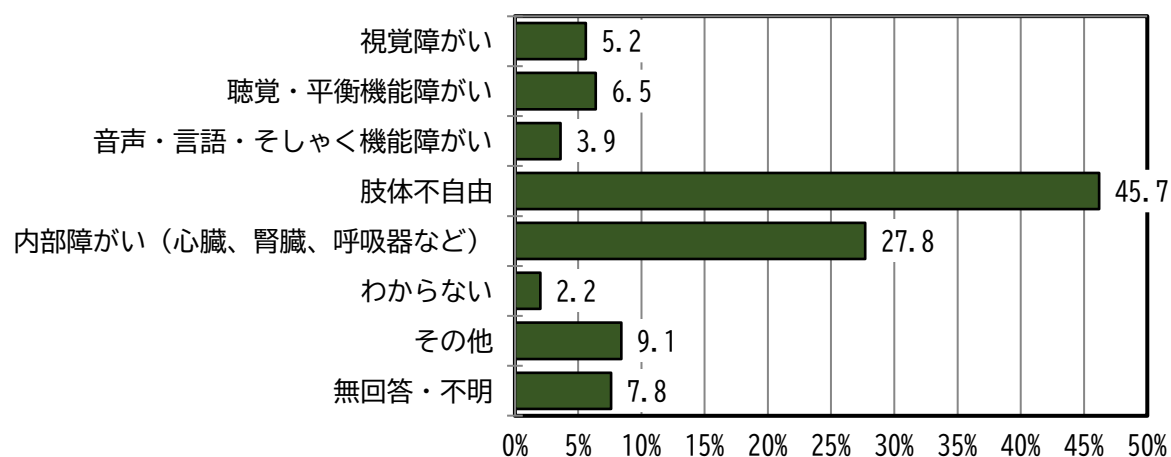
「1級」が 28.9%で最も高くなっています。次いで「4級」が 24.1%、「2級」が 16.1%となっています。



○身体障害者手帳の障がい種別

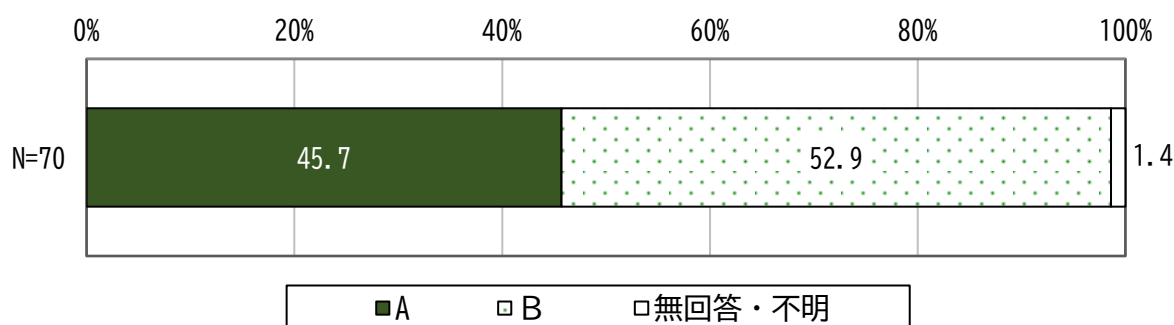
「肢体不自由」が 45.7%で最も高くなっています。次いで「内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器など）」が 27.8%、「聴覚・平衡機能障がい」が 6.5%となっています。

N=249



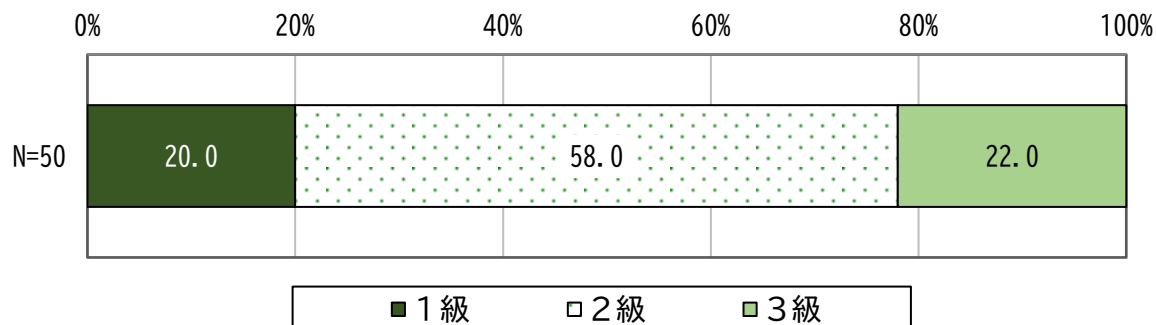
○療育手帳の等級

「A」が 45.7%、「B」が 52.9%となっています。



○精神障害者保健福祉手帳の等級

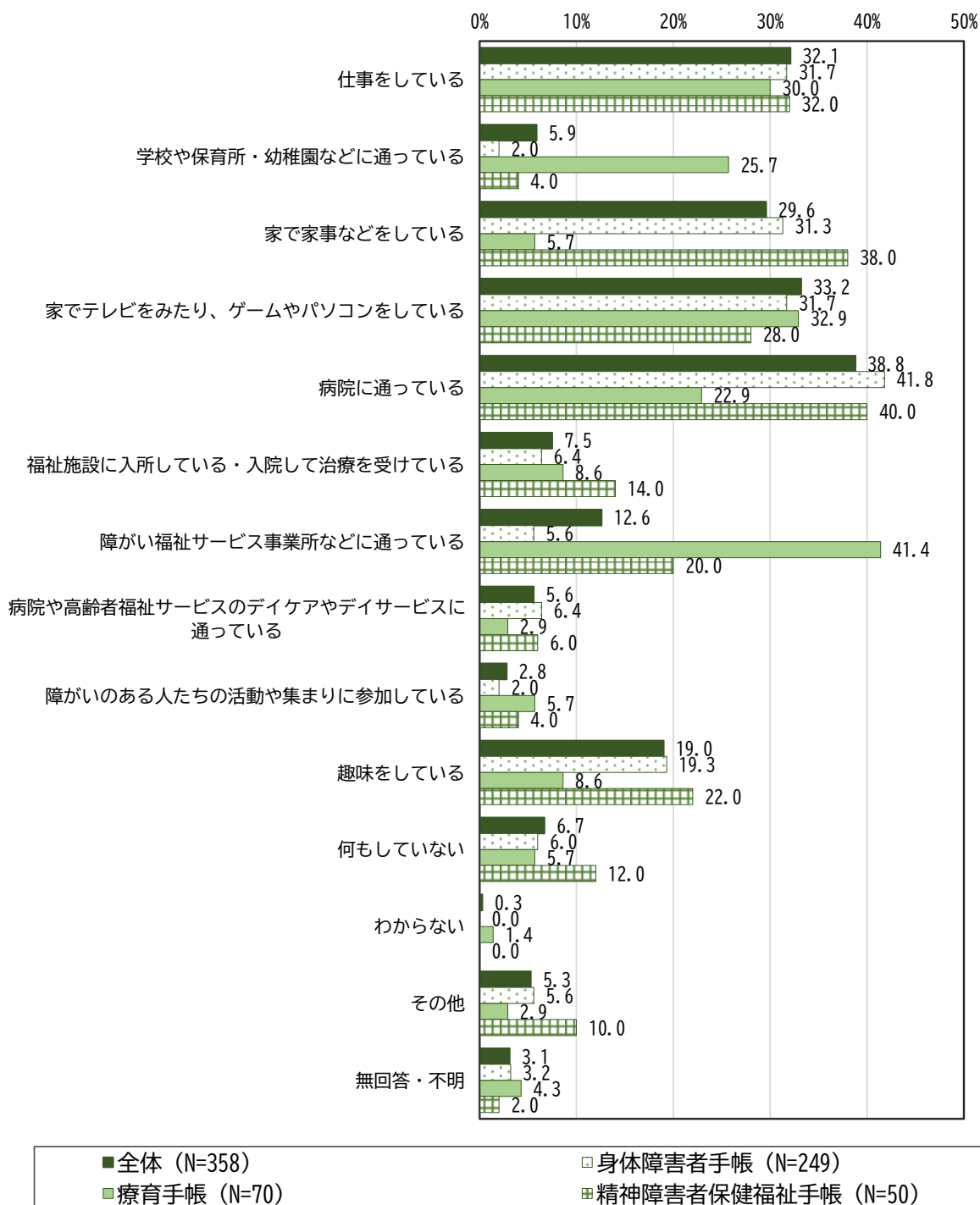
「2級」が 58.0%、「3 級」が 22.0%、「1 級」が 20.0%となっています。



■現在の生活について

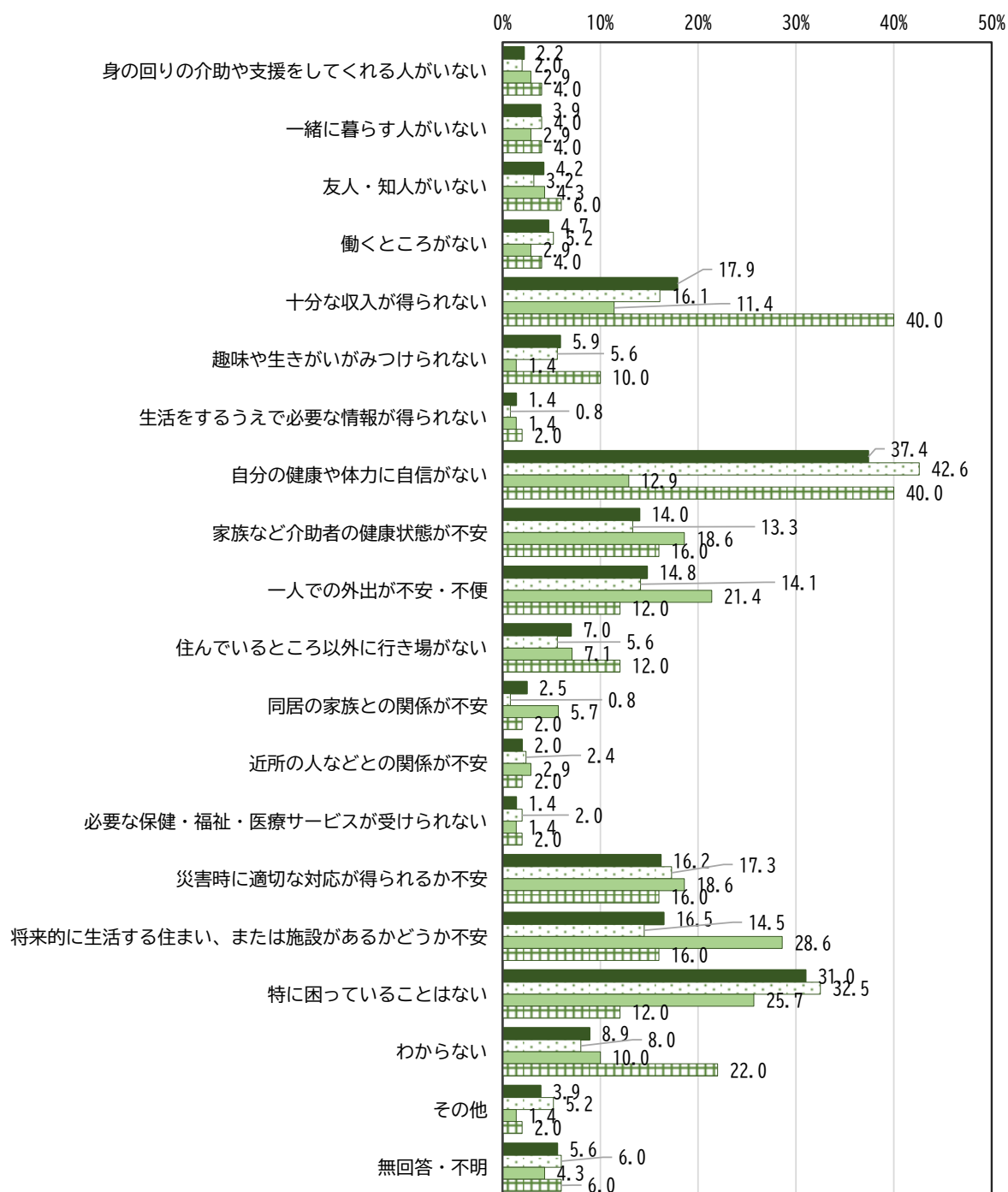
問 あなたは日中をどのように過ごしていますか。

身体障害者手帳では、「病院に通っている」「仕事をしている」「家でテレビをみたり、ゲームやパソコンをしている」「家で家事をしている」が多くなっています。療育手帳では、「障がい福祉サービス事業所などに通っている」が多くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「病院に通っている」「家で家事をしている」が多くなっています。



問 現在の生活で困っていることや不安なことはどのようなことですか。

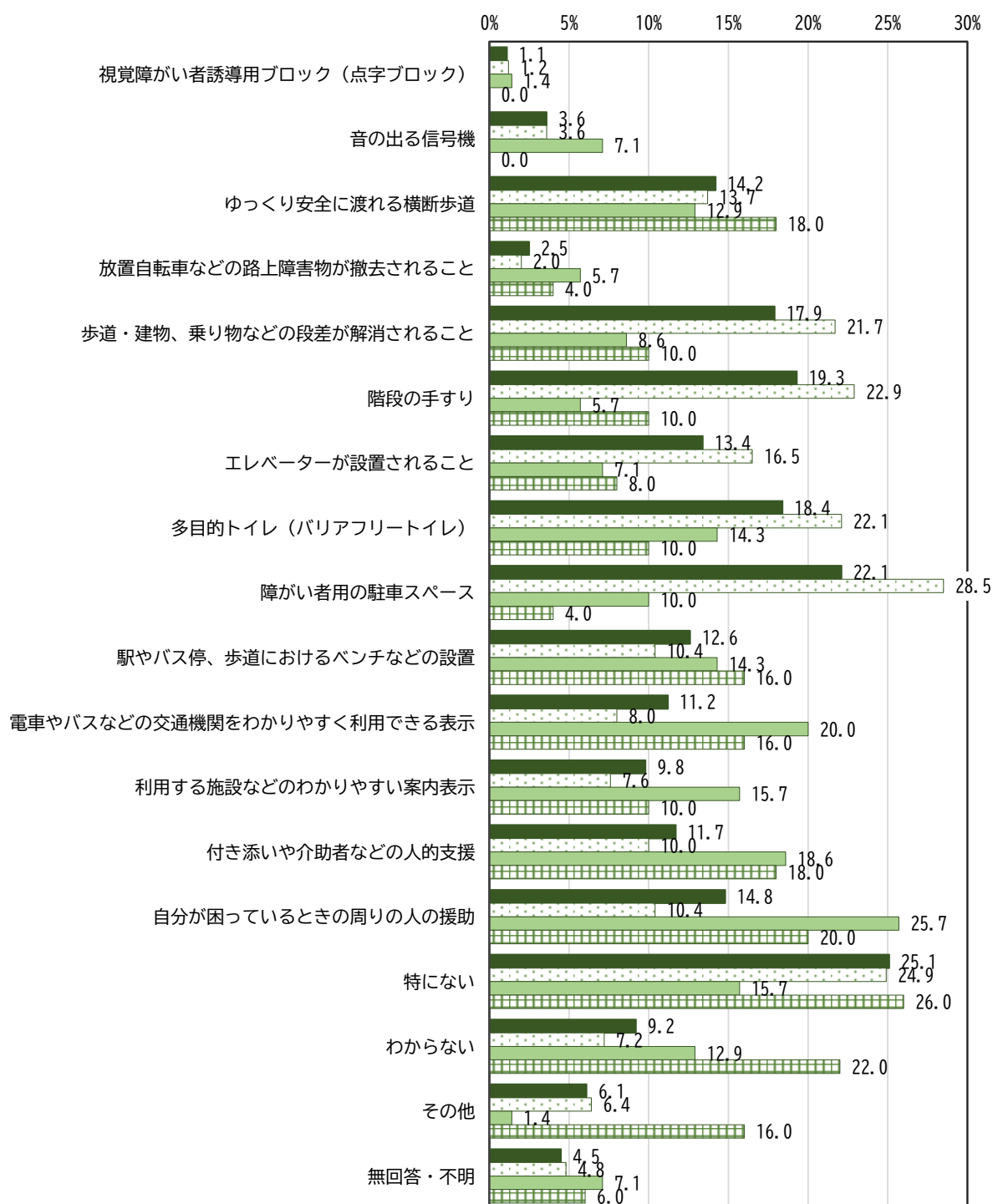
身体障害者手帳では、「自分の健康や体力に自信がない」が多くなっています。療育手帳では、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が多くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「十分な収入が得られない」「自分の健康や体力に自信がない」が多くなっています。



■全体 (N=358) □身体障害者手帳 (N=249)
 ■療育手帳 (N=70) □精神障害者保健福祉手帳 (N=50)

問 あなたが外出することを考えたとき、もしくは外出するとき、充実してほしいことはありますか。

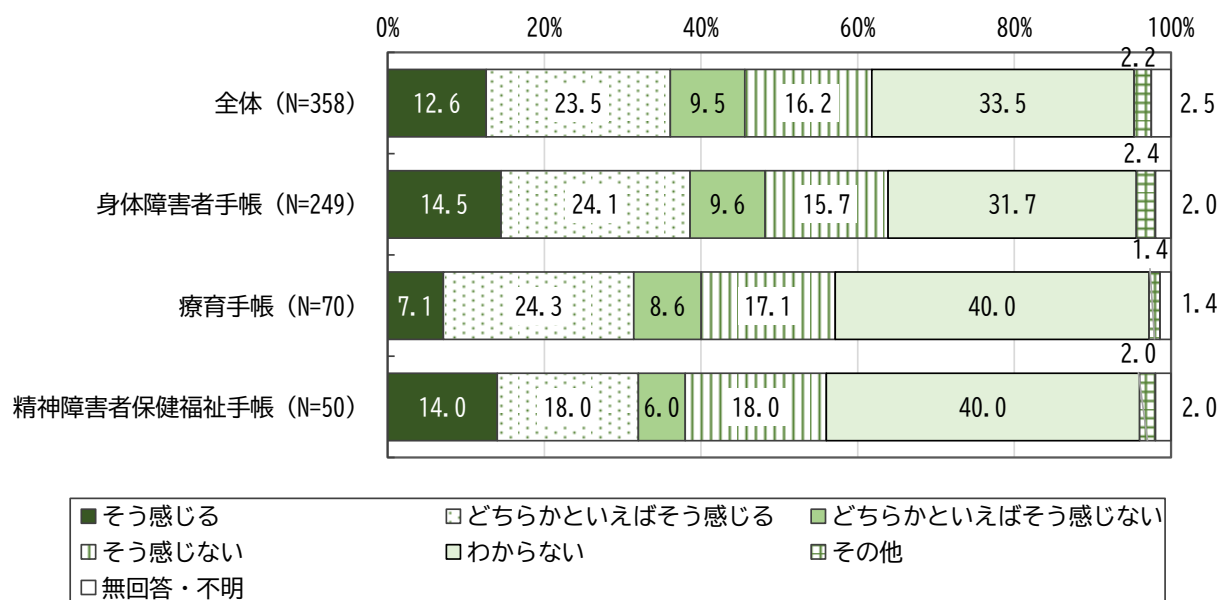
身体障害者手帳では、「障がい者用の駐車スペース」「階段の手すり」が多くなっています。療育手帳では、「自分が困っているときの周りの人の援助」「電車やバスなどの交通機関をわかりやすく利用できる表示」が多くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「自分が困っているときの周りの人の援助」が多くなっています。



■ 全体 (N=358) □ 身体障害者手帳 (N=249)
 ■ 療育手帳 (N=70) □ 精神障害者保健福祉手帳 (N=50)

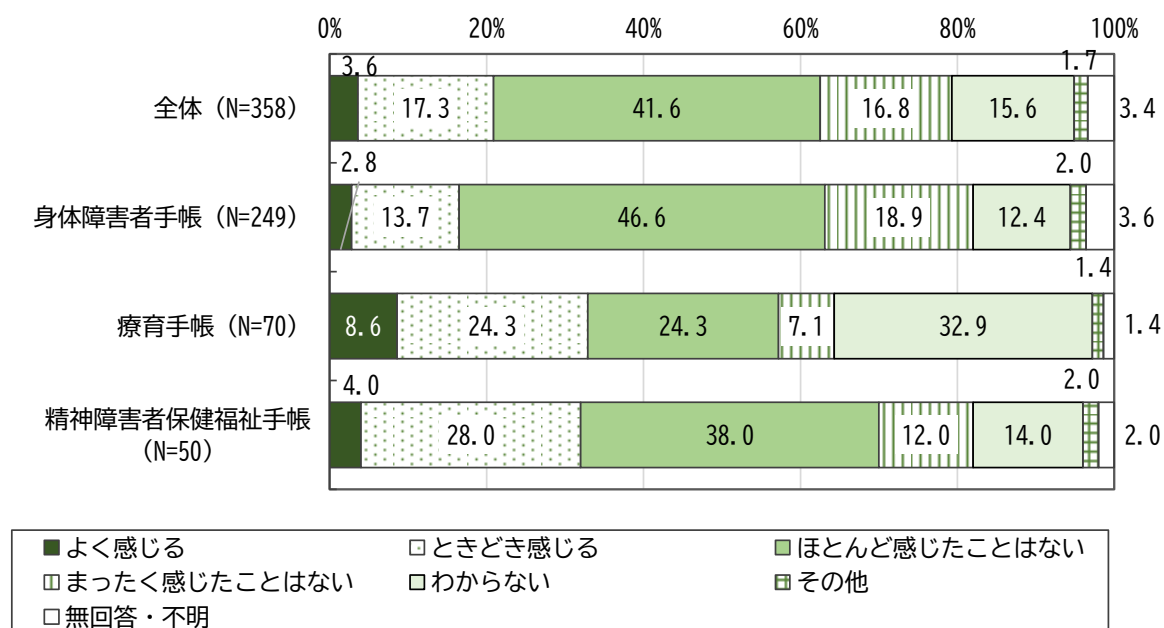
問 あなたは地域の人たちから適切な配慮を受けていると感じますか。

いずれも「わからない」が最も多くなっており、次いで「どちらかといえばそう感じる」が多くなっています。



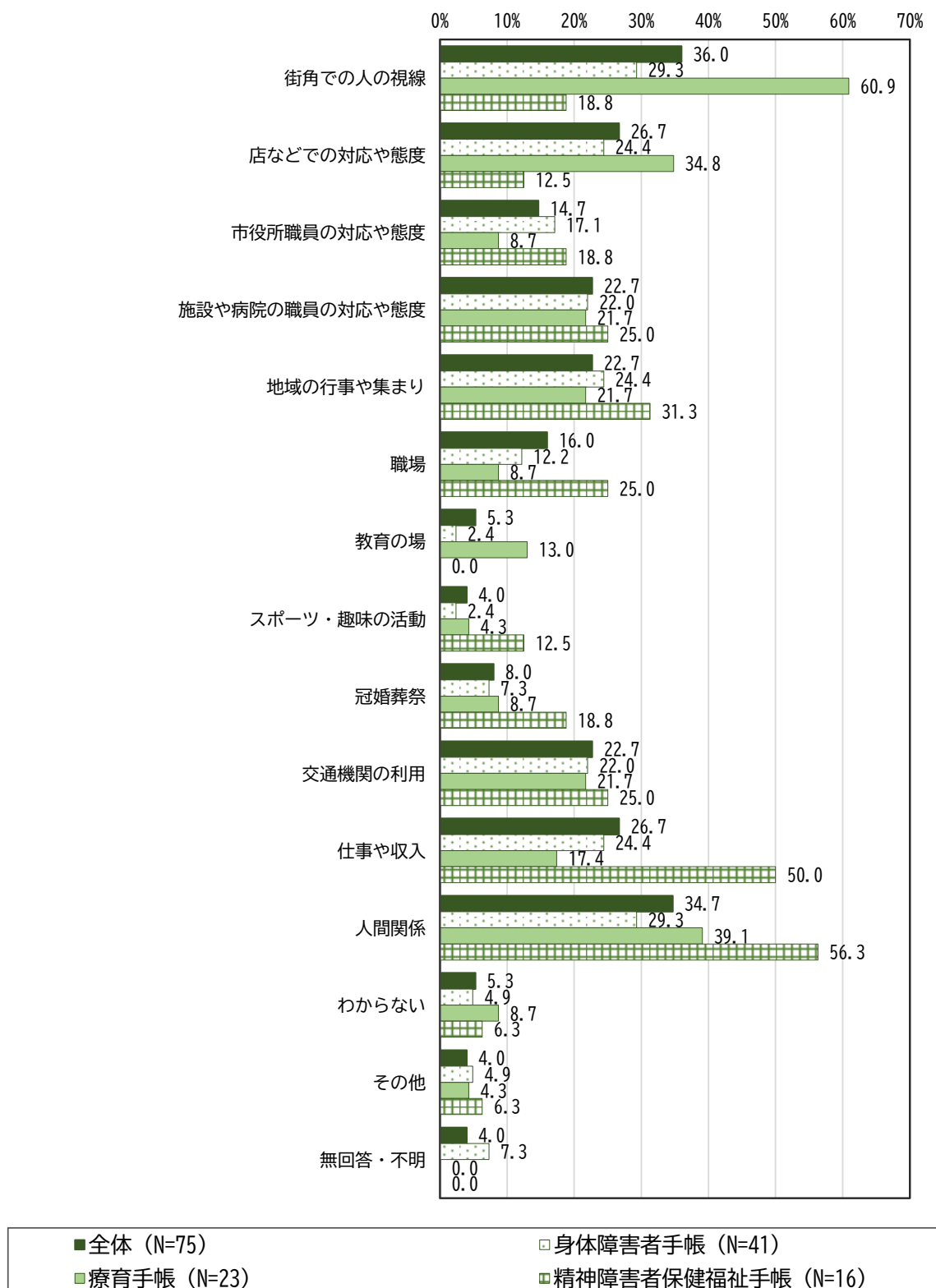
問 日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがありますか。

身体障害者手帳では、「ほとんど感じたことはない」が最も多くなっています。療育手帳では、「わからない」が最も多く、次いで「ときどき感じる」「ほとんど感じたことはない」が多くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「ほとんど感じたことはない」が最も多くなっています。



問（先の質問で「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した方のみ）日常生活において、どのようなときに差別や偏見、疎外感を感じましたか。

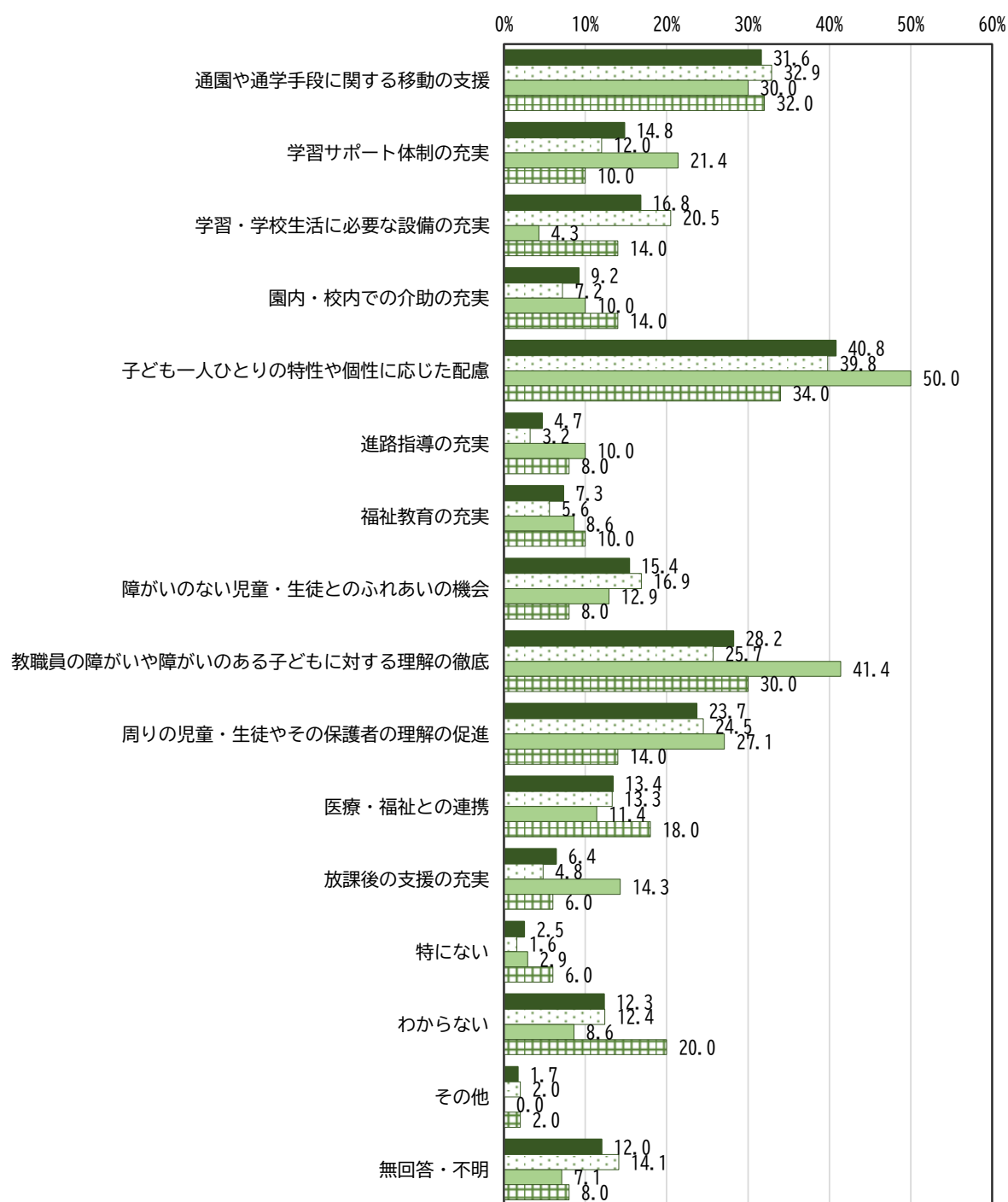
身体障害者手帳では、「街角での人の視線」「人間関係」「店などでの対応や態度」「地域の行事や集まり」「仕事や収入」が多くなっています。療育手帳では、「街角での人の視線」「人間関係」「店などでの対応や態度」が多くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「人間関係」「仕事や収入」「地域の行事や集まり」が多くなっています。



■教育について

問 障がいのある子どもが学校や保育所・幼稚園などでの生活を送るうえで、必要だと思うことは、どのようなことですか。

いずれにおいても、「子ども一人ひとりの特性や個性に応じた配慮」「教職員の障がいや障がいのある子どもに対する理解の徹底」「通園や通学手段に関する移動の支援」が多くなっています。



■全体 (N=358)

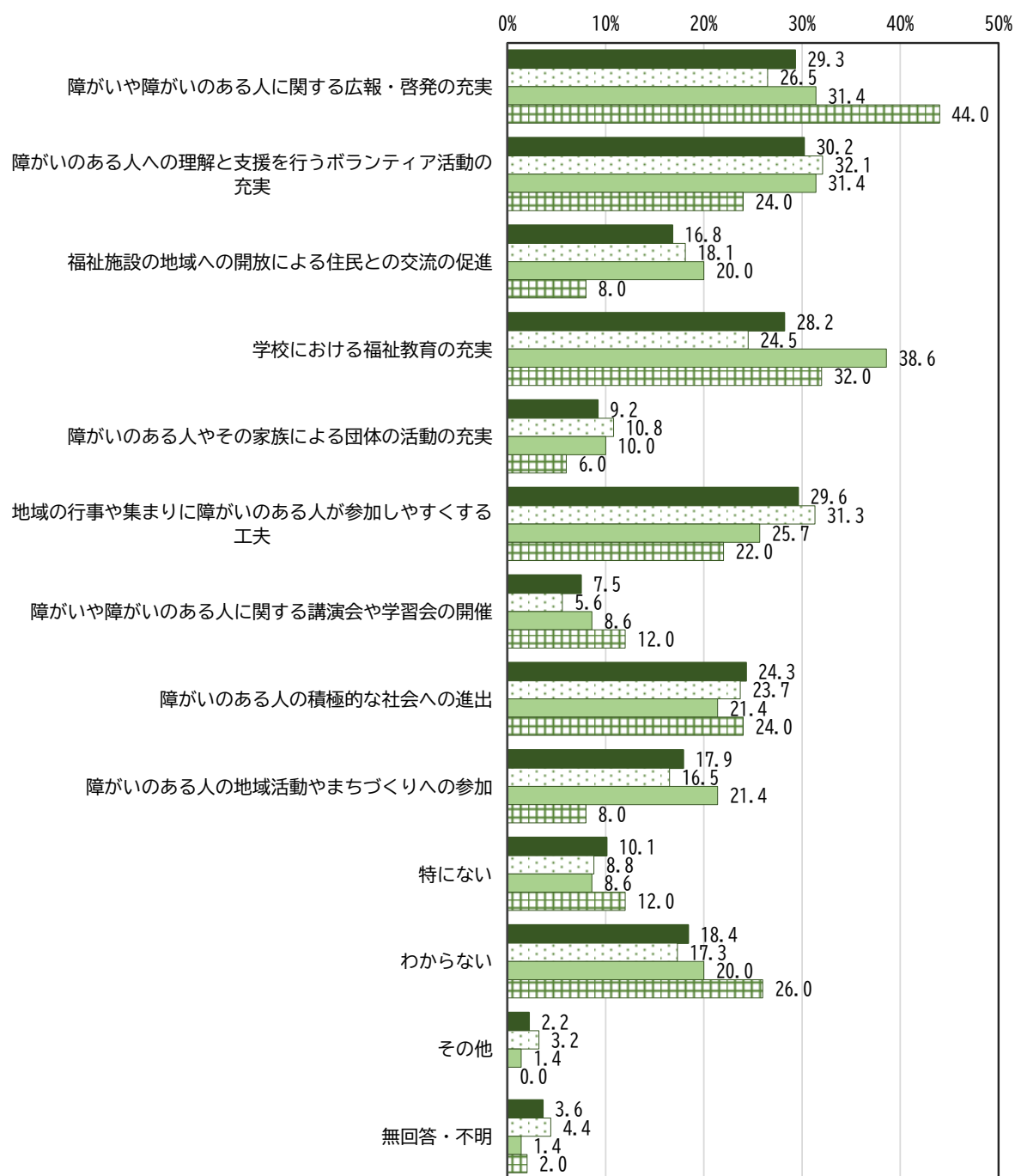
■療育手帳 (N=70)

□身体障害者手帳 (N=249)

▨精神障害者保健福祉手帳 (N=50)

問 あなたが障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことは、どのようなことですか。

身体障害者手帳では、「障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実」「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実」が多くなっています。療育手帳では、「学校における福祉教育の充実」「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実」「障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実」が多くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実」「学校における福祉教育の充実」が多くなっています。



■全体 (N=358) □身体障害者手帳 (N=249)
 ■療育手帳 (N=70) ■精神障害者保健福祉手帳 (N=50)

■雇用について

問 現在、あなたはどのような仕事をしていますか。

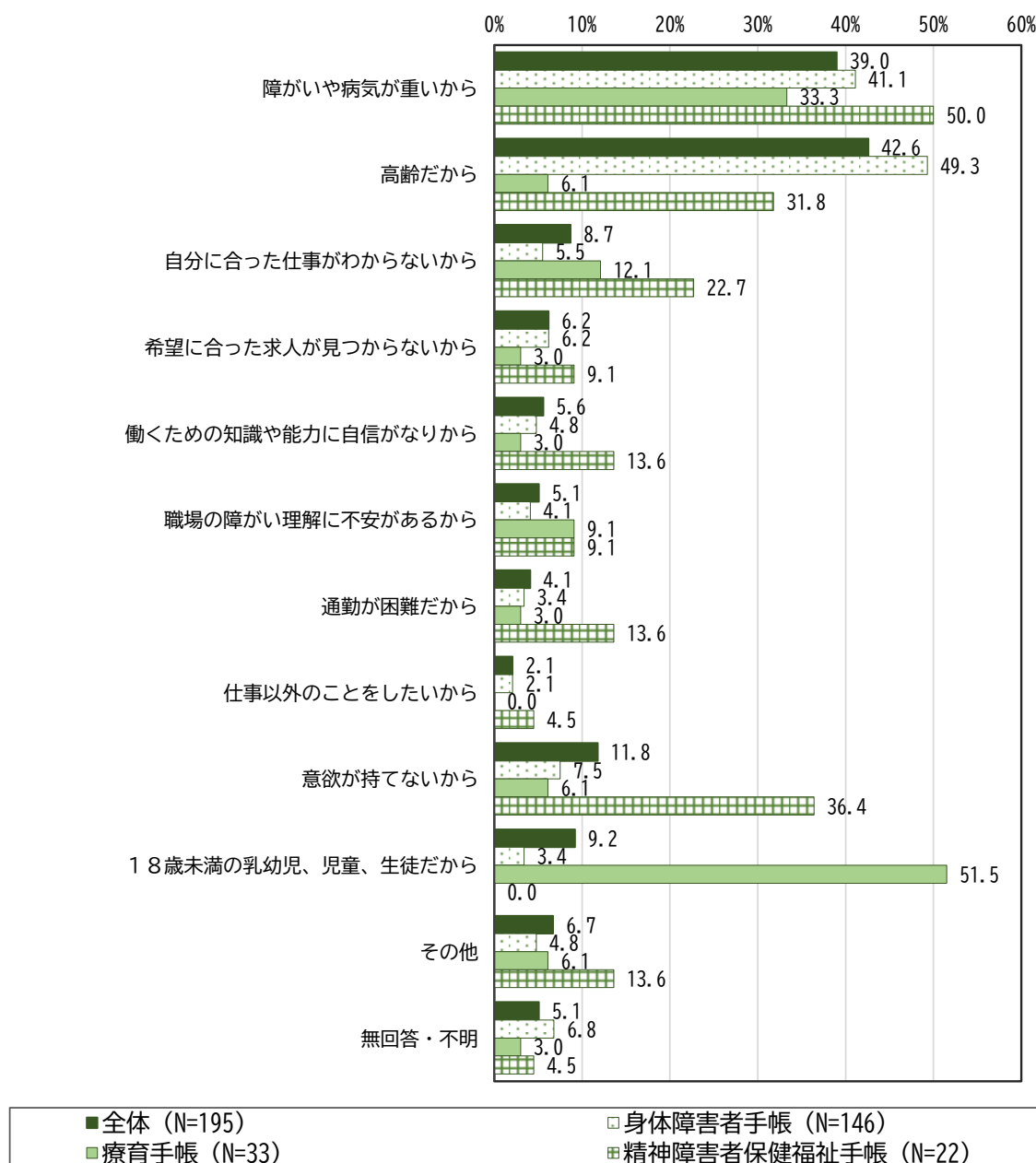
全体では、「現在、仕事はしていない」が最も多くなっています。男女別にみると、男性では「会社などで正社員・正職員として働いている」が女性と比べて多くなっています。年代別にみると、「30～39 歳」「40～49 歳」で「現在、仕事はしていない」の割合が低くなっています。障がい種別にみると、いずれも「現在、仕事はしていない」が最も多くなっています。

		合計 上：頻度 下：%	現在、仕事 はしていない	会社などで 正社員・正 職員として働 いている	パートタイム やアルバイト として働いて いる	就労移行支 援もしくは 就労継続支 援A型／B型 を利用して働 いている	地域活動支 援センター のサービス を利用しな がら仕事を している	自営業をし ている	内職や自営 業の手伝い をしている	わからない	その他	無回答・不 明
合計		358	195	37	27	40	1	21	7	5	17	8
		100	54.5	10.3	7.5	11.2	0.3	5.9	2	1.4	4.7	2.2
性別	男性	192	96	29	8	26	1	15	5	-	7	5
		100	50.0	15.1	4.2	13.5	0.5	7.8	2.6	-	3.6	2.6
	女性	154	92	7	19	14	-	5	2	3	10	2
		100	59.7	4.5	12.3	9.1	-	3.2	1.3	1.9	6.5	1.3
年代	0～9歳	9	7	-	-	-	-	-	-	1	-	1
		100	77.8	-	-	-	-	-	-	11.1	-	11.1
	10～17歳	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		100	91.7	-	-	-	-	-	-	-	-	8.3
	18～29歳	23	7	4	1	8	-	-	-	1	2	-
		100	30.4	17.4	4.3	34.8	-	-	-	4.3	8.7	-
	30～39歳	18	2	5	3	4	1	2	-	1	-	-
		100	11.1	27.8	16.7	22.2	5.6	11.1	-	5.6	-	-
	40～49歳	33	5	5	5	14	-	-	1	-	1	2
		100	15.2	15.2	15.2	42.4	-	-	3.0	-	3.0	6.1
	50～59歳	32	15	7	5	2	-	1	-	-	2	-
		100	46.9	21.9	15.6	6.3	-	3.1	-	-	6.3	-
	60～69歳	94	51	10	10	8	-	8	3	-	4	-
		100	54.3	10.6	10.6	8.5	-	8.5	3.2	-	4.3	-
	70歳以上	122	91	3	2	3	-	9	3	-	8	3
		100	74.6	2.5	1.6	2.5	-	7.4	2.5	-	6.6	2.5
障がい種別	身体障害者 手帳	249	146	30	20	9	1	19	6	1	12	5
		100	58.6	12.0	8.0	3.6	0.4	7.6	2.4	0.4	4.8	2.0
	療育手帳	70	33	5	3	23	1	-	-	1	3	1
		100	47.1	7.1	4.3	32.9	1.4	-	-	1.4	4.3	1.4
	精神障害者保健 福祉手帳	50	22	1	4	12	1	-	1	1	5	3
		100	44.0	2.0	8.0	24.0	2.0	-	2.0	2.0	10.0	6.0
診断等の有無	難病	41	26	3	1	5	1	2	-	-	2	1
		100	63.4	7.3	2.4	12.2	2.4	4.9	-	-	4.9	2.4
	高次脳機能 障がい	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		100	75.0	-	-	-	-	-	-	-	-	25.0
	発達障がい	16	9	1	-	4	-	1	-	-	-	1
		100	56.3	6.3	-	25.0	-	6.3	-	-	-	6.3

※網掛け赤字斜体は、当該カテゴリーの上位3位

問【就労していない方のみ】あなたが就労していない理由は何ですか。

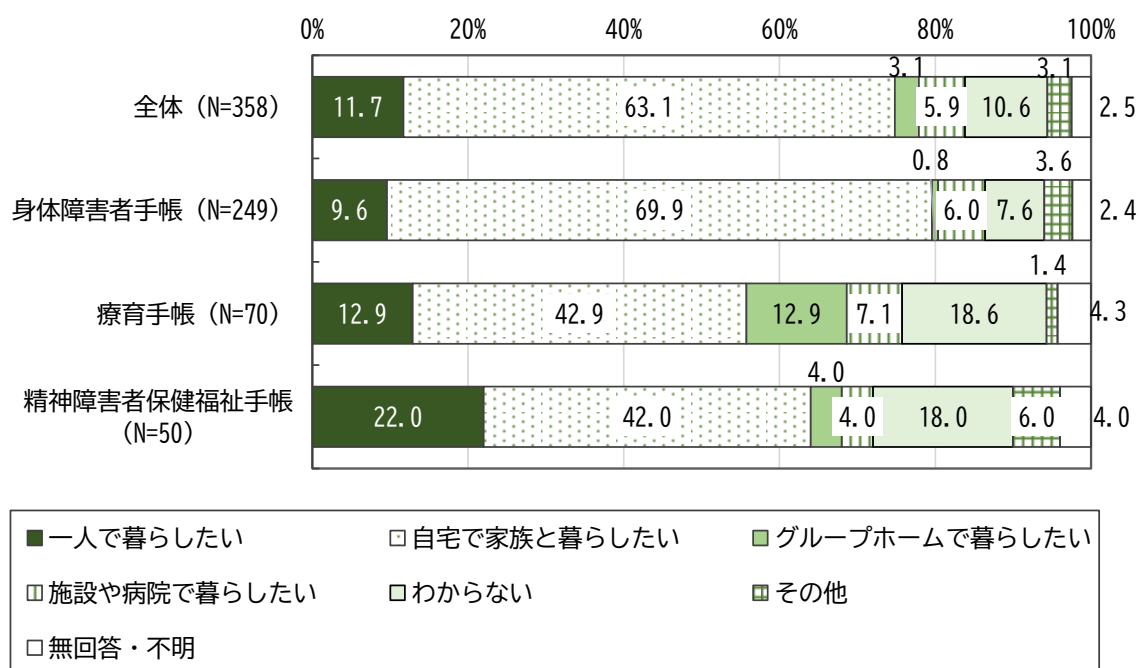
全体では、「高齢だから」が最も多くなっています。身体障害者手帳では、「高齢だから」「障がいや病気が重いから」が多くなっています。療育手帳では、「18歳未満の乳幼児、児童、生徒だから」を除くと、「障がいや病気が重いから」、「自分に合った仕事が見つからないから」が多くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「障がいや病気が重いから」「意欲が持てないから」「高齢だから」が多くなっています。



■今後の暮らしについて

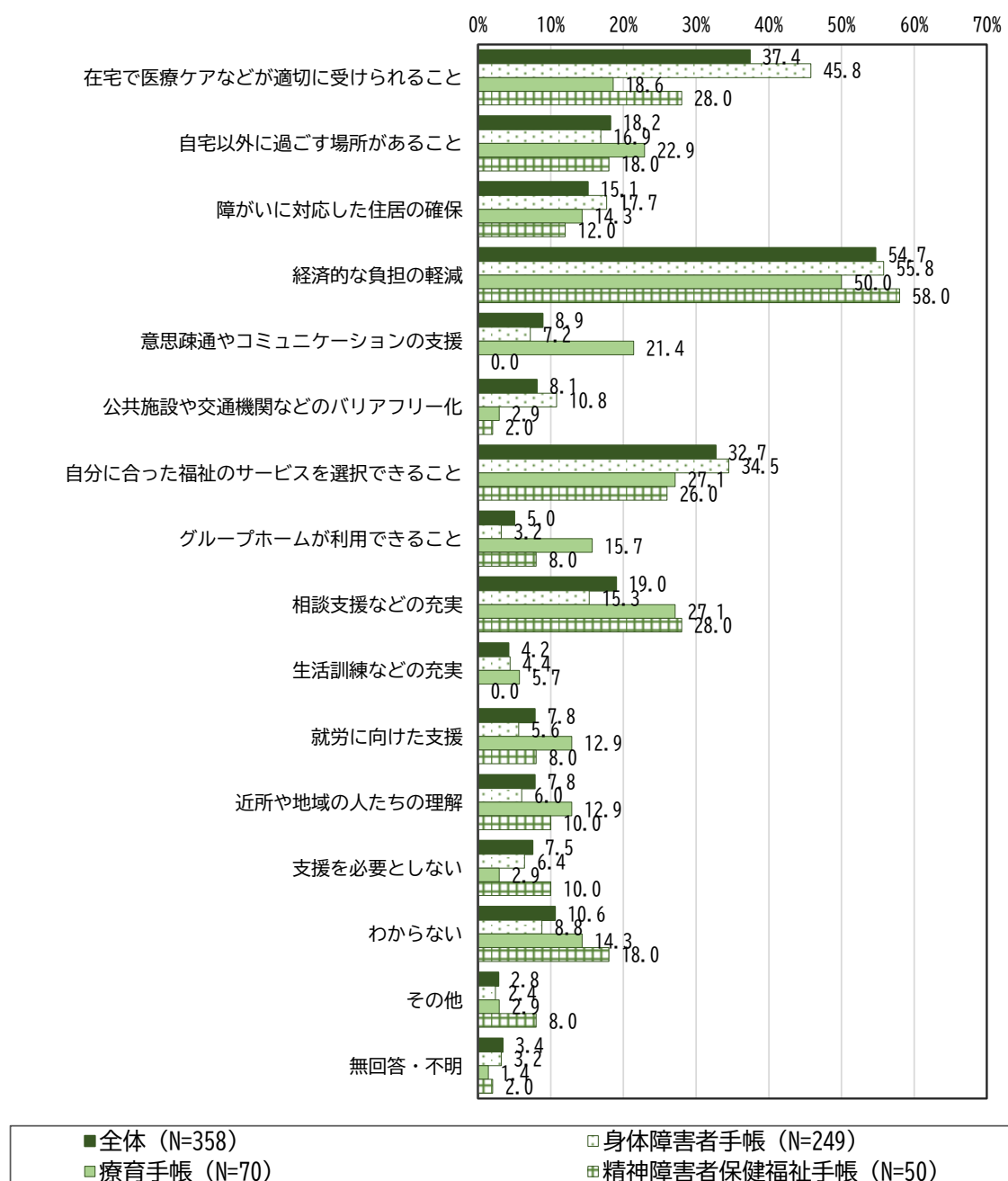
問 あなたは今後、どのように暮らしたいですか。

いずれにおいても、「自宅で家族と暮らしたい」が多くなっています。



問 あなたが自宅など、地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか。

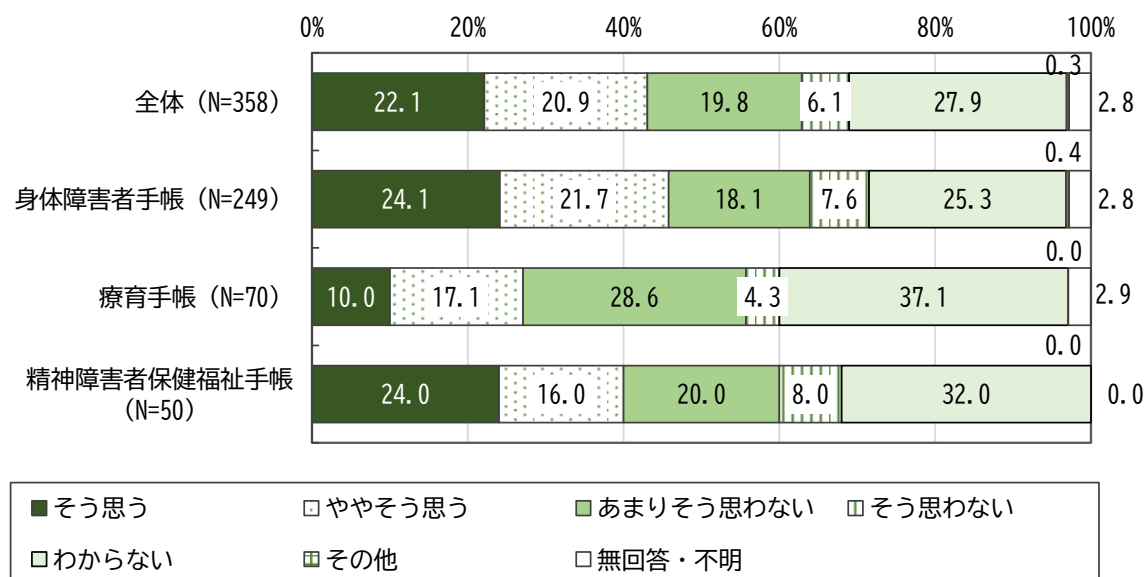
身体障害者手帳では、「経済的な負担の軽減」「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」「自分に合った福祉のサービスを選択できること」が多くなっています。療育手帳では、「経済的な負担の軽減」「自分に合った福祉のサービスを選択できること」「相談支援などの充実」が多くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「経済的な負担の軽減」「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」「相談支援などの充実」が多くなっています。



■差別の解消や権利を守ることにについて

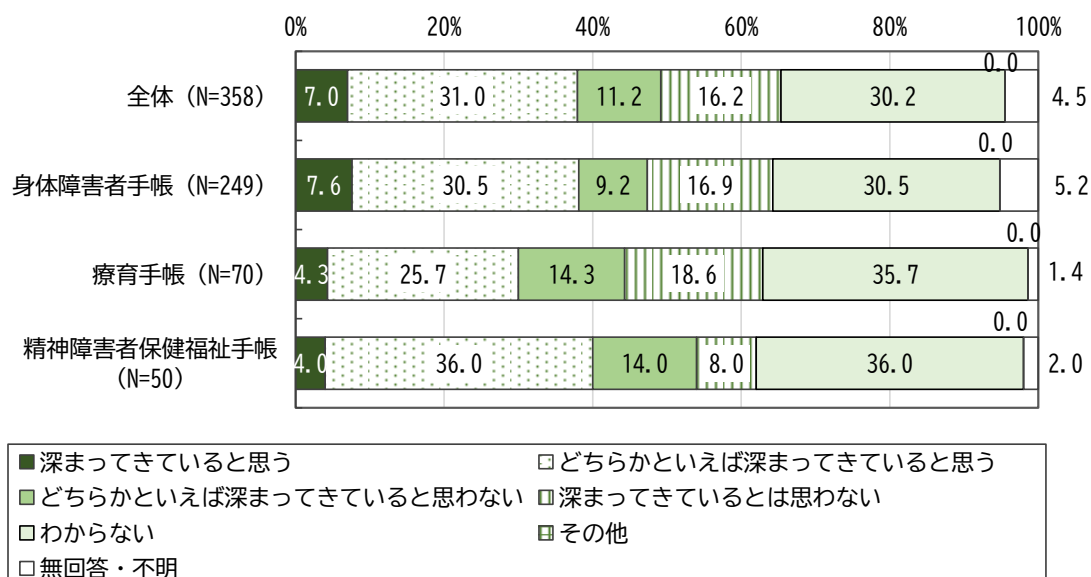
問 あなたは市内の公共施設(市役所など)が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思いますか。

いずれにおいても、「わからない」が最も多くなっています。療育手帳において、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合計した割合が高くなっています。



問 あなたは周囲の人の「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきていると思いますか。

療育手帳において、「どちらかといえば深まってきていると思わない」「深まってきているとは思わない」を合計した割合が他と比較して高くなっています。精神障害者保健福祉手帳において、「深まってきていると思う」「どちらかといえば深まってきていると思う」を合計した割合が他と比較して高くなっています。



(2) 市民アンケート調査

1. 調査概要

○対象地域：玉名市全域

○対象者数：18歳以上の玉名市民より無作為抽出された1,500人

○調査期間：令和5年9月7日～令和5年9月20日まで

○調査方法：郵送調査法、WEB調査の併用

2. 回収結果

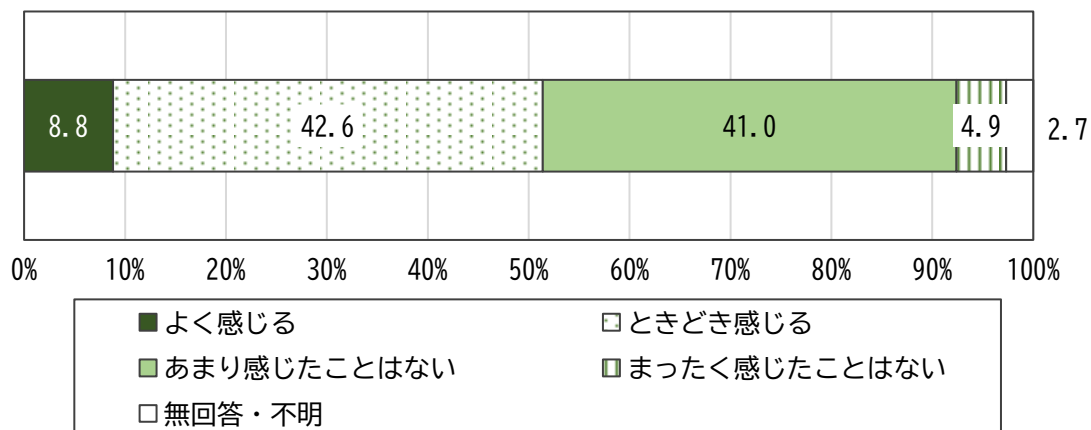
配布数	有効回収数	有効回答率
1,500 件	592 件 ・郵送または直接提出による回答:495 件 ・WEB による回答:97 件	39.5%

＜障がいのある人に対する理解＞

問 あなたは日常生活において、障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別・偏見があると感じますか。

「よく感じる」「ときどき感じる」を合計した割合は51.4%、「あまり感じたことはない」「まったく感じたことはない」を合計した割合は45.9%となっています。

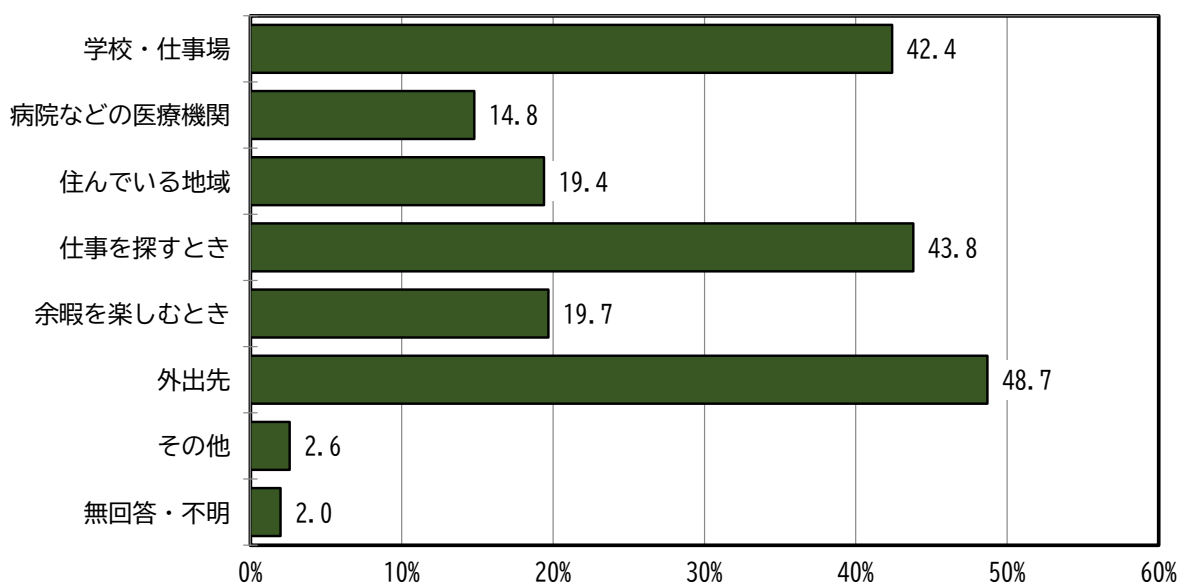
N=592



問 (先の問で「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した方のみ) どのような場所・状況で差別・偏見があると感じますか。

「外出先」が48.7%で最も高くなっています。次いで「仕事を探すとき」が43.8%、「学校・仕事場」が42.4%となっています。

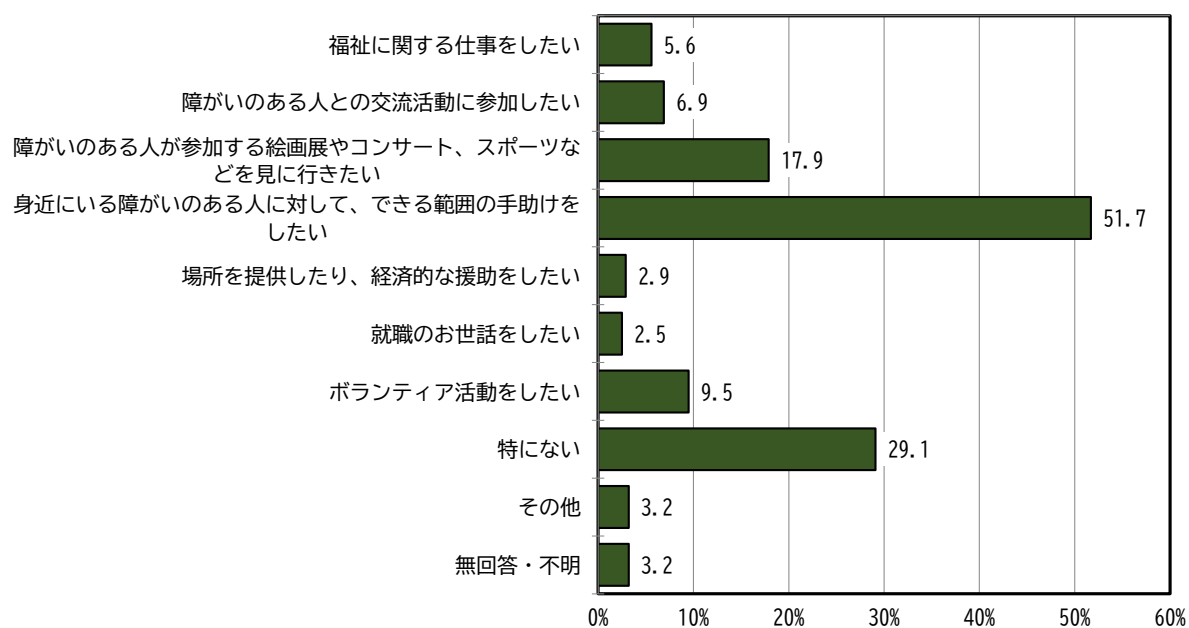
N=304



問 障がいのある人とのかかわりについて、今後、障がいのある人に対し、あなたがしたいと思うものはどれですか。

「身近にいる障がいのある人に対して、できる範囲の手助けをしたい」が 51.7%を占めています。「特にない」が 29.1%、「障がいのある人が参加する絵画展やコンサート、スポーツなどを見に行きたい」が 17.9%となっています。

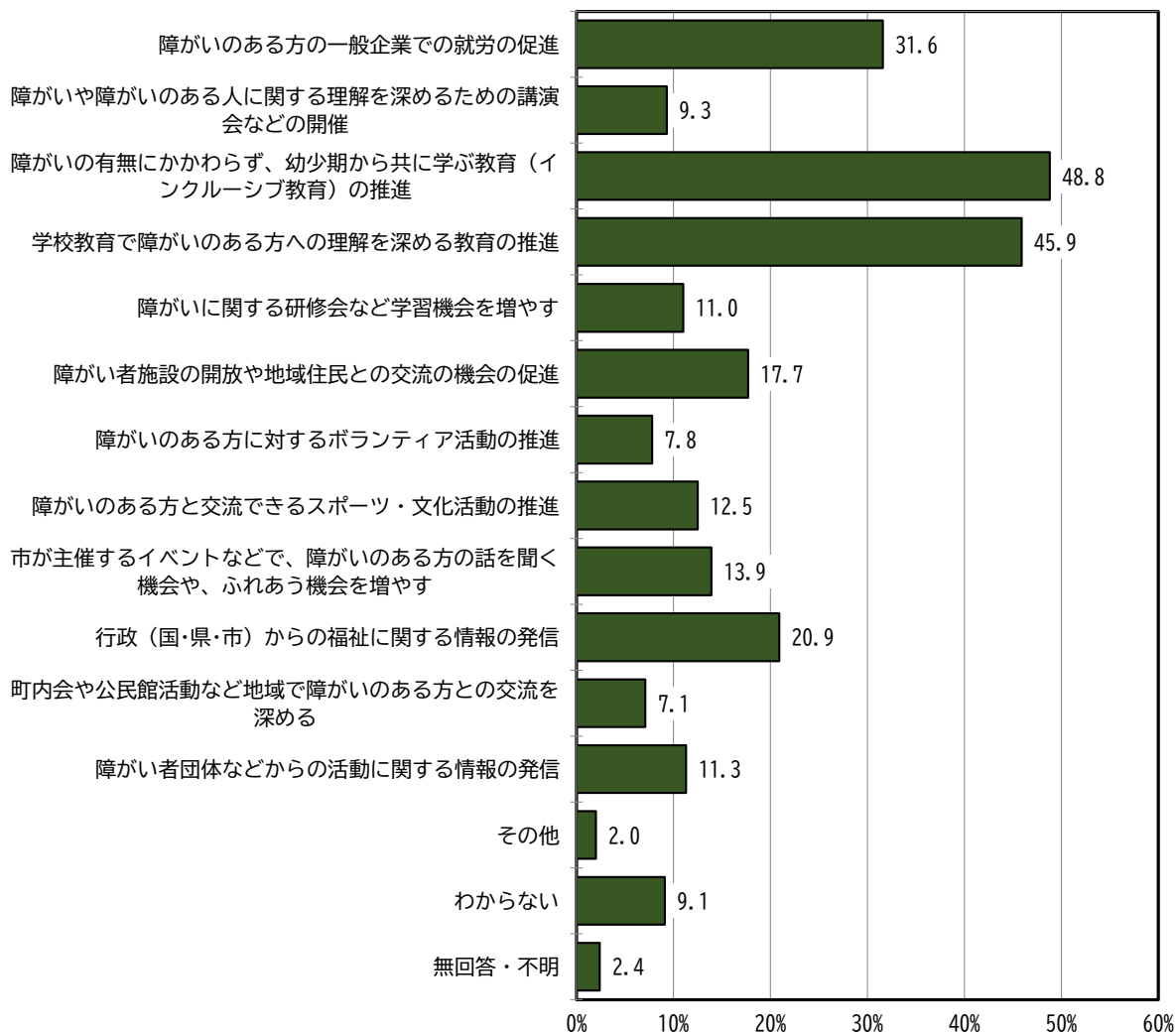
N=592



問 あなたは、障がいのある人への理解を深めるためには、特に何が必要であると思いますか。

「障がいの有無にかかわらず、幼少期から共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進」が48.8%で最も高くなっています。次いで「学校教育で障がいのある方への理解を深める教育の推進」が45.9%、「障がいのある方の一般企業での就労の促進」が31.6%となっています。

N=592

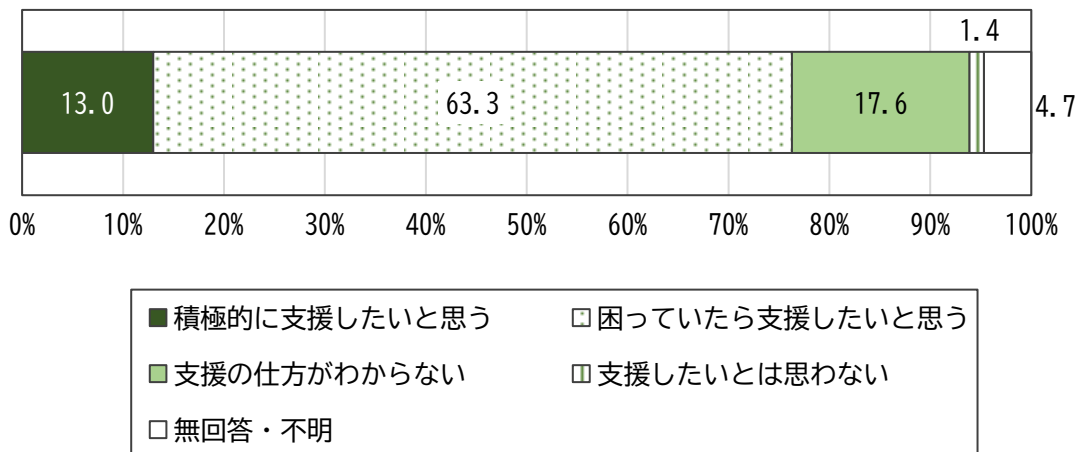


<障がいのある人への支援について>

問 あなたは、今後、障がいのある人が困っていたら支援しますか。

「困っていたら支援したいと思う」が 63.3%を占めています。「支援の仕方がわからない」が 17.6%、「積極的に支援したいと思う」が 13.0%となっています。

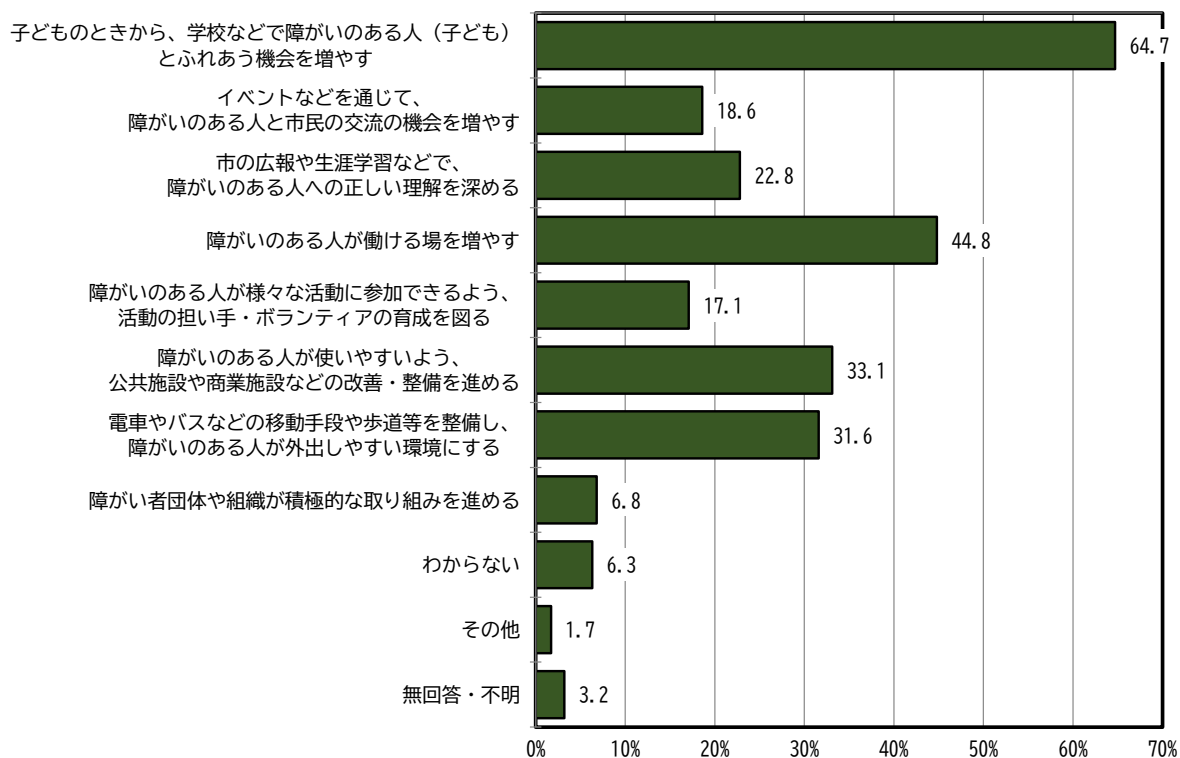
N=592



問 あなたは、障がいのある人が地域や社会の活動に積極的に参加するため、特に大切なことは何だと思いますか。

「子どものときから、学校などで障がいのある人（子ども）とふれあう機会を増やす」が 64.7%を占めています。「障がいのある人が働ける場を増やす」が 44.8%、「障がいのある人が使いやすいよう、公共施設や商業施設などの改善・整備を進める」が 33.1%となっています。

N=592

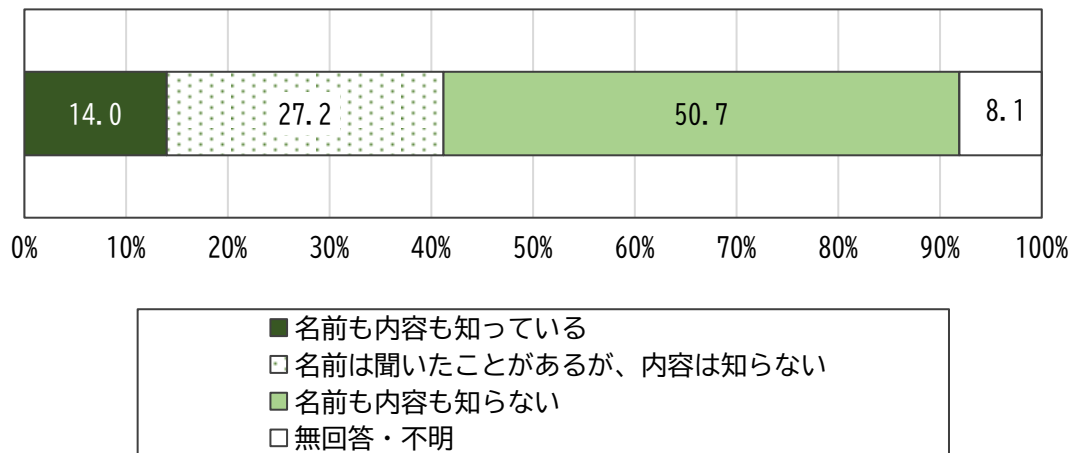


<福祉のまちづくり・人権尊重について>

問 合理的配慮について知っていますか。

「名前も内容も知らない」が 50.7%を占めています。「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 27.2%、「名前も内容も知っている」が 14.0%となっています。

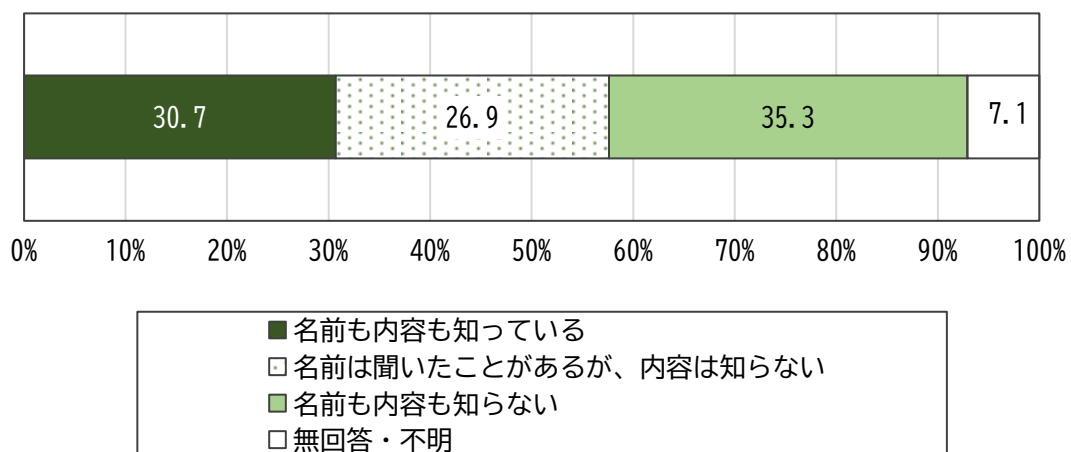
N=592



問 ヘルプマークについて知っていますか。

「名前も内容も知らない」が 35.3%で最も高くなっています。次いで「名前も内容も知っている」が 30.7%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 26.9%となっています。

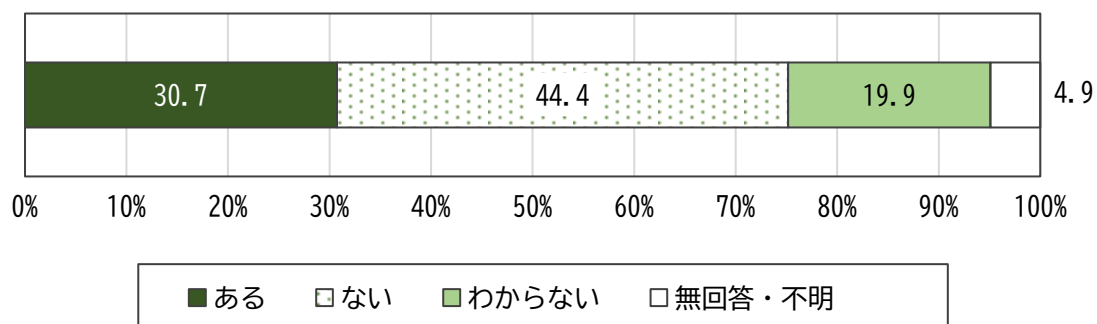
N=592



問 あなたは、障がいのある方が差別されている状況を、見たり聞いたりしたことがありますか。

「ない」が 44.4%で最も高くなっています。次いで「ある」が 30.7%、「わからない」が 19.9%となっています。

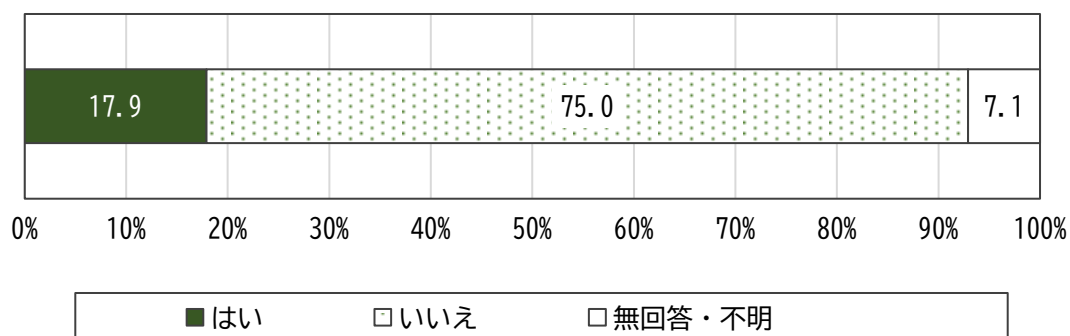
N=592



問 あなたは、過去に障がいのある方に偏見や差別意識を持ったことがありますか。

「いいえ」が 75.0%となっています。

N=592



(3) 事業所アンケート調査

1. 実施概要

- 対象地域：玉名市全域
- 対象：障がい福祉サービス事業所
- 調査期間：令和5年9月7日～令和5年9月20日まで
- 調査方法：メールによる調査票の発送、回収、WEB 調査の併用

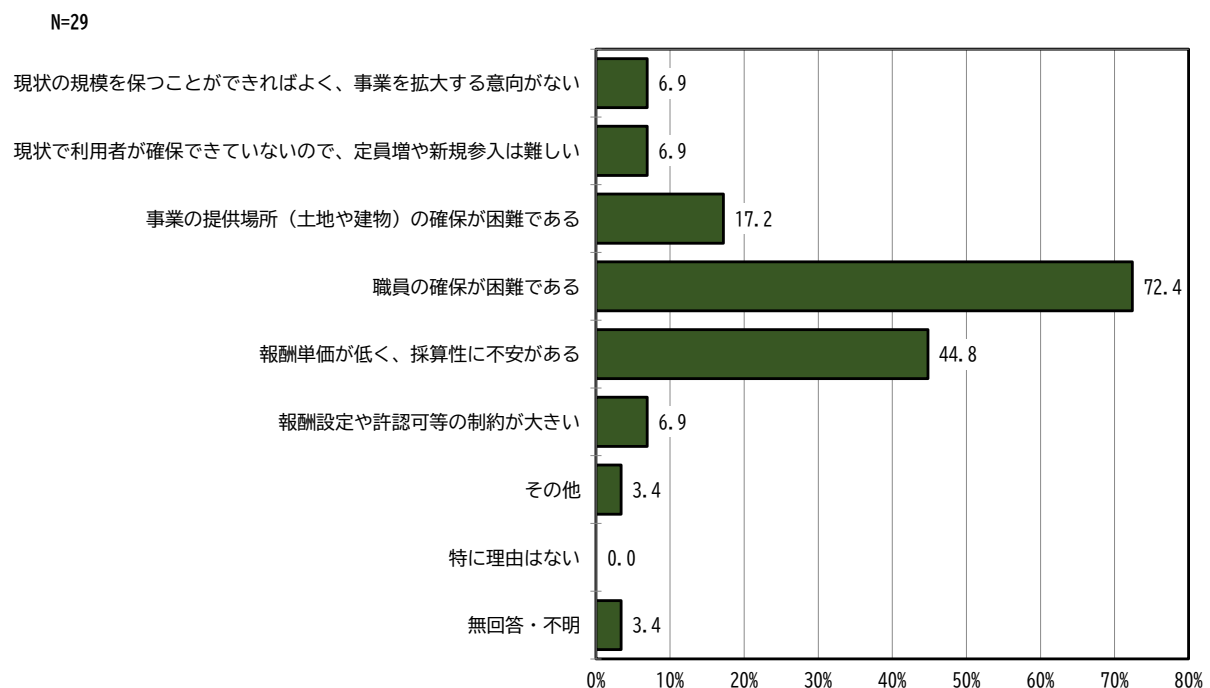
2. 回収結果

配布数	有効回収数	有効回答率
46 件	29 件	63.0%

3. 調査結果

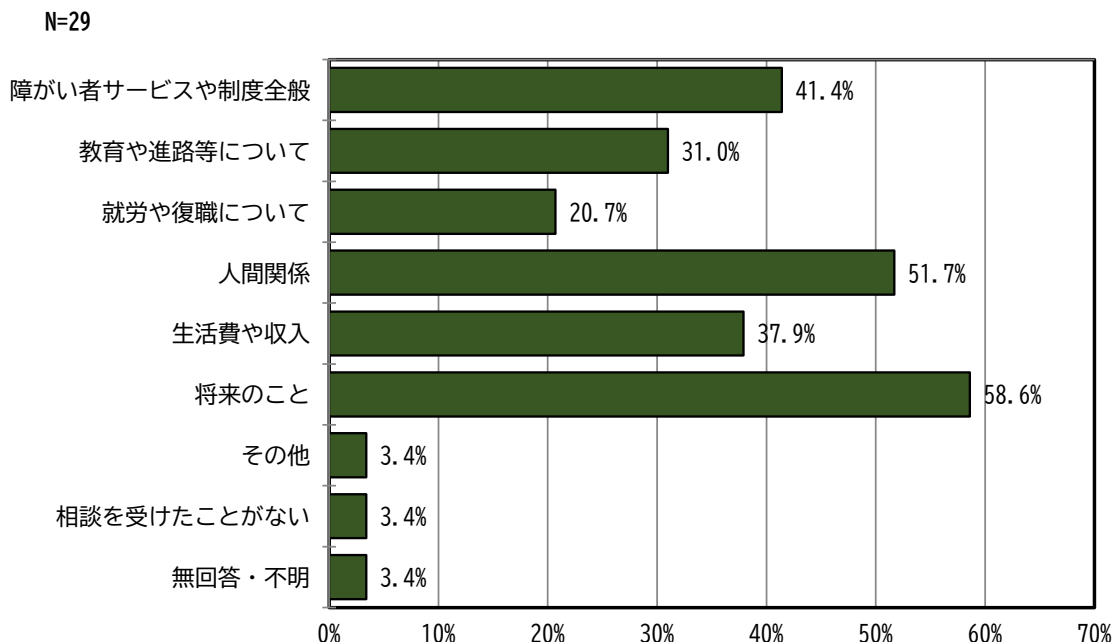
問 玉名市では一部のサービス、「居宅介護」「共同生活援助」「障がい児相談支援」等においては、あまり事業所の増加が進んでいないのが現状です。事業所定員の増員や新規参入が進まない理由は何ですか。

「職員の確保が困難である」が 72.4%となっています。



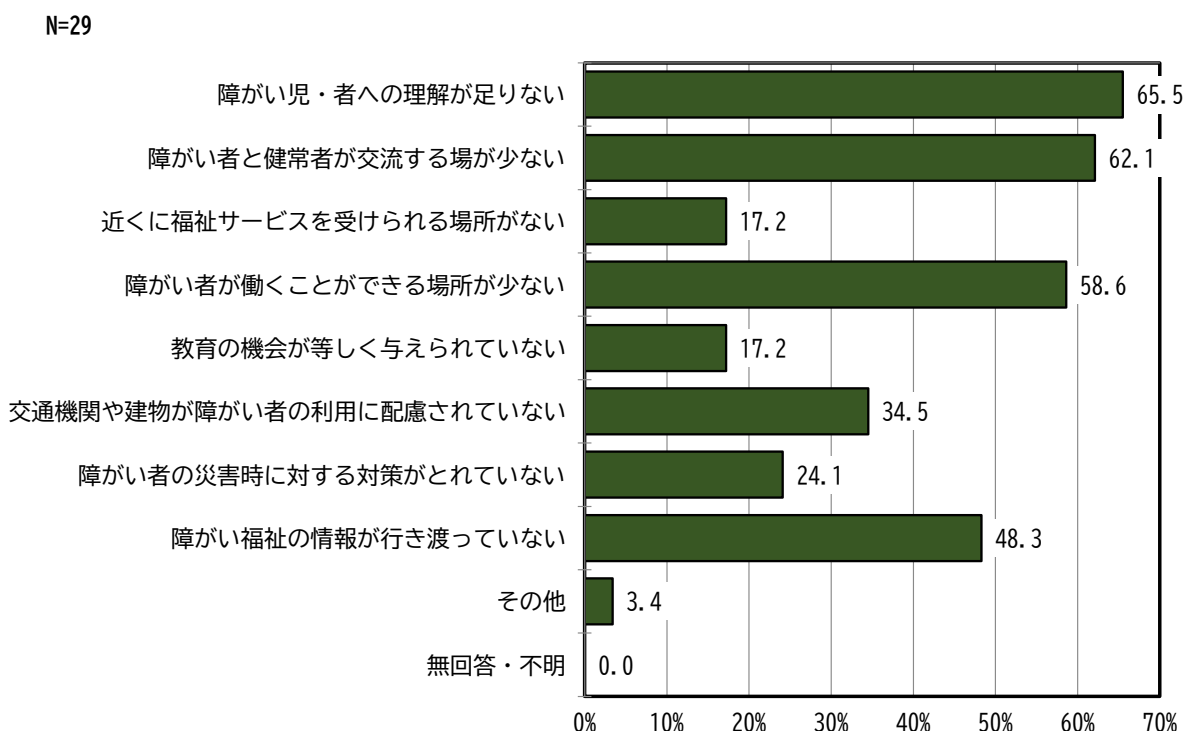
問 障がい者やその家族から日常の困りごとや問題等に関する相談を受けたことがある場合、その相談内容で多かった内容はどのようなものですか。

「将来のこと」が 58.6%を占めています。「人間関係」が 51.7%、「障がい者サービスや制度全般」が 41.4%で続いています。



問 ふだんの活動を通じて感じておられる地域の課題にはどのようなことがありますか。

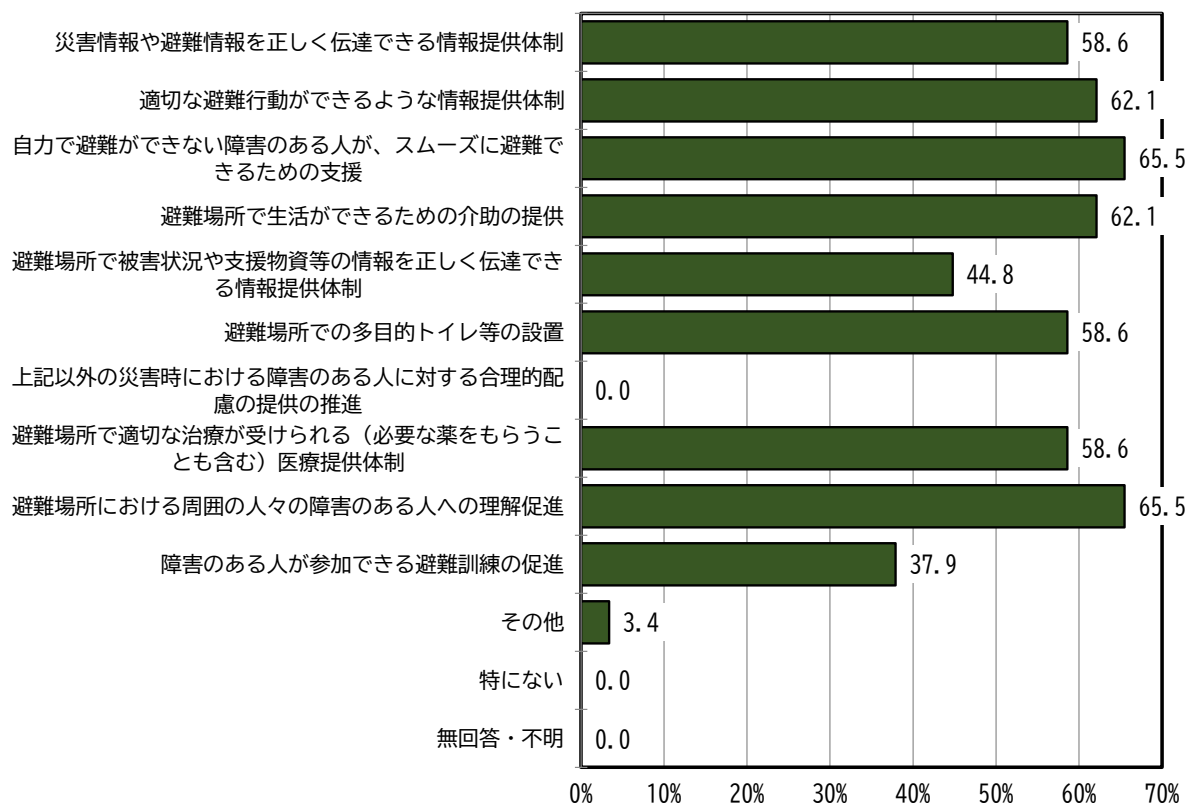
「障がい児・者への理解が足りない」が 65.5%を占めています。「障がい者と健常者が交流する場が少ない」が 62.1%、「障がい者が働くことができる場所が少ない」が 58.6%で続いています。



問 災害時に障がいのある人へ必要な支援は何だと思いますか

「自力で避難ができない障害のある人が、スムーズに避難できるための支援」、「避難場所における周囲の人々の障害のある人への理解促進」が 65.5%を占めています。「適切な避難行動ができるような情報提供体制」、「避難場所での生活ができるための介助の提供」が 62.1%、「災害情報や避難情報を正しく伝達できる情報提供体制」、「避難場所での多目的トイレ等の設置」、「避難場所での適切な治療が受けられる（必要な薬をもらうことも含む）医療提供体制」が 58.6%で続いています。

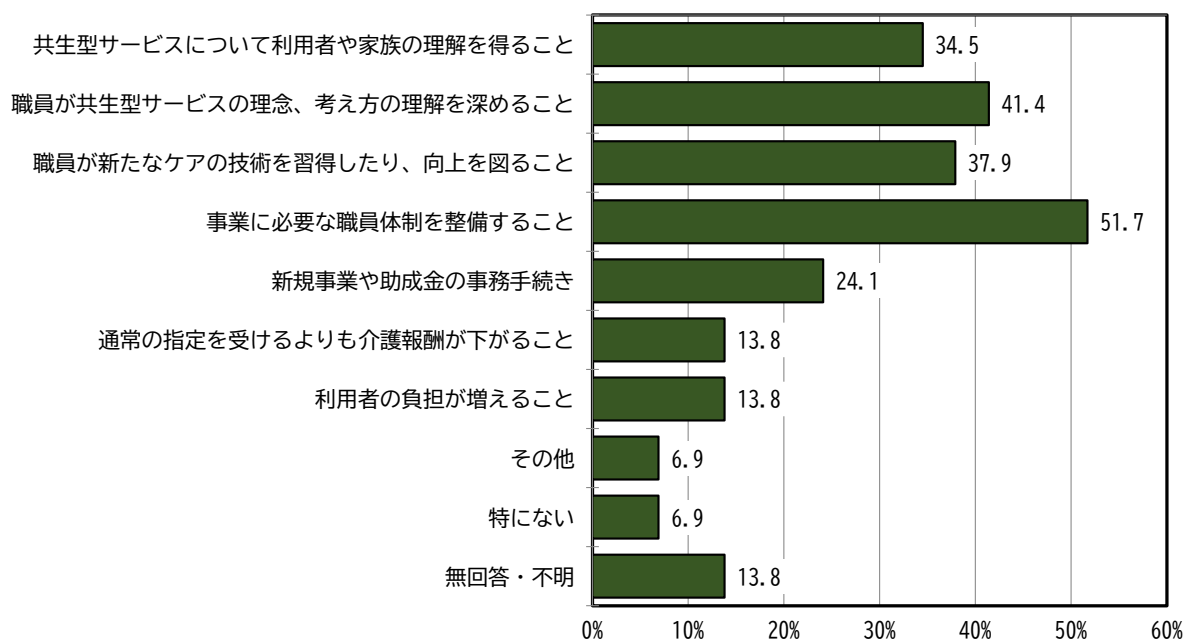
N=29



問 共生型サービスを推進するにあたってどのような課題を感じますか。

「事業に必要な職員体制を整備すること」が 51.7%を占めています。「職員が共生型サービスの理念、考え方の理解を深めること」が 41.4%、「職員が新たなケアの技術を習得したり、向上を図ること」が 37.9%で続いています。

N=29



(4) 団体ヒアリング調査

1. 調査概要

調査対象：玉名市手をつなぐ育成会、玉名市精神障害者家族会分会、

玉名市身体障害者福祉協議会、回復者クラブ虹の会

調査期間：令和5年9月 20 日～令和5年9月 29 日まで

調査方法：調査票の配布を通じたヒアリング調査

2. 調査結果（抜粋）

問 その他、障がい福祉サービスや地域生活支援事業に関して感じることをご記入ください。

- ・ 医療福祉を必要とする方が、自宅で閉じこもっている事例をよく耳にします。精神疾患に関しては病識のないケースが多く、受診、申請を前提とする制度では限界があります。
- ・ 会員の高齢のため、車の運転ができない人が増えている。玉名市の路線バスの廃止による影響も大きい。
- ・ 現在は高齢者の避難はあるけれど、障害者の避難は聞かないので障害者の活動がないと私は思っている。玉名市は年 1 回でもよいので障害者の集いをお願いします。
- ・ 現行の制度サービスを利用できない方がいます。
- ・ 交通アクセスについては、車を持ってない、または持っていない方などの玉名市内の移動は、主にバスの利用だと思います。しかし、家からバス停まで遠い方や沿線にバスが通らない方には、配慮が必要だと思います。タクシーを使うことになったり、経済的な負担がかかると感じます。

問 障がいのある人や障がいのある子どもの様子をみていて、どのようなことが問題や課題になっていると思いますか。また、その解決策として、どのようなことが考えられますか。

- ・ 身体、知的障がいについては医療的な判定識別がありますが、精神、発達障がいについては、障がいに対する認識、相談ケアの制度が不足し、結果として不登校となっているのではないかと。また、障がいに対する子どもの認識を高めるうえでは、健常者を含めた、「障がい」の知識の教育と、障がい者と共に過ごす中で、障がい者への理解を養うことが必要です。
- ・ 移動について、コミュニティバスの運行。ただ、バスの運行について利用状況、予算配分についてではなく、地域を育てる、人口を増やす、財源収入の確保ができるよう地域開発の発想、アイデアを生かせないか。そうすることで、収入が増えれば障害者のみならず、市全体にもプラスになるものと考えている。
- ・ まず、自分の障がいを受け入れることが大事だと思います。自分は障がいを持っているから何もできないと思うのではなく、自分でできることを模索し目標をみつけていくことが大事だと思います。そのために、環境を作ってサポートする手助けが必要になってくると思います。

問 障がいのある人や障がいのある子どもがいる家族の様子をみていて、どのようなことに困ったり、悩んだりしていると思いますか。

- ・ 自分は、後天性の障がい者です。ある日突然障がい者になり、家に引きこもっていると色々な補助を受けられたのに受けられませんでした。今思うと誰か教えてくれる人がいればこんな思いはしなくて済んだと後悔します。同じ人がいなくなるような仕組みを作ってほしいと思います。
- ・ 情報取得格差。現代における情報取得の多くはネットからが多い中、そもそも機器がなかったり、理解力が乏しかったりする知的障がいの方やそのご家族は、情報取得が難しいことがあります。
- ・ 障がいを持った子どもさんの子育てをしておられる家庭は、お子様の病気やリハビリ等で職場を休まなければならない状況が多々あります。その場合の有給の所得及び休業補償の更なる充実が必要ではないかと思います。
- ・ 玉名市にも障がい者の家族会があります。しかし、家族会の存在を知らない方もいます。自分の子どもが障がいになり、子どもが引きこもってしまう方も多くいるかと思います。家族は、障がいの理解も少ない方もいて、障がいになってしまった方を世間から隠すケースもよく耳にします。その連携をサポートして社会へ戻す第一歩が必要だと思っています。

問 障がいのある人や障がいのある子どもの権利を守っていくために、どのようなことが問題や課題になっていると思いますか。

- ・ 障がい者が障がいの制度を理解し、障がい者の団体も弱者のためにあるというしっかりした意思を持つようにしないと、力の強い人たちの集まりでしかなくなってしまいます。一番弱い人の声を聴けるようにしたほうがよいと思う。

問 障がいのある人の自分らしい自立した生活を支援していくために、どのようなことが問題や課題になっていると思いますか。

- ・ 障がいの特性に応じた一般雇用の拡大。施設でなく、一般の地域で生活できる住居の提供。移動、交通の支援、余暇も含めた居場所の提供。
- ・ 過去には自立は障がい者本人に求められていたが、今日では社会が自立しなければ、障がい者の自立に結びつかないことがわかっているので、社会の理解がなければ障がい者の自立も難しいと思います。重度重複の障害を持ち、食べることも排泄をすることも自分一人でできない人達が、自分一人で生活していくためには、365日24時間の支援が必要となります。そのような人達が生活できるような支援体制も考える必要があると思います。（両親は亡くなり兄弟姉妹もいないような人達）非常に難しいことですが、自分の親や子どもがそのような状況に置かれたと思って考えなければならないと思います。
- ・ 本人が希望する生活を自覚しているかどうか、また、本人がしたい生活を送るために、真摯に相談に乗ってくれる人の存在が必要だと感じます。また、地域の方の理解が必要になると思います。民生委員の方や区長さんたちの手助けもあると生活がしやすいです。

問 障がいのある人や障がいのある子どもの社会参加の機会を充実していくために、どのようなことが問題や課題になっていると思いますか。

- ・ まずは、インクルーシブ教育。社会生活上のあらゆる場に、障がい者の存在を前提とした組み立てがなされているか、推奨、点検していく仕組みが必要です。
- ・ 障害者雇用の促進。軽度障害、重度障害を問わず。雇用形態のマッチングを図ることにより、障害者の生活改善（収入改善）を行うことが大事と考えます。そしてまた、障がい者雇用の促進、健常者と同じ場所（会社、事務所）等で働くことにより社会参加しやすくなると考えます。
- ・ 社会参加の機会は増えたが未だバリアフリー不足や、理解不足が妨げになっている。基本の解消が必要だと思います。50年前と比較して社会のバリアフリー化は相当進んで来ていると思います。そうした中で障がいを持った人達の更なる社会参加を目指すには、更なるバリアフリー化と受け入れる側の思いやりだと思います。これも非常に難しい問題ですので更なる啓発と啓蒙活動を進めていく必要があると思います。

問 障がいのある人や障がいのある子ども、またその家族を取り巻く地域の様子をみていて、どのようなことが問題や課題になっていると思いますか。また、その解決策として、どのようなことが考えられますか。

- ・ 障がいのある子どもは家族を含めての支援、行政、学校、自治会等の連携体制が必要ではないか。成人の障がい者については、抱える家族まで疲弊しています。家族にまかせず自立を前提とした支援が必要かと思う。
- ・ 地域の問題は地域に入り込むことが大事、まず当事者が地域に溶け込むことが必要だと思います。

問 災害時、障がいのある人や障がいのある子どもに対する避難などの支援活動を円滑に実施するために、どのような取り組みが大切だと思いますか。

- ・ 避難所の洋式トイレ、簡易ベッド、医療等ができる所をまとめてハザードマップに共に記入していたら自分が行ける避難所を把握できると思う。小さな子どもや赤ちゃん等も。
- ・ 令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者については、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。いつ起きてもおかしくない災害時に判断能力の乏しい障がい者の命を守るための備えが必要だと感じます。（当事者を入れた形での避難計画、福祉避難所、住民事前防災活動等）
- ・ 日頃から地域に自分の存在をアピールしておくことが大切だと思います。避難等に関する問題も非常に重要ですが避難先での生活支援も、また重要です。色々な障害を持った人達が最低限生活できるような受け入れ態勢が必要になると思います。（障がい者用のトイレ、ベッドの設置や、盲人の方、ろうあ者の方への対応等）
- ・ 障がいがあるということをふだんから地域社会で認識してもらっておく。

問 障がいのある人や障がいのある子どもの地域での交流の機会や社会参加を図っていくために、どのような取り組みが大切だと思いますか。

- ・ 地域のイベント、行事の中に制限なく障がい者の参加を普通に組み込むまたは、障がい者枠を設けることを推奨、基準化していく。
- ・ 障害当事者の要望や声を聞く。ただ聞くだけでなく行動に移すこと。
- ・ 参加しやすい環境づくり。①偏見をなくす②時代に合った交流の機会を設定する。
- ・ まずは声掛け、日常の挨拶から心のつながりが生まれるから、気楽に知り合いになることから始めたらよいと思います。
- ・ 本人の意思の確認をする。参加したいかしたくないか。障がい者へ声掛けは必要だと思います。できるだけ参加しやすいように、ピアサポーター等の存在が必要だと感じます。

問 障がいのある人の就労の機会の充実を図っていくために、どのような取り組みが大切だと思いますか。

- ・ まずは、法定の障がい者雇用を実施していくこと。
- ・ 障害者にも定年まで働くような取り組みが大切。(周りの理解がないため、苦しんでいて辞める方がいるようです) 共働き夫婦の子どもの保育園送迎に対するサポート。
- ・ 障害者に限らず、自分でできることは進んでする自覚を促す教育、しつけが大切だと思います。雇用主への働きかけが大切。
- ・ 受け入れている会社等をハローワーク等に広く広報してもらう。
- ・ 重度の人を就労できる仕組み。
- ・ 行政、ハローワーク、相談事業所、社協等の連携が大事です。幼少期(保育園、幼稚園等)から重度重複の障害を持った人達も健常者の人達と同じ環境で教育を受けることが障がい者への差別を解消する意味でも最も重要ではないかと思います。小さい時から同じ環境で生活するとそれが当たり前になってきます。
- ・ 企業に採用を義務付けるだけではなく、採用したいと動機付けさせる必要がある。本人のやる気が引き出せるような意義ある職業訓練を経て、就職活動できるような仕組み。また、意欲のある人が独立、自営するためのサポート。

問 障がいのある人や障がいのある子どもに対する差別を解消していくために、どのような取り組みが大切だと思いますか。

- ・ 義務教育段階での「障がい」そのものの教育。健常者、障がい者を分離しない教育体制。
- ・ 幼少期から健常者と同じような教育を受けさせる。
- ・ 差別を解消していくためには、きちんとした理解ある教育を受け、健常者と共に話し合う場を設けること。
- ・ 障がいによっては、普通学級がいいのか(サブの先生をつける)、学年によっては障がいに応じた教育を受け、親同士の交流等で社会に出てからの参考になればよいと思う。
- ・ 21世紀になっても戦争が終わらないのと同様に差別解消の秘策はないと思います。ただ肅々と啓発、啓蒙活動に努めることが重要ではないかと思います。

問 いわゆる「親亡き後問題」に関して、どのような取り組みが必要だと思いますか。

- 事前に障がい者を持つ家族への相談、支援が必要。障がい者自身への意思決定支援。
- 既存の施設サービス等を利用して対応する。その人の心理的变化やケアにも留意しながら対応する。
- 成年後見制度の周知徹底及び利用促進
- 手続きが難しく、市役所に亡くなった方の手続きのサポートの人を望みます。
- 親亡き後問題への取り組みは情報提供と準備が必要です。トライ&エラーができる環境が必要だと思います。他県には、「親亡きあと相談室」が開設され、行政や相談支援事業所に対する独自研修も実施されています。



「私と家族」



「玉名の風景・自然は組合せの総数でありモンティホールでもある」

第2部 障がい者計画



「玉名の風景」

第1章 基本理念

本市では、第2次玉名市総合計画において市の将来像を「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」とし、福祉分野の基本目標では「健康で安心な 福祉づくり」を掲げています。また、第4期玉名市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、「みんなで創ろう 誰もが安心していきいきと暮らせる 福祉のまち」を基本理念として掲げ、各施策に取り組んでいます。

近年、障がい福祉分野では、障がいのあるなしにかかわらず安心して地域で暮らすことができる社会の実現に向けて、法制度の改正等による整備が進められています。また、共生社会の実現のためには、障がいのある人の力も、社会から求められるようになっていきます。障がいのある人が地域社会で活躍できるようになるには、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除き、地域を構成する一主体として障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できること、その前提として自身の意思決定を大切にした支援をすることが求められています。

こうした社会的背景を踏まえ、本計画では、地域住民が住み慣れた地域社会に参加でき、自分らしく自立した生活を営むことができるよう、住民一人ひとりの意思決定が尊重され、それぞれが持つ個性を理解し合い、認め合い、助け合い、共に生きられる福祉のまちづくりを目指します。

「第3期玉名市障がい者計画」では、計画の基本理念を「障がいのある人が 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち たまな」としました。本計画では、上記の目指すところを鑑み、第3期の基本理念を引き継ぎ、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

基本理念

障がいのある人が 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち たまな

第2章 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 多様性と個々の尊厳が尊重されるまち

すべての市民が共に理解し合い、支え合える共生社会を築くためには、それぞれの障がい特性及び障がいのある人に対する正しい理解と認識、そして合理的な配慮が必要です。障害者差別解消法の理念に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための取組を進めるとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を深めるための取組を展開します。また、教育の場や地域社会などにおいて、障がいの特性について啓発し、社会のあらゆる局面におけるバリアフリーを推進します。

基本目標2 だれでも安心して地域で暮らし続けられるまち

障がいのある人が自分にあった生活を送ることができるよう、更には障がいのある人の自立を支援するため、福祉や医療などのサービスの充実を図るとともに、医療的ケア等さまざまな支援が必要な人を支援できる体制づくりに取り組みます。また、サービスに関する情報を容易に得ることができる環境を整え、その利用についての相談ができるよう、相談支援体制の充実を図ります。地域全体で障がいのある人をサポートするため、関係機関との連携を強化します。



「ねこのかぞく」

基本目標3 だれもが地域社会に参加でき、自己実現できるまち

障がいのある人への差別・偏見を解消するためには、教育が非常に大切です。学校教育においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの個性を尊重し合いながら共に学び、支え合うインクルーシブ教育を進めます。

障がいのある人が生きがいを持って地域社会で生活できるよう、地域の事業所や各種団体と連携し、障がい者雇用の推奨や啓発を進めます。地域と協力しながら障がいのある人が地域活動等に容易に参加できるようにするなど、障がいのある人が主体的に社会参加できる環境を整えます。

障がいのある人がスポーツ、レクリエーション、文化活動に積極的に参加できるよう、主催団体への支援、活動機会、活動場所の確保などについて支援します。また、関係団体と協力しながら、障がいのある人の活動や障がいのある人とない人との交流の場が創られるよう環境を整備します。

基本目標4 互いに助け合い、支え合いながら安全に暮らせるまち

地域住民の理解と協力により、民生委員・児童委員、ボランティアなどが連携、協力し、障がいのある人を地域全体で見守り、地域住民が互いに支え合えるまちづくりを進めます。また、地域防災力の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時における避難援助機能の向上、避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策など、防災体制の充実を図ります。



「シャボン玉」

施策の体系

基本理念	基本目標	主要施策
障がいのある人が 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち たまな	1. 多様性と個々の尊厳が尊重されるまち	(1) 理解の促進と差別解消の推進
		(2) 人権や権利を擁護するための仕組みづくり
	2. だれでも安心して地域で暮らし続けられるまち	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実
		(2) 生活支援のための基盤づくり
		(3) 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実
	3. だれもが地域社会に参加でき、自己実現できるまち	(1) 雇用と就労の充実
		(2) 療育と教育の充実
		(3) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実
		(4) 生活環境の整備
	4. 互いに助け合い、支え合いながら安全に暮らせるまち	(1) 地域と連携した支え合う体制の構築
		(2) 安心・安全対策の推進

重点項目

国の「障害者基本計画（第5次）」において、「地域社会における共生等」「差別の禁止」等が計画の基本原則と位置づけられています。

「地域社会における共生等」については、次に掲げる機会の適切な確保、拡大を図ることが必要であると位置づけています。

- ・ 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・ 障害者の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- ・ 言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- ・ 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

また、「差別の禁止」については、「障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供される必要」があると指摘しています。

第4期玉名市障がい者計画では、こうした国の方針や本市の現状を鑑み、以下の事項を重点項目として位置づけ、積極的に推進していきます。

	重点項目	取組名	ページ
1	人権尊重の意識啓発などの推進	人権尊重の意識啓発の推進	56
2	成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用支援	58
3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人の退院促進と地域移行の推進	60
4	相談支援体制の充実・強化等	生活を支援する相談支援体制の充実	63
5	福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域移行支援の充実	64
6	地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の機能強化	64
7	意思疎通支援の充実	意思疎通支援の充実 市行政機関における意思疎通支援	66
8	福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行等の推進	69
9	障害児支援の提供体制の整備	障がい児支援サービスの充実	72
10	生涯学習・文化活動、スポーツ活動の機会の充実	生涯学習・文化活動の推進 スポーツ活動の機会の充実	76

第3章 施策の内容

基本目標1 多様性と個々の尊厳が尊重されるまち

(1) 理解の促進と差別解消の推進

<現状と課題>

障がいのある人もない人も、共に理解し合い、支え合い、高め合う共生社会を築くためには、障がいの有無に関係なく、差別や偏見にとらわれない自由な生き方ができる社会の実現が求められます。

手帳所持者へのアンケートでは、日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがあるかどうかを聞いたところ、全体では約2割が差別や偏見、疎外感を感じると回答しています。所持手帳別で見ると、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳ではその割合が約3割となっています。また、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことを聞いたところ、「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」、「障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実」、「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実」、「学校における福祉教育の充実」といった回答の割合が高くなっています。

障がいを理由とする不平等な扱いや不合理な差別、偏見を受けることで日常生活や社会生活に制約が生じることは、「基本的人権」にかかわる非常に重要な問題です。「障害者差別解消法」の理念に基づき、「差別の禁止」については障がいのある人だけでなく、すべての市民にかかわる問題として認識し、差別解消に向けた取組を進めていく必要があります。

障がいのある人もない人も共に生活し活躍できる地域共生社会の実現には、誰もが障がいに関する正しい知識を持ち、障がいのある人への理解を深めることが重要です。そのために、あらゆる差別や偏見をなくし、社会のあらゆる場面で障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進していくことが必要です。

<施策の方向>

障がいの有無によって分け隔てられることなく、各々の人権が擁護され、お互いに人格と個性を尊重し合える共生社会の実現のため、市民が障がいに対する理解を深め、障がいのある人への差別解消を図っていきます。

<施策の内容>

取組名	障がいを理由とする差別解消の推進
内容	・「障害者差別解消法」について、市ホームページ等により周知を図ります。障がいを理由とする、あらゆる差別を解消する取組を推進します。
取組名	人権尊重の意識啓発の推進★
内容	・人権意識の高揚を図るために、各種媒体を活用した情報発信をはじめ、研修会や講座の開催に取り組みます。 ・障がいや障がいのある人に対する理解を深められるように、「障害者週間」を中心とした啓発、広報活動を行うとともに、障害者団体やボランティア活動団体など関係団体と連携し、啓発行事に取り組みます。
取組名	事業所と地域、学校等の交流等相互理解の促進
内容	・障がいについて理解を深めるため、当事者や関係団体、地域住民との交流を図り、地域の誰もが参加し交流できる活動や場づくりを進めます。
取組名	ヘルプマークの普及促進
内容	・援助が必要とする障がいのある人などが、いざという時に必要な支援や配慮が得られるよう必要な方へ配布するとともに、市民、事業者等に対して、認知度の向上のための周知啓発を推進します。
取組名	発達障がいや精神障がい、内部障がい等に関する理解促進
内容	・発達障がいや精神障がい、高次脳機能障がい、内部障がい、難病など、外見からわかりにくく、理解がなかなか深まらない障がいについて、積極的に周知、啓発に努めます。
取組名	学校教育における福祉教育の推進
内容	・小中学校や障がい者関係団体などと連携し、障がいに対する理解と認識を培う福祉教育の充実に取り組みます。
取組名	職員に対する研修の充実
内容	・すべての市職員が、障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深め、適切な対応ができるよう研修の充実を図ります。

★：重点項目

(2) 人権や権利を擁護するための仕組みづくり

<現状と課題>

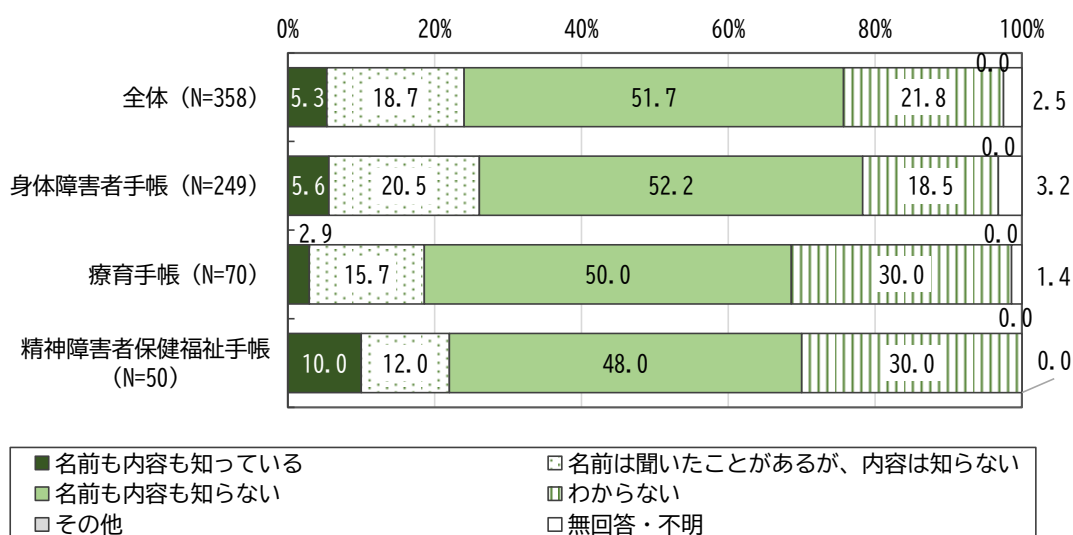
国においては、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」等さまざまな法律が整備され、障がいのある人の権利を擁護する体制が整いつつあります。

アンケート結果では、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の認知度について、それぞれの内容を知らない割合が高くなっています。

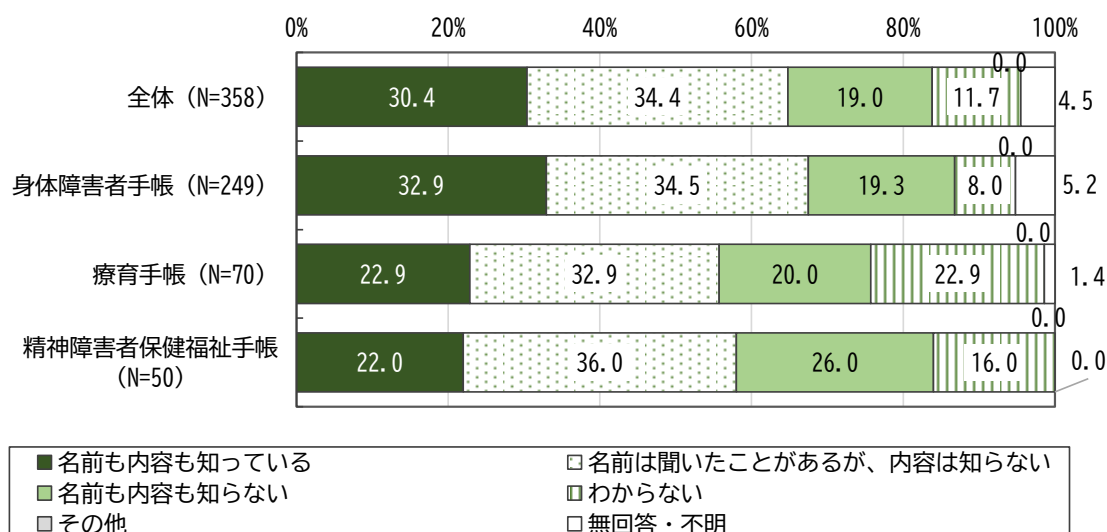
一方、高齢化社会や障がいのある人の地域生活の推進によって、制度のニーズは拡大することが予想されます。そのニーズに対応するには、弁護士、社会福祉士等の専門職の後見人だけでなく、市民後見人の活躍が期待されます。

障がい等により、自分の権利が守れない恐れがある場合は、できる限り本人の意思に基づいて、安全、安心な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進やその制度を担う市民後見人の育成を図ることが重要です。

■「地域福祉権利擁護事業」について知っていますか。



■「成年後見制度」について知っていますか。



<施策の方向>

障がいのある人があらゆる場面において、障がいによる不利益を受けることがないように、事業者やさまざまな機関と連携した合理的配慮の普及や、意思疎通、意思決定も含めた権利擁護に取り組めます。

虐待については、「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報、啓発活動を推進し、障がい者虐待の防止に努めます。

<施策の内容>

取組名	成年後見制度の利用支援★
内容	・ 自分の権利が守れない恐れがある場合は、本人の意向を丁寧に確認しながら、財産管理や身上保護などを行う「成年後見制度」の周知、適切な利用を図ります。 ・ 自らの意思を決定することが困難な障がいのある人が、日常生活や社会生活に関して、可能な限り本人が自らのあり方を選択できるよう意思決定支援を行います。
取組名	市民後見人の養成
内容	・ 後見人のなり手不足解消に資する施策として市民後見人を養成するため、玉名市社会福祉協議会と協力して定期的に市民後見人養成講座を開催します。また、市民後見人養成講座の修了者で、市民後見人としての活動を希望する者については、後見活動を行う社会福祉法人やNPO法人などのスタッフとして働くことができるよう支援します。
取組名	地域福祉権利擁護事業の周知
内容	・ 社会福祉協議会が行う知的障がい者及び精神障がい者を対象とした権利擁護の相談や金銭管理サービスなどの諸制度について周知を図り、障がいのある人の権利擁護を推進します。
取組名	相談支援体制の充実
内容	・ 障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談支援体制を充実させます。また、障がいのある人や子どもが、個々の状況に合わせた適切な相談支援を受けられる体制を充実させます。
取組名	虐待防止に向けた取組の推進
内容	・ 玉名市障がい者虐待防止センターを中心に、障がいのある人への虐待の未然防止をはじめ、早期発見、早期対応、適切な支援を行うとともに、障がい者虐待防止センターの周知を進めます。また、虐待の未然防止や早期解決などに向け、庁内外を問わず関係機関との連携を強化します。
取組名	苦情や問題解決に向けた取組の充実
内容	・ 福祉サービス利用者等からの苦情について、関係機関と連携して福祉サービス苦情解決委員会等の苦情解決システムを活用することにより、福祉サービス利用者等の権利擁護及び福祉サービスの向上に努めます。

★：重点項目

基本目標2 だれでも安心して地域で暮らし続けられるまち

(1) 保健・医療・福祉サービスの充実

<現状と課題>

障がいや発達が気になる子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。今後も、乳幼児期における健康診査等において、疾病、障がいや育児困難など、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していく必要があります。また、成人期における障がいの要因となる疾病等の予防や介護予防といった取組についても充実を図る必要があります。

リハビリテーションや医療的ケアが必要な障がいのある人等が、地域で安心して暮らし続けるため、保健、医療、福祉サービスの充実が求められます。

<施策の方向>

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関等と連携し、疾病や障がいなどの早期発見と治療、精神保健対策の充実に努め、発達の遅れ等に早期に気づき、支援につながる体制の充実に努めます。精神科病院に入院している人で、症状が安定しており、条件が整えば退院可能である人に対して、退院および地域生活の定着に向けた支援を行います。

<施策の内容>

取組名	早期発見・早期支援体制の充実
内容	・母子手帳交付時、保健師等の専門職が面談を行い、さまざまな問題を抱える妊産婦の支援を関係機関との連携により支援します。 ・赤ちゃん訪問や相談などを行い、育児不安の解消や育児に関する情報提供に努めます。 ・乳幼児健康診査等を実施し、障がいの早期発見、早期支援体制の充実に努めます。
取組名	健康づくり支援体制の整備
内容	・関係各課、関係機関等と連携しながら、健康づくりを支援するため、障がいのある人やその家族などに対する日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、健康教育、受診しやすい健診体制の整備、健康相談、保健指導の充実に努めます。
取組名	リハビリテーション体制の支援
内容	・地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療や訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもと、地域におけるリハビリテーション体制の支援に努めます。
取組名	精神障がいのある人の退院促進と地域移行の推進★
内容	・地域移行支援において、退院可能な精神障がいのある人の地域移行を促進するとともに、地域定着支援により、地域での生活を支援します。精神科医療、保健、福祉などの各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるように努めます。
取組名	難病患者等への支援
内容	・有明保健所や医療機関と連携、協力しながら、難病患者やその家族への専門的な相談支援の強化に努めます。また、適切な支援を行うため、保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。
取組名	医療的ケア児等に対する支援の充実
内容	・医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育などの連携強化を図ります。教育については、小学校への入学等がスムーズにできるよう保健センターや教育委員会と連携した支援を行います。
取組名	医療と福祉の連携による支援の推進
内容	・難病患者や医療的ケア児など、医療と福祉の両輪の支援が必要な人の在宅生活への支援として、居宅介護による日々の生活支援や医療型のショートステイなどの福祉サービスの提供体制の確保、充実に努めます。

★：重点項目

(2) 生活支援のための基盤づくり

<現状と課題>

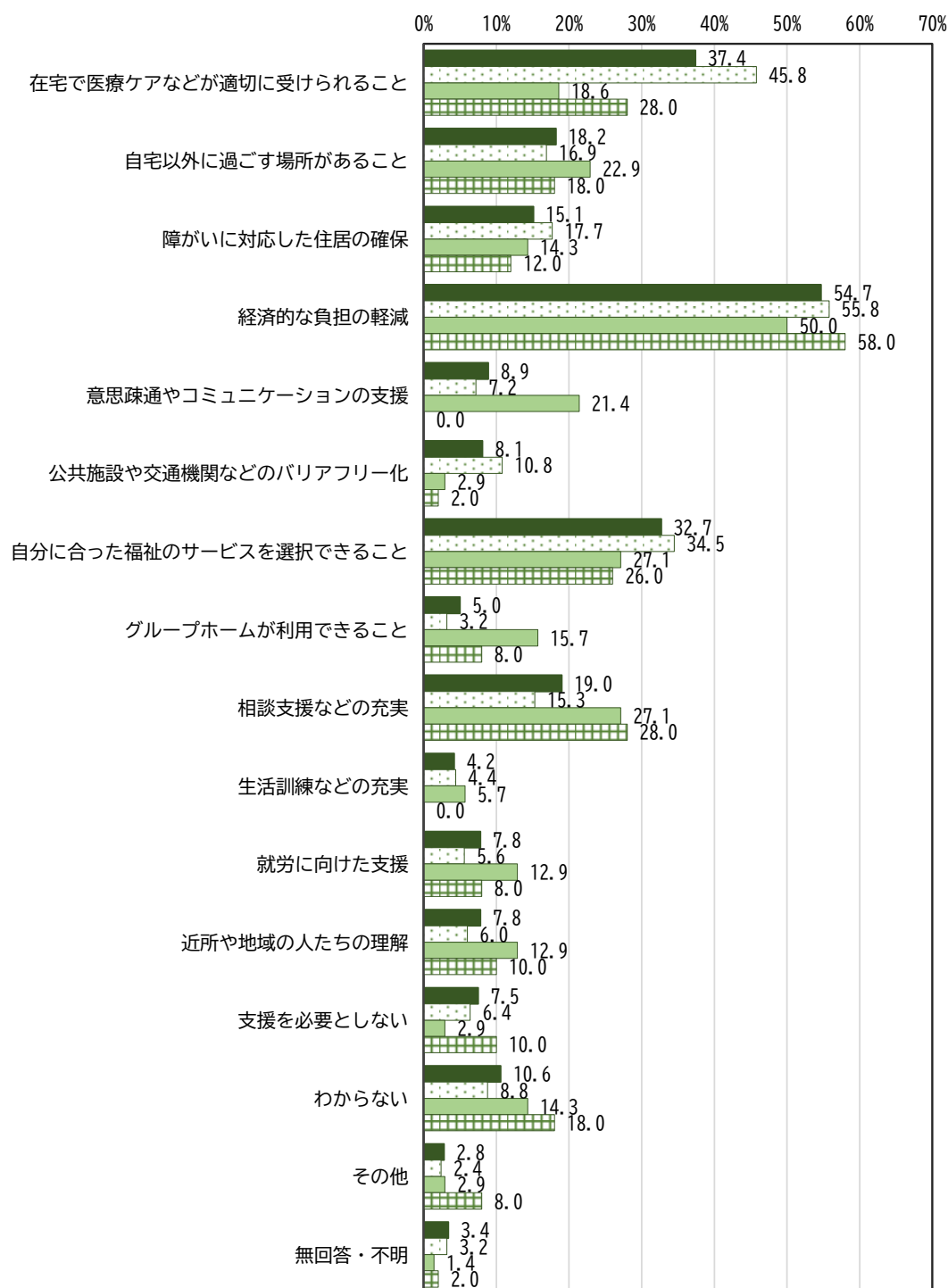
手帳所持者へのアンケート調査では、「福祉サービスを利用するときに何か困ったことがありましたか」という設問に対して、「これまで利用したことがない」(37.7%)「どんなサービスがあるのか知らない」(24.0%)の割合が高くなっています。こうした結果からすると、福祉サービスの周知とその利用促進を図ることが必要だと考えられます。

また、自宅など、地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思うかと聞いたところ、「経済的な負担の軽減」(54.7%)、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」(37.4%)、「自分に合った福祉のサービスを選択できること」(32.7%)、「相談支援などの充実」(19.0%)と回答した割合が高くなっています。

障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに入手することが重要であり、障がい特性に応じた情報提供の充実を図る必要があります。

今後も、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、サービスの周知、相談支援体制の強化が求められています。

■ 自宅など、地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思うか。



■ 全体 (N=358)

■ 療育手帳 (N=70)

□ 身体障害者手帳 (N=249)

■ 精神障害者保健福祉手帳 (N=50)

<施策の方向>

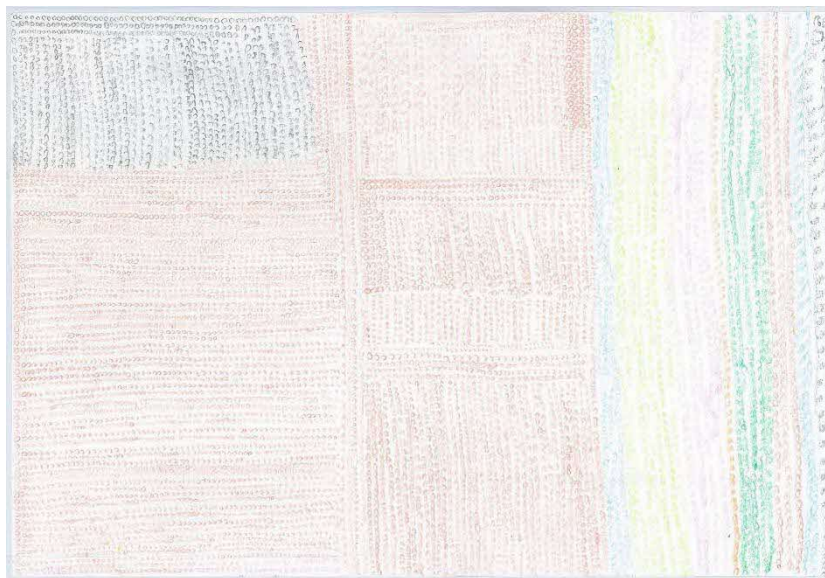
障がいのある人の生活支援のための基盤づくりを進め、自分らしい日常生活または社会生活を営むことができる「共生社会」の実現を目指します。生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービス等による生活支援の充実を図ります。また、福祉施設等に入所している人の退所や地域移行を促進するための環境整備を進めます。

<施策の内容>

取組名	生活を支援する情報提供の充実
内容	・市の広報紙やホームページ、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報、情報媒体や相談支援事業所を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介します。
取組名	生活を支援する相談支援体制の充実★
内容	・障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、基幹相談支援センターの設置をはじめ、市内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関や地域包括支援センターなどとの連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。 ・相談支援にかかわる市職員や相談支援専門員の専門的知識を深めるための取組に努めます。
取組名	市行政機関における合理的配慮
内容	・市行政機関における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮に努めます。
取組名	身近なところで相談できる体制づくり
内容	・民生委員・児童委員への研修、啓発を行うとともに、障がいのある人やその家族の相談に適切に対応できる障がい者相談員の配置を通して、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図ります。障がいのある人やその家族がより相談しやすい環境づくりを進め、障がいのある人が適切な福祉サービス享受できる体制を整えます。
取組名	各種サービスの周知・利用促進
内容	・障がいのある人やその家族が、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、介護保険サービスなどについて理解、認識を深められるよう、普及啓発を図るとともに、必要な人が必要なサービスを利用できるようわかりやすい情報の提供に努め、利用の促進を図ります。
取組名	障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の充実
内容	・障がいのある人の居宅での生活を支える訪問系サービスや、日中においての自立した生活を支援する日中活動系サービス、生活の場となる居住系サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、支給決定に基づき適切なサービス提供に努めます。

取組名	自立に向けた支援の展開
内容	・ 地域での安定した安心な生活を送れるよう、各種手当等の給付や医療費の助成などを行うとともに、必要に応じて、生活保護や生活困窮者支援につなげます。
取組名	家族等への支援の充実
内容	・ 介護を行う家族等の孤立化、孤独化防止や介護負担軽減に向けて、悩みを相談したり、情報交換や交流を図れるように、障がい者関係団体や家族会の活動を支援するとともに、住民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。
取組名	地域移行支援の充実★
内容	・ 福祉施設等からの退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援を進めます。
取組名	地域生活支援拠点等の機能強化★
内容	・ 障がいのある人の高齢化、重度化や「親なき後」を見据え、圏域で実施する地域生活支援拠点等（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）の更なる充実に努めます。

★：重点項目



「花畑」

(3) 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

＜現状と課題＞

障がいのある人が円滑に情報を取得、利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供の充実、情報の取得など、情報の利用におけるアクセシビリティの向上は重要です。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させる必要があります。

障がいのある人が必要な情報を円滑に取得することができるよう社会環境を整備するとともに、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成、確保やサービスの円滑な利用の促進などの取組を通じて意思疎通支援の充実を図ることが必要となっています。

＜施策の方向＞

障がいのある人が必要な情報を入手しやすくするため、アクセシビリティに配慮した情報発信や、わかりやすい情報提供に継続して取り組みます。特に、障がい福祉サービスの利用にあたっては、本人に不利益のないよう、ICT 等を活用しながら適切な媒体を通して、制度やサービスについてわかりやすい情報提供に努めます。

<施策の内容>

取組名	情報アクセシビリティの向上
内容	・令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障がいのある人となない人で情報取得において格差が出ないよう、障がいのある人に配慮した情報発信や、手話言語やスマートフォンアプリなどのIT技術も活用したコミュニケーション手段の一層の充実に努めます。
取組名	障がいに配慮した情報提供の推進
内容	・広報紙等の作成は、色覚多様性のある人に配慮した色使いや、UD（ユニバーサルデザイン）書体を使用します。また、ボランティア団体と協力し、広報紙を読むことができない視覚障がいのある人に対し、音声録音した広報を提供します。
取組名	意思疎通支援の充実★
内容	・聴覚障がいのある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、手話活動を行う人材の養成を図るとともに、あらゆる場面でのコミュニケーションを援助するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行う、コミュニケーション支援事業に継続して取り組みます。
取組名	福祉ボランティア活動の支援
内容	・手話通訳、点訳、朗読の福祉ボランティアが活動できる場を提供するなど、ボランティア活動への支援を行うとともに、福祉ボランティア活動の普及に努めます。
取組名	市行政機関における意思疎通支援★
内容	・市行政機関の窓口では、現在設置している手話通訳者のほか、インターネットを活用した遠隔手話通訳の実施、指さす会話版、筆談用具の設置、音声文字変換アプリの活用など、更なるコミュニケーションの方法に配慮した取組について検討を行い、可能なものから順次取り組みます。

★：重点項目



「虹」

基本目標3 だれもが地域社会に参加でき、自己実現できるまち

(1) 雇用と就労の充実

<現状と課題>

障がいのある人がその能力と適性に応じて就労することは、障がいのある人の地域社会における自立と社会参加を促進するうえで最も重要なことのひとつです。

手帳所持者へのアンケート調査では、障がいのある人が働く場合、どのような配慮が必要かということについて、「職場内で、障がいに対する理解があること」(36.9%)、「障がいに合わせた働き方ができること(仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮)」(30.2%)、「仕事について相談する場所があること」(27.7%)といった項目が高くなっています。働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、企業における障がいに関する理解の促進、柔軟な就労環境の提供などが求められています。

団体ヒアリング調査では、「企業に採用を義務付けるだけではなく、採用したいと動機付けさせる必要がある。本人のやる気が引き出せるような意義ある職業訓練を経て、就職活動できるような仕組み。また、意欲のある人が独立、自営するためのサポート」という意見がありました。

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適正に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、関係機関や企業と連携し、サービスの利用促進をはじめとする就労支援体制の充実に取り組むことが必要です。

障がいのある人の就労を通じた自立は、社会への貢献、生きがいを持つという観点からも重要であり、福祉的就労から一般就労につなげるための支援や、働く意欲があっても、一般就労が困難な人に向けた福祉的就労の場の整備が求められます。しかし、本市においては福祉的就労の業種の選択肢が少ない状況にあるため、関係機関や障がい福祉サービス事業所などと連携しながら、福祉的就労の機会や業種の選択肢を増やすなど、支援体制の充実を図るとともに、障がい者就労施設等の販路拡大の取組が必要となります。

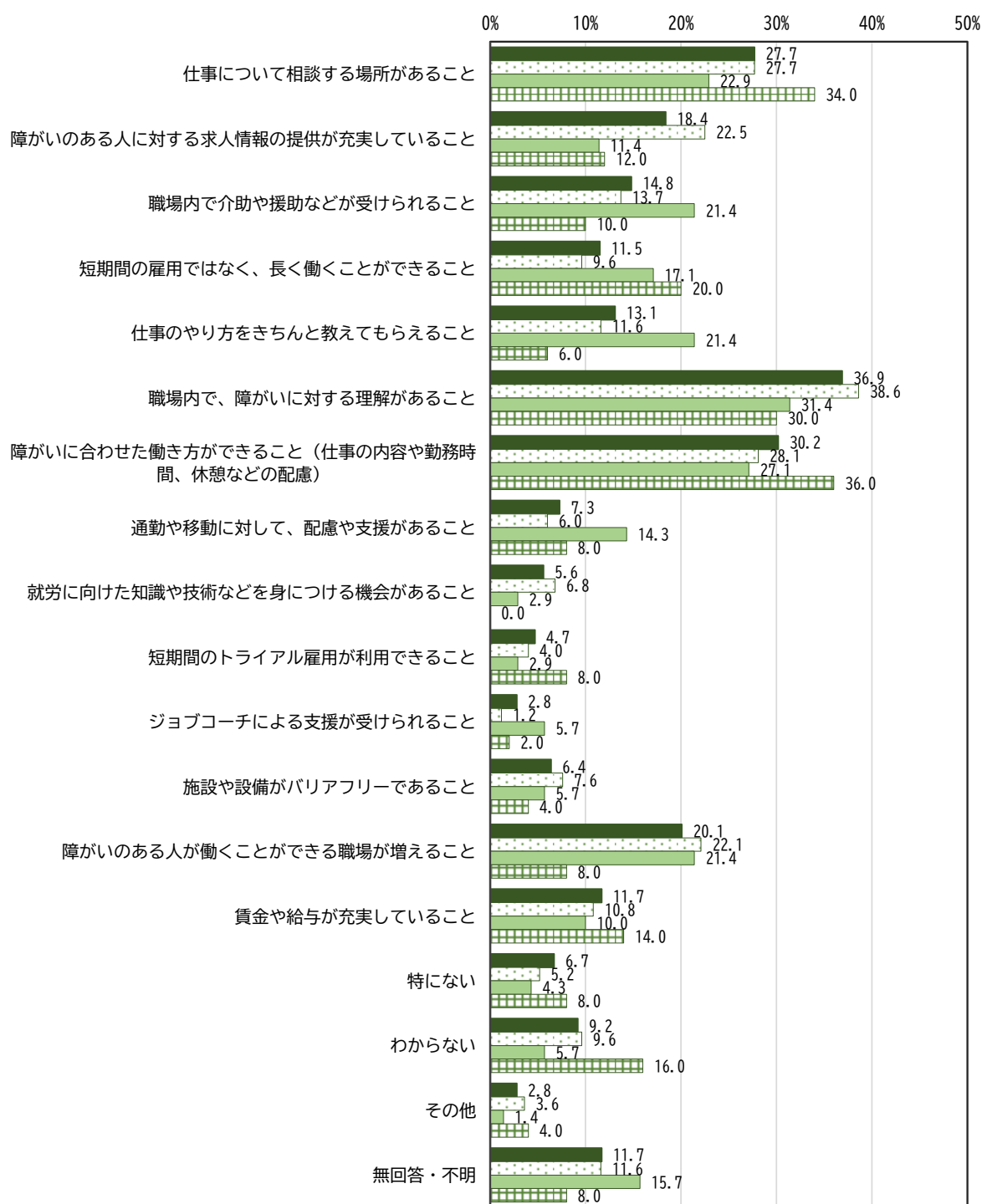
<施策の方向>

一般就労が困難な障がいのある人に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うため、「就労継続支援事業(A型・B型)」の利用を推進していきます。

「就労選択支援」を活用し、本人の希望や能力、適性などに応じた就労方法を選択し、一般企業への就職を希望する「就労移行支援」の利用者数を確保しつつ、「就労定着支援」の活用により、就労に伴う生活面の課題に対応し、就労の継続を支援します。

熊本県有明障がい者就業・生活支援センターを中心に、関係機関と連携を図り、新規就労や就労定着に向けた支援を行います。また、企業や事業所に対しても障がいのある人の雇用の促進につながる情報提供や啓発活動の充実を図ります。

■障がいのある人が働く場合、どのような配慮が必要だと思うか。



■全体 (N=358) □身体障害者手帳 (N=249) ■療育手帳 (N=70) □精神障害者保健福祉手帳 (N=50)

<施策の内容>

取組名	市民への理解の促進
内容	障がいのある人も共に働く労働者だという理解を周知するため、広く市民に対する啓発活動を推進します。
取組名	事業者への啓発の充実
内容	- 障がいのある人への配慮マニュアルや、各種研修会などを通じて、障がいの特性や必要な配慮などに関して周知し、障がいの理解の促進を図ります。 - 障がいのある人の雇用促進に関連する法律、制度の広報を推進するとともに、障がい者雇用のための各種助成制度の周知や雇用促進に関する職場研修や就労環境の整備などの研修、啓発を進めます。 - 障がいのある人の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間労働の導入等の国の動向を踏まえながら啓発を行い、障がい特性に応じた支援の充実を図り、障がいのある人の雇用機会の拡大に努めます。
取組名	就労支援の推進
内容	- 障がいのある人の円滑な就職や職場適応ができるよう、関係機関と連携しながら、職業訓練やジョブコーチ、短期間試行雇用であるトライアル雇用を周知し、活用を促し、就労支援に努めます。 - 就労に関する相談支援のほか、「就労選択支援事業」「就労移行支援事業」「就労継続支援事業」「就労定着支援事業」「地域活動支援センター事業」といった就労や日中活動に関するサービスの充実を図り、就労機会の提供や就労に必要な知識、能力の向上を図ります。 - 障がいのある人が農業分野で活躍できるよう、農業関係団体や公共職業安定所などと連携し、農福連携の推進を図ります。 - 有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会「就労部会」等との連携により障がいのある人の就労支援を進めます。
取組名	福祉施設から一般就労への移行等の推進★
内容	就労に必要な知識と能力向上のために訓練等を行う就労移行支援サービスの利用を通じて、福祉的就労から一般企業への就労移行を促進するとともに、安心して就労を継続していくことができるよう就労定着支援に努めます。
取組名	市の取組の促進
内容	- 障がい者雇用率制度を適切に運用するとともに、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、適切な雇用上の配慮ができるように努めます。 - 障がい者就労施設等への優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めるとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。
取組名	事業者への支援
内容	雇用、就労の場や職業体験の受け入れ先を確保するとともに、市内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を継続的に支援できるよう努めます。

取組名	福祉的就労の充実
内容	一般就労の困難な障がいのある人に対し、障がい福祉サービスによる就労の場の提供を行うとともに、福祉事業所の工賃向上への取組を支援します。

★：重点項目



「メロン・トマト・さかな」



「友達」

(2) 療育と教育の充実

<現状と課題>

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳児期から幼児期にかけて、必要な時期に専門的な発達相談、支援が受けられる体制を医療、保健、福祉などとの連携のもとに確立することが必要です。また、本人、保護者に十分な情報を提供するとともに、保育園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることが大切です。更に、保護者が個々の発達のペースや特性を理解し受け止めることができるよう、早期からの教育相談や就学相談を行い、発達障がい等への、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要です。

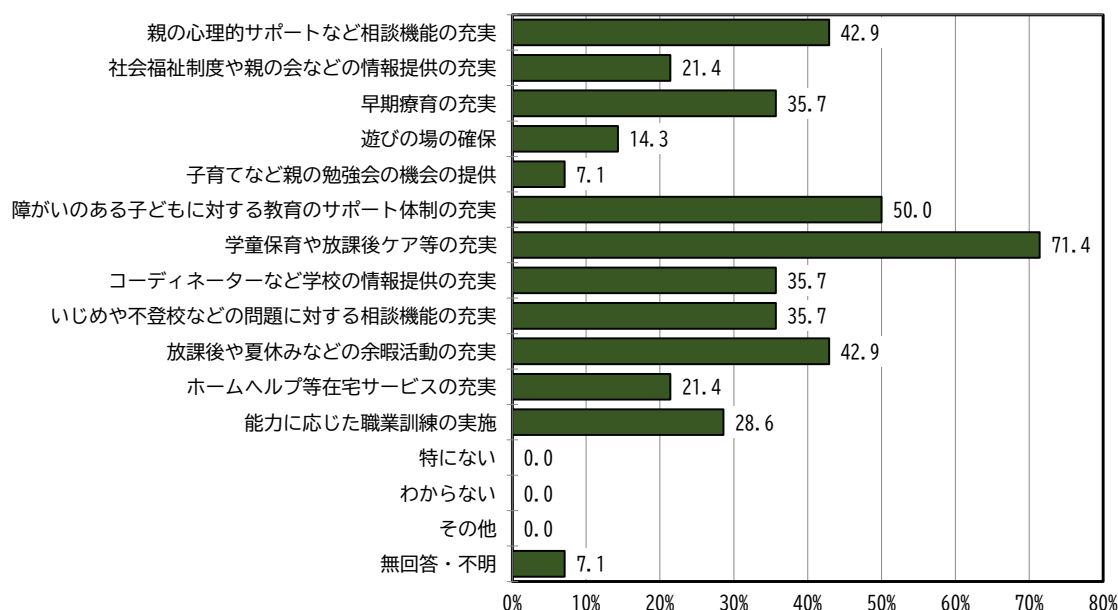
手帳所持者へのアンケート調査でその保護者に対して、子育て環境の充実に向けて必要なものを聞いたところ、「学童保育や放課後ケア等の充実」、「親の心理的サポートなど相談機能の充実」、「放課後や夏休みなどの余暇活動の充実」、「早期療育の充実」「コーディネーターなど学校の情報提供の充実」、「いじめや不登校などの問題に対する相談機能の充実」といった回答の割合が高くなっています。教育のサポート、相談機能、早期療育の充実が求められていることがうかがえます。

特別支援教育は、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことにより、障がいのある子どもにも、また、障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、よい効果をもたらすことができるものと考えられます。

子どもたちが社会に支えられながら一人の主体として暮らしていけるよう、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供することが重要です。

■子育て環境の充実に向けて必要なもの(障がい児を持つ保護者のみ)

N=14



＜施策の方向＞

子どもの意思と選好の最善の解釈を基に、一人ひとりにあった教育が推進されるよう、就学相談や特別支援教育に取り組むとともに、障がいのある子どもと、ない子どもが交流し共に学び合うインクルーシブ教育の環境の充実に努めます。

多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応できる体制の整備に努めます。また、就学前から就学後、卒業後までを見据えた、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に努めます。

＜施策の内容＞

取組名	相談支援体制の充実
内容	・ 健診等の機会や相談を通じて、発達障がい等が考えられる子どもの保護者に対し、個々の発達のペースや特性を理解し受け止めることができるよう、きめ細やかな発達相談や支援ができる体制を整備します。 ・ 関係課との連携を密にし、処遇を検討する機会を計画的に設けるとともに、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めます。 ・ 就学前、就学後におけるきめ細やかな対応だけでなく、青年期、成人期までを意識した体制づくりに取り組みます。
取組名	早期療育の推進
内容	・ 早期療育が必要な子どもに対し迅速な支援を行うため、乳幼児健診等の機会を捉え早期発見、早期支援につなげます。 ・ 障がいのある子どもへの質の高い保育、教育を保障するため、保育士、教諭等に対する研修を行い、職員の資質の向上を図ります。
取組名	療育の場と発達支援の機会の充実
内容	・ 障がいのある子どもが自立した生活を送れるよう、近隣自治体や関係機関、障がい福祉サービス事業所などと連携しながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。
取組名	障がい児支援サービスの充実★
内容	・ 特別な支援が必要な子どもが、必要なサービスを利用できるように、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどを提供し、更なるサービスの充実に努めます。
取組名	親支援の充実
内容	・ 家庭での療育の充実のため、障がいのある子どもの親を対象としたペアレントトレーニングやペアレントプログラムの取組に努めます。 ・ 療育、保育、教育機関や玉名市社会福祉協議会などにおいて、親支援のための取組を行うとともに、支援者の育成に努めます。

取組名	共に育つ場の充実
内容	・共に育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園、認定こども園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。
取組名	特別支援教育の充実
内容	・障がいの種別や発達の状態に応じた教育課程を編成し、個別の教育支援計画、指導計画を作成し、個々に応じた指導、支援を展開します。学級担任や特別支援教育コーディネーターの研修を充実させるとともに、全教職員への特別支援教育に対する理解の促進に努めます。
取組名	インクルーシブ教育の推進
内容	・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、可能な限り、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が行える環境を整えます。
取組名	教職員の指導力の向上
内容	・教職員に対して、特別支援教育に関する研修等を開催し、特別支援教育に対する指導力の向上を図ります。
取組名	地域との交流機会の充実
内容	・学習活動や行事などの学校生活を通じて、地域住民等との交流の機会の充実を図ります。
取組名	教育施設・設備の改善
内容	・障がいのある子どもが安全で快適に学校生活を送ることができるように、小学校、中学校の施設や設備について、手すりやスロープの設置などをはじめとしたバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づいた整備、改善に努めます。

★：重点項目

(3) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

<現状と課題>

障がいのある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、障がいのある人の意欲を高めるとともに、地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に障がいのある人が参加しやすい環境を整えることが必要です。

障がいのある人の社会参加を促進するうえで、スポーツやレクリエーション、文化・芸術活動などに参加することは重要であり、更には、生きがいのある人生を送ることにもつながります。

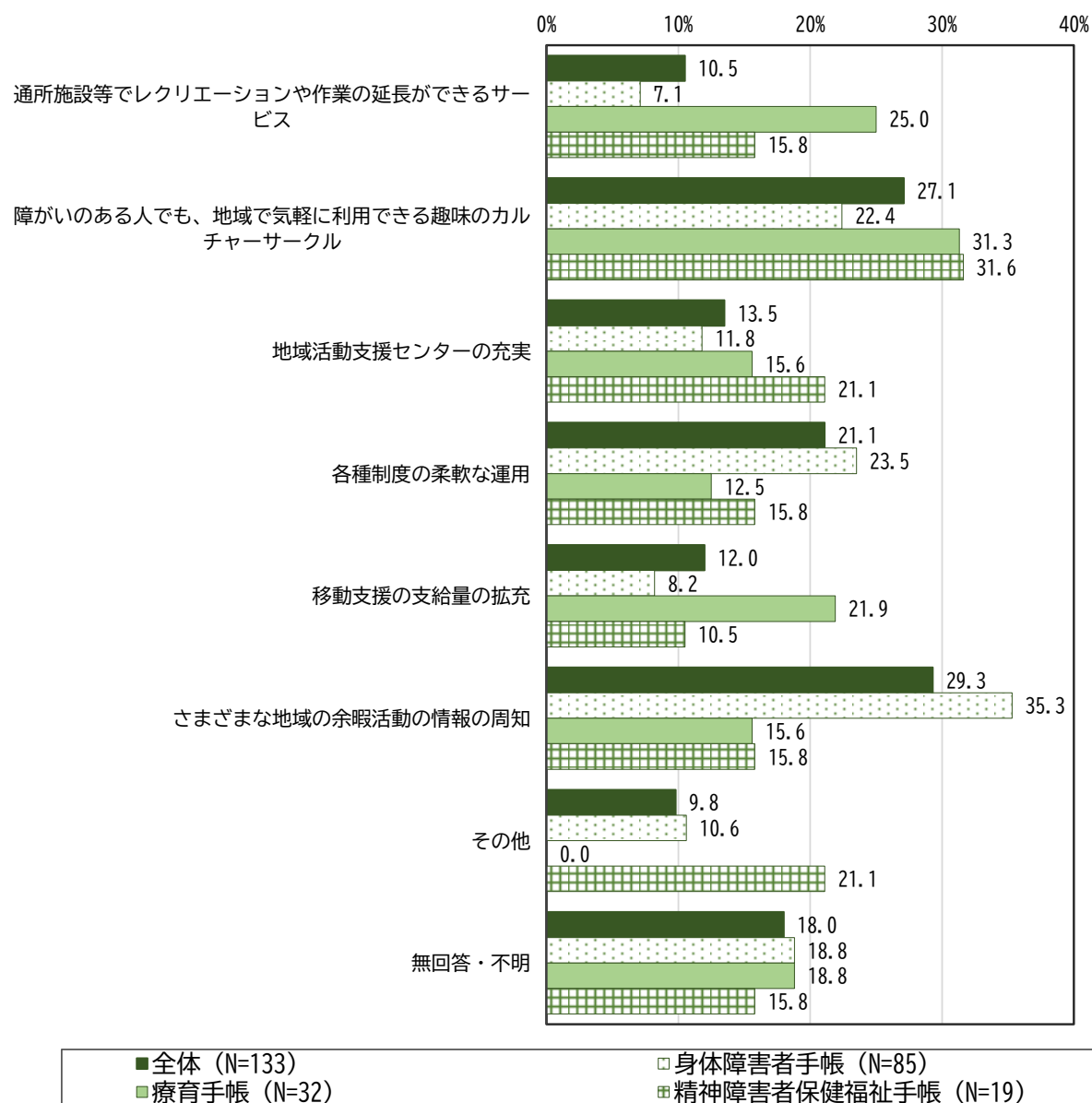
手帳所持者へのアンケート調査では、余暇活動を充実させるための余暇活動支援として、どのようなことが必要かを聞いたところ、「さまざまな地域の余暇活動の情報の周知」、「障がいのある人でも、地域で気軽に利用できる趣味のカルチャーサークル」、「各種制度の柔軟な運用」、「地域活動支援センターの充実」といった回答の割合が高くなっています。

障がいのある人のニーズにあった取組を展開していけるようニーズ把握に努め、障がいの特性に応じた個別支援ができるボランティアの充実や合理的配慮を図り、社会参加の機会を確保する必要があります。

スポーツにおいては、障がいのある人が地域においてスポーツに親しむことができる施設、設備の整備などを進めるとともに、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことができるよう、ハードとソフト両面からの環境づくりが必要です。

同様に、障がいのある人が地域において鑑賞、創造、発表などの多様な文化・芸術活動に参加することができるよう、施設、設備の整備などを進めるとともに、障がいのある人のニーズに応じた文化・芸術活動を支援する人材の養成や確保などの環境の整備が求められます。

■余暇活動を充実させるための余暇活動支援として、どのようなことが必要か。(働いている人のみを対象)



＜施策の方向＞

障がいのある人の多様な個性や感性を表現する場を広げるために、絵画や音楽をはじめとした文化・芸術活動においても、参加や発表の機会の拡大に努めます。

市内のスポーツ団体や民間のスポーツクラブなども含め、障がいのあるなしにかかわらず、参加、加入しやすい環境づくりや、参加に向けた情報発信の充実に努めます。

<施策の内容>

取組名	生涯学習・文化活動の推進★
内容	・障がいのある人の文化・芸術活動の振興に向けて、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実に努めます。 ・生きがいや教養を身につけ社会参加を促進するため、公民館等身近な地域において趣味の活動や生涯学習講座を実施することに加え、地域住民と共に創作、創造活動にかかわる学習機会の充実に努めます。
取組名	スポーツ活動の機会の充実★
内容	・障がいのある人が地域住民とスポーツやレクリエーション活動を通じて交流できるよう、関係機関や団体の活動を支援します。
取組名	指導者の養成・確保
内容	・障がいのある人の学習や文化活動、スポーツ活動を促進するため、指導者の養成、確保に努めます。

★：重点項目



「生き物」

(4) 生活環境の整備

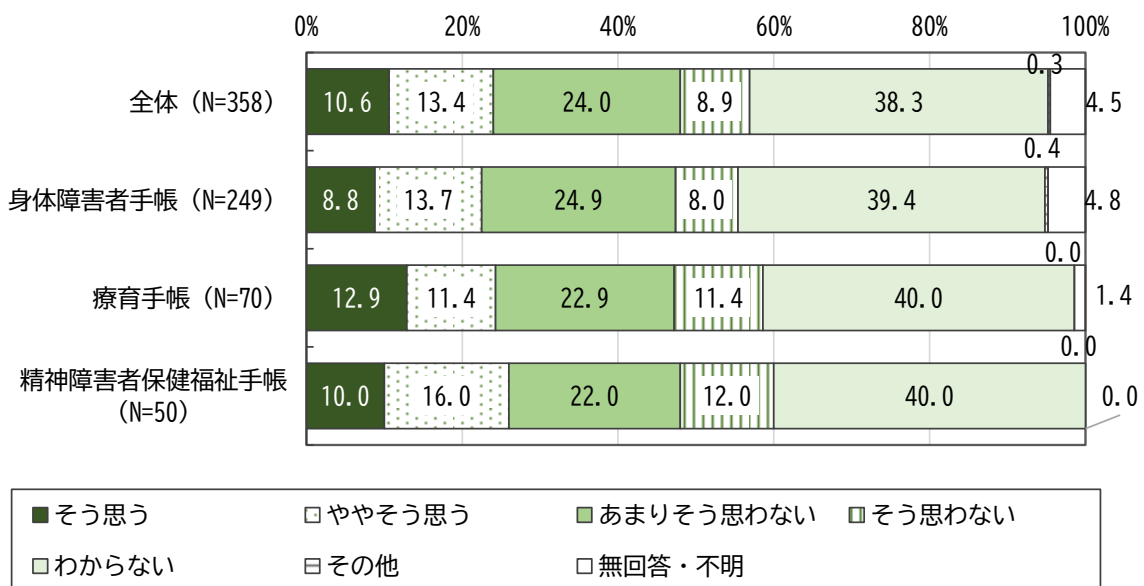
<現状と課題>

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境を構築するには、障がいのある人が安全に安心して生活できる住環境や移動しやすい環境の整備などが必要となります。

手帳所持者へのアンケート調査では、外出をするとき充実してほしいことを聞いたところ、「障がい者用の駐車スペース」「階段の手すり」「多目的トイレ(バリアフリートイレ)」といった回答が多くなっています。そして、あなたは今後どのように暮らしたいですかということについて、「自宅で家族と暮らしたい」が最も多くなっています。また、民間施設が高齢者や障がいのある人等に対して配慮がなされているかどうかを聞いたところ、肯定的意見は、約 20%程度となっています。

年齢、性別、障がいや疾病の有無に関係なく、すべての人が社会参加し、充実した地域生活を送るためには、公共施設のバリアフリー化をはじめユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進と、移動、交通手段の確保や快適な環境整備が必要です。

■ 市内の民間施設が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思うか。



<施策の方向>

公共施設や道路などにおいてバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進め、障がいのある人が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

<施策の内容>

取組名	建築物の整備・改善
内容	・障がいの有無にかかわらず誰にとっても安全で利用しやすいものとなるよう、公共施設や民間施設の建築物のバリアフリーを進め、道路交通環境や鉄道駅などの公共交通機関の整備、改善に努めます。
取組名	公営住宅の整備・改修
内容	・建替え、改善事業等の実施により、バリアフリーに対応した住宅の供給に努めます。
取組名	住宅改修の促進
内容	・障がいのある人の在宅での生活自立を支援し、居宅の中で行動しやすいよう、障がい福祉サービスや介護保険サービスである住宅改修費の助成について普及促進を図ります。
取組名	市行政機関の施設のバリアフリー化
内容	・市行政機関の施設等では、相談、申請のための窓口やトイレ、会議室などへ円滑に移動できるよう、合理的配慮としてバリアフリーを進めます。
取組名	交通環境の整備
内容	・障がいのある人の外出を支援し、歩行時の安全を確保するため、誘導ブロックの整備、歩道の段差解消や歩車道の分離を進めるなど、障がいの特性に配慮した歩行環境を整えます。
取組名	合理的配慮の普及
内容	・「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化するのに際し、民間企業での雇用や店舗での接客などにおいても、適切な合理的配慮の提供が求められます。商工会や事業所などと連携しながら、適切な配慮の提供に向けた情報提供や啓発に取り組みます。



「くるま」

基本目標4 互いに助け合い、支え合いながら安全に暮らせるまち

(1) 地域と連携した支え合う体制の構築

<現状と課題>

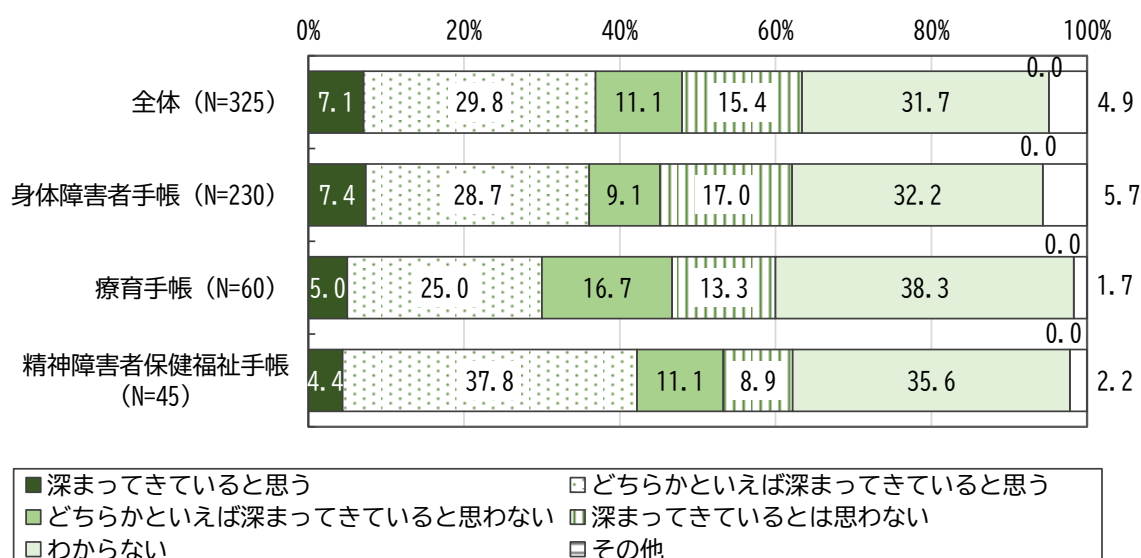
手帳所持者へのアンケート調査では、周囲の人の「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきているかどうかを聞いたところ、肯定的意見が約4割、否定的意見が約3割となっています。前回と比較しても大きくは変化していません。

また、市民アンケート調査では、障がいのある人が困っていたら支援するかどうかを聞いたところ、7割が支援したいと回答しています。このような意識を実際の行動に結びつけていくことが重要となります。

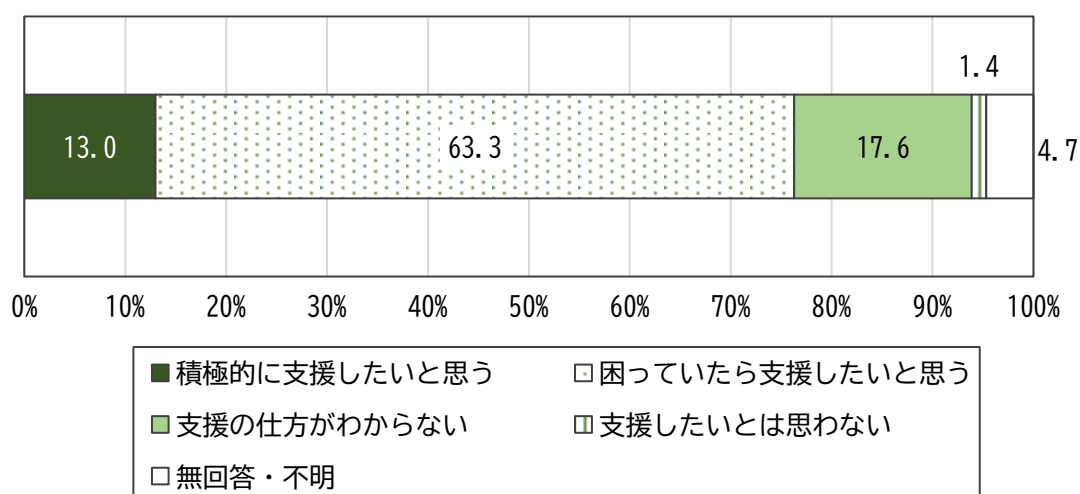
事業所アンケート調査や団体ヒアリング調査では、障がいのある人となない人が交流する場が少ないということが課題として指摘されています。

社会的障壁の除去を進めるにあたっては、障がいのある人の参加を確保し、意見を施策に反映させ、行政機関、事業者、地域住民といったさまざまな関係者と共に、障がいの有無に関係なく、同じ地域社会で共に暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要になります。

■あなたは周囲の人の「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきていると思いますか。



■障がいのある人が困っていたら支援するかどうか。



<施策の方向>

地域共生社会の実現に向け、地域内での交流の機会を増やし、地域で支え合う取組を推進します。

<施策の内容>

取組名	障がいのある人と地域の相互交流の推進
内容	・障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事などを通して、障がいのある人と地域住民の交流を支援し、社会参加の場の充実、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図ります。
取組名	支え合いネットワークの構築・強化
内容	・地域における支え合い、助け合いのネットワークの構築、強化に向けて関係団体を支援するとともに、情報提供や啓発活動を進めます。
取組名	交流機会の拡充
内容	・ボランティア等市民の福祉活動をはじめ、障がい者団体等の自主的な活動を支援し、交流や憩いの場を提供します。 ・障がい福祉サービス事業所等の活動や各種講演会などイベントの開催に関し、市民に対して積極的に周知を行います。
取組名	包括的な支援の推進
内容	・障がいのある人や高齢者、子育て中の人をはじめとするすべての人が孤立せず安心して暮らせる地域をつくるため、制度の枠組みにとらわれない連携体制の構築を行います。
取組名	アウトリーチ(訪問)による支援の推進
内容	・障がいに関連する複雑化、複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人を、訪問による相談等により信頼関係の構築に努め、適切な福祉サービスにつなげます。

(2) 安心・安全対策の推進

<現状と課題>

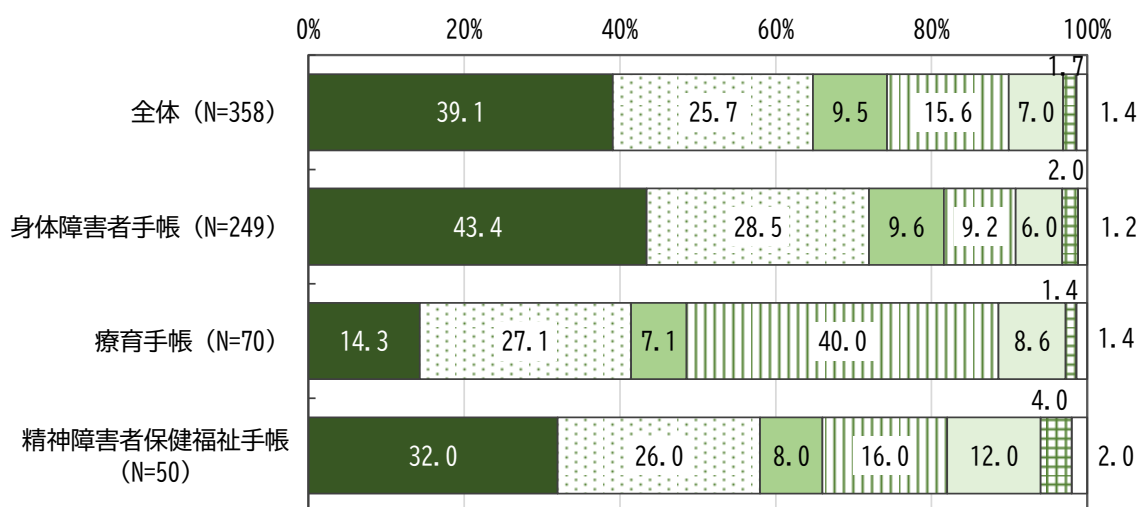
緊急時や災害時の対策、対応や防犯体制の充実、地域において安心・安全な生活を送るうえで大変重要な問題となっています。災害発生時の避難や避難場所など、支援を必要とする人や高齢者などの要配慮者への配慮は大きな課題となっています。

手帳所持者へのアンケート調査では、火事、台風や地震等が起こったとき一人で避難場所へ避難することができるかどうかを聞いたところ、療育手帳所持者の半数以上が「一人では避難できない」と回答しています。一方、市民アンケート調査では、地震や台風等の災害が発生した時に、障がいのある人のためにどのようなことができるかを聞いたところ、約35%が「避難の手助けができる」と回答しています。

また、消費者被害に関する質問では、約半数が被害にあうことに対して不安を感じています。

今後も、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、障がい特性に応じた避難支援体制の強化、避難生活における安心・安全の確保などに取り組むとともに、防災・防犯意識の啓発や情報提供などにより、安心・安全のまちづくりを推進することが必要です。

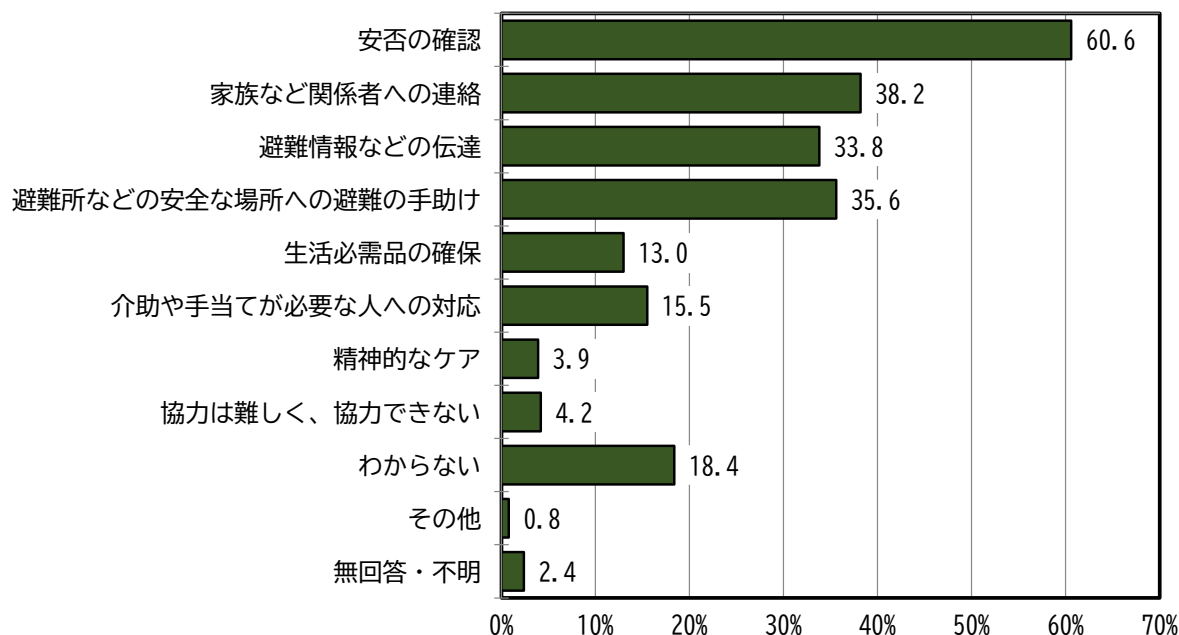
■あなたは災害が起こったときや起こりそうとき、一人で避難場所へ避難することができるか。



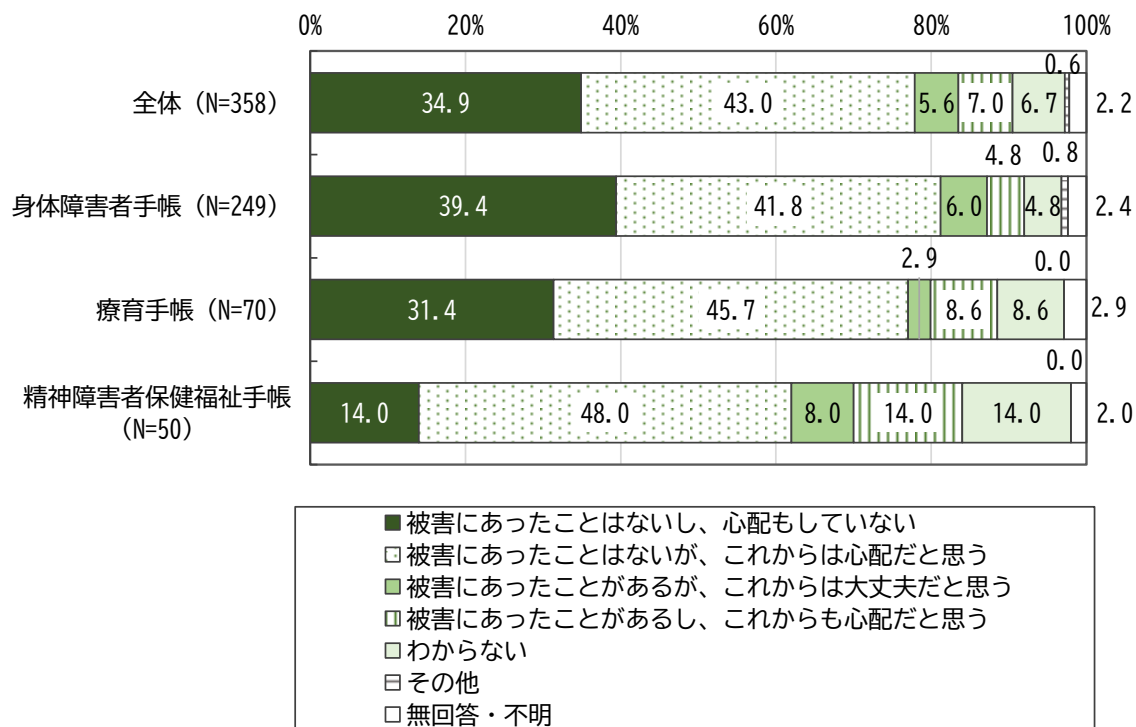
- 避難場所があるところを知っていて、一人で避難できる
- 避難場所があるところは知っているが、一人では避難できない
- 避難場所があるところは知らないが、場所を確認して一人で避難できる
- 避難場所があるところは知らないし、一人では避難できない
- わからない
- その他
- 無回答・不明

■地震や台風などの災害が発生した時に、障がいのある人のためにどのようなことができますか。

N=592



■あなたは訪問販売や通信販売等でだまされて、消費者被害にあったことがありますか。また、被害にあうことが心配ですか。



<施策の方向>

近年、地震や大雨などの自然災害が全国的に頻発しており、障がいのある人の災害時の支援体制の充実が重要な課題となっています。

地域の自主防災組織や事業所などとも連携し、障がいのある人の避難支援体制の充実や、障がいに配慮された安心して避難できる避難所の整備に努めます。

<施策の内容>

取組名	避難行動要支援者対策の充実
内容	・ 避難行動要支援者制度を地域へ浸透させていくため、より一層地域や行政内部での連携を図り、名簿の管理、運用について十分周知し、緊急時における安否確認や災害時の避難誘導支援体制の整備に努めます。
取組名	災害時の通報・情報提供システムの強化
内容	・ 災害時に迅速かつ的確な情報提供を行うため、既存の媒体の活用を基盤としながら、効果的、効率的な伝達手段の検討、確保に努めます。
取組名	障がいに配慮した福祉避難所の充実
内容	・ 障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉施設と連携し、障がいのある人に配慮された福祉避難所の充実に努めます。
取組名	犯罪被害の防止に向けた取組の推進
内容	・ 特にインターネットや SNS を通じた被害が多いとされており、学校や事業者、金融機関などと連携して、早期に異変に気づき、声掛けや相談から被害を未然に防止できる体制の充実に取り組みます。 ・ 詐欺や窃盗などの犯罪について、障がいのある人が被害者にも加害者にもならないよう、広報、啓発や見守り、相談体制の充実に努めます。

第3部

障がい福祉計画

障がい児福祉計画



「プロイケラトプス」

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗

(1) 障がい福祉サービスの提供状況

① 訪問系サービス

【計画と実績の比較】

- ・居宅介護、行動援護は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回っています。
- ・重度訪問介護の利用者数は、見込み（計画値）と合致し、見込み通りとなっています。
- ・同行援護は、利用者数（実績値）が見込み（計画値）を上回っています。
- ・重度障害者等包括支援は、利用はありません。

【今後の課題】

- ・居宅介護は、今後も一定の利用が見込まれるため、利用者のニーズを踏まえて見込み（計画値）を設定し、サービス供給体制を確保する必要があります。
- ・訪問系サービスは、日常生活の自立が進むことが期待されることから、今後も障がいのある人の一人ひとりのニーズに応じてサービスの提供を図る必要があります。

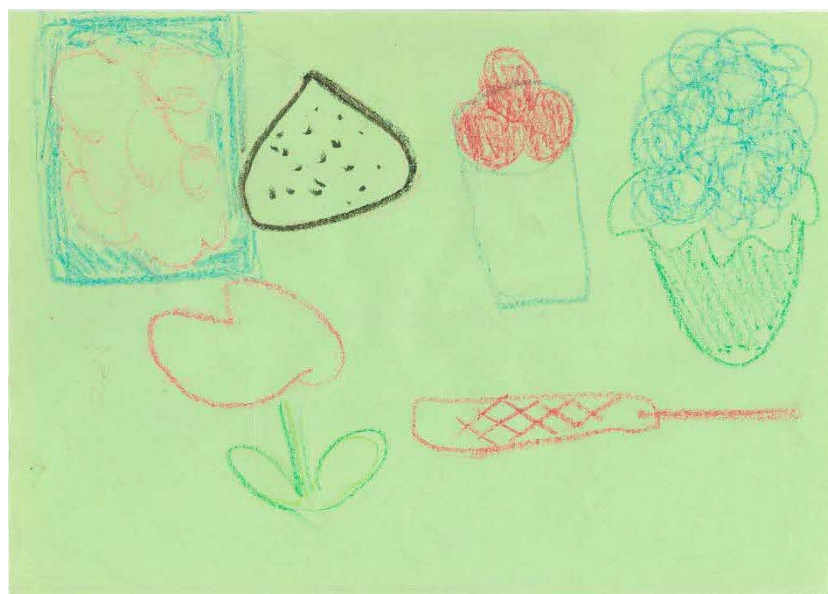
■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	延べ利用時間 (時間/月)	実績値	1,659	1,437	1,330
		計画値	1,750	1,834	1,918
		達成率	94.8%	78.4%	69.3%
	利用者数 (人/月)	実績値	118	111	105
		計画値	125	131	137
		達成率	94.4%	84.7%	76.6%
重度訪問介護	延べ利用時間 (時間/月)	実績値	516	483	426
		計画値	520	520	520
		達成率	99.2%	92.9%	81.9%
	利用者数 (人/月)	実績値	5	5	5
		計画値	5	5	5
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%

※令和5年度は9月末時点の実績

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	延べ利用時間 (時間/月)	実績値	146	161	161
		計画値	132	132	132
		達成率	110.6%	122.0%	122.0%
	利用者数 (人/月)	実績値	11	14	15
		計画値	11	11	11
		達成率	100.0%	127.3%	136.4%
行動援護	延べ利用時間 (時間/月)	実績値	18	15	18
		計画値	54	72	72
		達成率	33.3%	20.8%	25.0%
	利用者数 (人/月)	実績値	2	2	2
		計画値	3	4	4
		達成率	66.7%	50.0%	50.0%
重度障害者等包括支援	延べ利用時間 (時間/月)	実績値	—	—	—
		計画値	—	—	—
		達成率	—	—	—
	利用者数 (人/月)	実績値	—	—	—
		計画値	—	—	—
		達成率	—	—	—

※令和5年度は9月末時点の実績



「おまつり」

② 日中活動系サービス

【計画と実績の比較】

- ・生活介護は、利用者数、利用日数（実績値）がほぼ見込み（計画値）通りで推移しています。
- ・自立訓練（機能訓練）は、利用者がいませんでした。
- ・自立訓練（生活訓練）は、利用日数（実績値）が見込み（計画値）を大きく下回っています。
- ・就労移行支援は、令和3年度から令和4年度にかけて大きく減少していますが、令和5年度では実績値は増加しています。
- ・就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護は、利用者数、利用日数（実績値）がほぼ見込み（計画値）に近い数値で推移しています。
- ・短期入所（福祉型）は、利用者数、利用日数（実績値）が見込み（計画値）を下回っています。
- ・短期入所（医療型）は、利用日数も利用者数も増加傾向にあります。

【今後の課題】

- ・生活介護は、利用量が増加傾向にあり、今後も十分なサービス供給体制の確保を図っていく必要があります。
- ・就労系サービスは、障がいのある人の所得の向上や日中活動の場の充実のためにも重要となります。相談支援事業者及び就労移行支援事業者と連携して、障がいのある人の就労意欲の高まりに対応した支援体制づくりが必要です。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延べ利用日数 (人日／月)	実績値	3,956	3,844	3,983
		計画値	3,906	4,086	4,266
		達成率	101.3%	94.1%	93.4%
	利用者数 (人／月)	実績値	203	202	206
		計画値	217	227	237
		達成率	93.5%	89.0%	86.9%
自立訓練（機能訓練）	延べ利用日数 (人日／月)	実績値	0	0	0
		計画値	7	14	14
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数 (人／月)	実績値	0	0	0
		計画値	1	2	2
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

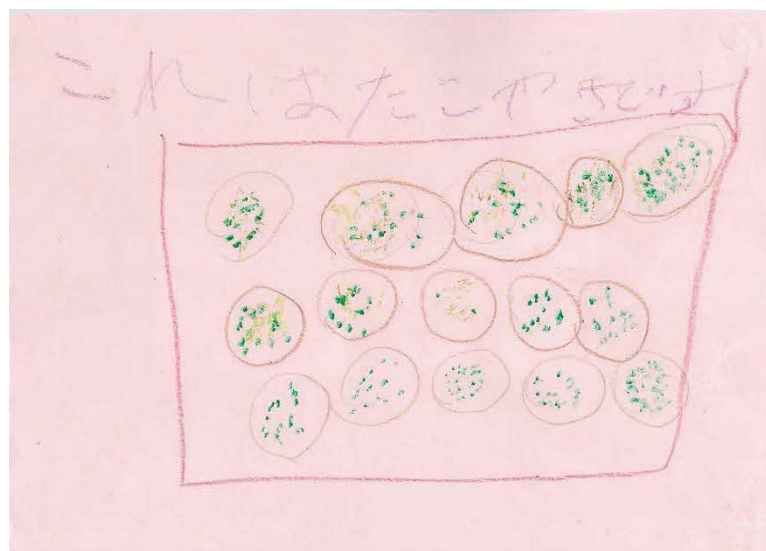
※令和5年度は9月末時点の実績

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	延べ利用日数 （人日／月）	実績値	1	12	25
		計画値	100	100	100
		達成率	1.0%	12.0%	25.0%
	利用者数 （人／月）	実績値	1	1	2
		計画値	5	5	5
		達成率	20.0%	20.0%	40.0%
就労移行支援	延べ利用日数 （人日／月）	実績値	103	71	107
		計画値	104	117	130
		達成率	99.0%	60.7%	82.3%
	利用者数 （人／月）	実績値	7	6	8
		計画値	8	9	10
		達成率	87.5%	66.7%	80.0%
就労継続支援（A型）	延べ利用日数 （人日／月）	実績値	1,938	1,927	1,985
		計画値	1,862	1,938	1,995
		達成率	104.1%	99.4%	99.5%
	利用者数 （人／月）	実績値	101	103	106
		計画値	98	102	105
		達成率	103.1%	101.0%	101.0%
就労継続支援（B型）	延べ利用日数 （人日／月）	実績値	2,323	2,261	2,171
		計画値	2,414	2,601	2,805
		達成率	96.2%	86.9%	77.4%
	利用者数 （人／月）	実績値	138	138	138
		計画値	142	153	165
		達成率	97.2%	90.2%	83.6%
就労定着支援	利用者数 （人／月）	実績値	3	3	3
		計画値	2	3	3
		達成率	150.0%	100.0%	100.0%
療養介護	利用者数 （人／月）	実績値	27	27	25
		計画値	29	29	29
		達成率	93.1%	93.1%	86.2%

※令和5年度は9月末時点の実績

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	延べ利用日数 （人日／月）	実績値	110	88	92
		計画値	168	180	192
		達成率	65.5%	48.9%	47.9%
	利用者数 （人／月）	実績値	22	24	25
		計画値	28	30	32
		達成率	78.6%	80.0%	78.1%
短期入所（医療型）	延べ利用日数 （人日／月）	実績値	26	35	42
		計画値	49	56	63
		達成率	53.1%	62.5%	66.7%
	利用者数 （人／月）	実績値	7	9	12
		計画値	7	8	9
		達成率	100.0%	112.5%	133.3%

※令和5年度は9月末時点の実績



「おまつりのたこやき」

③ 居住系サービス

【計画と実績の比較】

- ・自立生活援助は、利用者がありませんでした。
- ・共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援は、見込み（計画値）に近い数値で推移しています。

【今後の課題】

- ・共同生活援助（グループホーム）は、地域生活の場として重要であり、今後もサービス供給体制の充実が望まれます。
- ・施設入所支援は、減少させる流れとなっており、利用者の地域移行を推進し、地域への移行を図っていく必要があります。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数 (人／月)	実績値	0	0	0
		計画値	2	2	2
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助	利用者数 (人／月)	実績値	102	101	105
		計画値	103	106	110
		達成率	99.0%	95.3%	95.5%
施設入所支援	利用者数 (人／月)	実績値	112	112	114
		計画値	114	113	113
		達成率	98.2%	99.1%	100.9%

※令和5年度は9月末時点の実績

④ 相談支援

【計画と実績の比較】

- ・計画相談支援は、見込み（計画値）に近い数値で推移しています。
- ・地域移行支援、地域定着支援の利用者はありませんでした。

【今後の課題】

- ・計画相談支援は障がい福祉サービスの利用につながる、入り口となる支援であり、ニーズに応じた支援体制の充実が求められます。
- ・地域移行支援、地域定着支援は、施設退所者の地域生活を支援する重要な役割であり、入所施設との連携や事業の周知等、認知の向上が求められます。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	実績値	601	597	554
		計画値	610	615	625
		達成率	98.5%	97.1%	88.6%
地域移行支援	利用者数	実績値	0	0	0
		計画値	1	2	3
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	利用者数	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は9月末時点の実績



「夕日のまちなか」

(2) 障がい児通所支援の提供状況

① 児童発達支援

【計画と実績の比較】

- ・児童発達支援は、見込み（計画値）を上回っています。
- ・医療型児童発達支援は、利用者がありません。
- ・放課後等デイサービスは、見込み（計画値）を上回っています。
- ・保育所等訪問支援は、見込み（計画値）を上回っています。
- ・居宅訪問型児童発達支援は、利用者がありません。
- ・障がい児相談支援は、見込み（計画値）を上回っています。

【今後の課題】

- ・児童発達支援と放課後等デイサービスについては、今後も十分なサービス供給体制の確保を図っていくとともに、障がい児相談支援により適切な利用促進を図っていく必要があります。
- ・障がい児相談支援はサービスの利用につながる、入り口となる支援であり、ニーズに応じた支援体制の充実が求められます。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	277	276	278
		計画値	176	208	240
		達成率	157.4%	132.7%	115.8%
	利用者数 (人/月)	実績値	66	73	63
		計画値	44	52	60
		達成率	150.0%	140.4%	105.0%
医療型児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	実績値	0	0	0
		計画値	4	4	4
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数 (人/月)	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は9月末時点の実績

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	延べ利用日数 (人日／月)	実績値	1,438	1,448	1,576
		計画値	1,204	1,267	1,330
		達成率	119.4%	114.3%	118.5%
	利用者数 (人／月)	実績値	207	210	219
		計画値	172	181	190
		達成率	120.3%	116.0%	115.3%
保育所等訪問支援	延べ利用日数 (人日／月)	実績値	0	1	3
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	100.0%	300.0%
	利用者数 (人／月)	実績値	0	1	2
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	100.0%	200.0%
居宅訪問型児童発達支援	延べ利用日数 (人日／月)	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数 (人／月)	実績値	0	0	0
		計画値	4	4	4
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
障がい児相談支援	利用者数	実績値	228	256	252
		計画値	174	176	178
		達成率	131.0%	145.5%	141.6%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%

※令和5年度は9月末時点の実績

(3) 地域生活支援事業の提供状況

① 必須事業

【計画と実績の比較】

- ・手話通訳者派遣事業は、見込み（計画値）を下回っています。
- ・日常生活用具給付等事業では、バラつきはありますが、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具が、見込み（計画値）を上回っています。
- ・手話奉仕員養成研修事業は、見込み（計画値）を下回っています。
- ・移動支援事業は、見込み（計画値）を下回っています。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	実績値	4	4	4
		計画値	4	4	4
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
成年後見制度利用支援事業	延べ件数	実績値	1	1	2
		計画値	2	2	2
		達成率	50.0%	50.0%	100.0%
手話通訳者派遣事業	延べ件数	実績値	77	76	40
		計画値	157	159	161
		達成率	49.0%	47.8%	24.8%
手話通訳者設置事業	設置人数	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
日常生活用具給付等事業 介護訓練支援用具	給付件数 (件／年)	実績値	0	3	5
		計画値	10	10	10
		達成率	0.0%	30.0%	50.0%
日常生活用具給付等事業 自立生活支援用具	給付件数 (件／年)	実績値	5	7	8
		計画値	7	7	7
		達成率	71.4%	100.0%	114.3%
日常生活用具給付等事業 在宅療養等支援用具	給付件数 (件／年)	実績値	4	7	11
		計画値	8	8	8
		達成率	50.0%	87.5%	137.5%
日常生活用具給付等事業 情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件／年)	実績値	10	10	8
		計画値	15	15	15
		達成率	66.7%	66.7%	53.3%

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業 排泄管理支援用具	給付件数 (件／年)	実績値	1431	1484	978
		計画値	1,350	1,350	1,350
		達成率	106.0%	109.9%	72.4%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	給付件数 (件／年)	実績値	2	2	0
		計画値	1	1	1
		達成率	200.0%	200.0%	0.0%
手話奉仕員養成研修事業	受講者数 (人／年)	実績値	11	7	6
		計画値	16	19	21
		達成率	68.8%	36.8%	28.6%
移動支援事業	延べ利用時間 (時間／月)	実績値	288	220	165
		計画値	960	960	960
		達成率	30.0%	22.9%	17.2%
	利用者数 (件／年)	実績値	4	7	8
		計画値	20	20	20
		達成率	20.0%	35.0%	40.0%
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
地域活動支援センター機能 強化事業	実施の有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有

※令和5年度は9月末時点の実績

②任意事業

【計画と実績の比較】

- ・訪問入浴サービス事業は、利用者が減少しています。
- ・日中一時支援事業は、利用者数の見込み（計画値）を下回っています。

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	延べ利用時間 (時間／月)	実績値	348	267	125
		計画値	360	420	420
		達成率	96.7%	63.6%	29.8%
	利用者数 (人／月)	実績値	6	3	3
		計画値	6	7	7
		達成率	100.0%	42.9%	42.9%
日中一時支援事業	延べ利用時間 (時間／月)	実績値	1876	1523	749
		計画値	1860	1860	1860
		達成率	100.9%	81.9%	40.3%
	利用者数 (人／月)	実績値	45	38	35
		計画値	60	60	60
		達成率	75.0%	63.3%	58.3%
自動車運転免許取得費助成	(件／年)	実績値	4	3	3
		計画値	2	2	2
		達成率	200.0%	150.0%	150.0%
自動車改造費助成	(件／年)	実績値	1	4	5
		計画値	6	6	6
		達成率	16.7%	66.7%	83.3%

※令和5年度は9月末時点の実績

第2章 成果目標・サービス等の見込量

1 成果目標（国の基本指針）

障がいのある人や障がいのある子どもの自立支援の観点から、令和8年度を目標年度として、次の項目について成果目標を設定しています。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、そのうえで、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	①福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	②福祉施設入所者数の削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
本市の 目標	① 地域生活に移行する人数	7人
	② 施設入所者数の削減	106人
	参考：令和4年度末時点での施設入所者数	112人

■方向性

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルなサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用、提供できるよう体制を整備します。

自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着に必要なことを的確に捉え、各関係機関と連携の下に支援を行います。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の地域移行やその定着のため、保健、医療、福祉関係者が連携して取組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	①精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数 当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を３２５.３日以上とすることを基本とする。
	②精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満） 国が示した計算方法による、６５歳以上、６５歳未満それぞれの１年以上長期入院患者数。
	③精神病床における早期退院率（入院後３か月時点、入院後６か月時点）
	入院後３か月時点の退院率については６８.９％以上とし、入院後６か月時点の退院率については８４.５％以上とし、入院後一年時点の退院率については９１.０％以上とする。

■本市の目標 活動指標

項目	指標			指標内容
	令和６年	令和７年	令和８年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	６	６	６	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	８８	８８	８８	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

項目	指標			指標内容
	令和6年	令和7年	令和8年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
精神障害者の地域移行支援	1	1	1	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援	1	1	1	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助	33	34	35	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助	1	1	1	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

項目	指標			指標内容
	令和6年	令和7年	令和8年	
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	2	2	2	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■方向性

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労等)、地域の助け合い、普及啓発(教育等)を包括的に展開していきます。保健、医療、福祉関係者による有明圏域での広域的な協議の場を設け、依存症を含め精神障がい者の包括的な支援を推進していきます。



「コスモス畑」

(3) 地域生活支援の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められています。また、強度行動障害を有する方のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。	
	強度行動障害を有する方への支援体制の整備 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする	
本市の 目標	地域生活支援拠点等の充実	
	地域生活支援拠点等の運営状況の点検	1年2回
	強度行動障害を有する方への支援体制の整備	実施

■方向性

障がいのある人の高齢化、重度化や「親なき後」を見据えつつ、障がいのある人の地域生活支援を更に推進する観点から、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性や対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを進めていきます。

強度行動障害を有する人への支援については、適切な支援ができるよう、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することが求められています。また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することも求められています。

国の 目標設定 の考え方	①一般就労への移行者数 令和3年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。	
	ア. 就労移行支援事業 令和3年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。	
	イ. 就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上とすることを基本とする。	
	ウ. 就労継続支援B型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。	
	エ. 就労移行支援事業所の割合 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。	
	②就労定着支援事業所利用者数 令和3年度の就労定着支援の利用実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。	
本市の 目標	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の 25%以上とすることを基本とする。	
	①一般就労への移行者数	15 人
	ア. 就労移行支援事業	2 人
	イ. 就労継続支援A型事業	11 人
	ウ. 就労継続支援B型事業	3 人
	エ. 就労移行支援事業所の割合	100%
	②就労定着支援事業利用者数	5 人
	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	100%

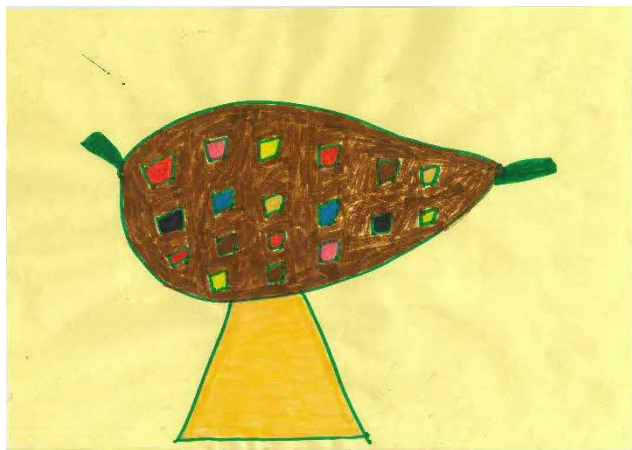
※なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定にあたり、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

■方向性

福祉施設の利用者が、就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所）を通じて、一般就労に移行するためには、ハローワークや就業・生活支援センター、経済団体、民間事業所などとのネットワークを充実させ、就労の場が拡大する環境づくりが必要です。

就労を希望する障がいのある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供、相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、障がいのある人と企業のマッチングをはじめとした就労の機会を設け、そして就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等の提供する物品やサービスの優先調達の受注機会の拡大や調達目標金額を達成できるよう努めます。



「さかな」



「うさぎさん・ぞうさん」

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

障がいのある子どもやその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障がい種別や年齢別などのニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることが求められています。

国の 目標設定 の考え方	①児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。		
	②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加、包容を推進する体制を構築する。		
	③保育所等訪問支援の実施 令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。		
	④児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。		
	⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。		
本市の 目標	①児童発達支援センターの設置		1 箇所
	②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進		実施
	④	児童発達支援事業所の確保	2 箇所
		放課後等デイサービス事業所の確保	3 箇所
	⑤	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
コーディネーターの配置		配置	

活動指標

項目		指標			指標内容
		令和6年	令和7年	令和8年	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムな	受講者数	16	16	16	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。
	実施者数	8	8	8	
ペアレントメンターの人数		5	5	5	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定。
ピアサポートの活動への参加人数		16	16	16	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定。

■方向性

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するもので、良質かつ適切なものでなければならないと規定しています。

障がいのある子どもについては、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保や共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関などとも連携を図ったうえで、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となってきます。

障がいのある子どもの身近な場所での地域支援体制の充実を図るため児童発達支援センター等と連携を図り、また重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、障がいのある子どもの地域社会への参加や包容を推進します。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の充実を図るため、対象人数やニーズの把握に努め、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るため協議の場を設けて、地域の課題整理や地域資源の開発等を図っていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実、強化するため、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的、専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	相談支援体制の充実・強化等 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。	
本市の 目標	基幹相談支援センターの設置	令和7年度設置
	訪問等による専門的な指導・助言	維持
	相談支援事業者の人材育成の支援	継続実施
	相談機関との連携強化の取組の実施	継続実施
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	5 回
	主任相談支援専門員の配置数	1 人

■方向性

障がいのある人が地域において自立した日常生活、または社会生活を営めるよう、各種ニーズに対応する相談支援体制の整備を進め、その充実を図ります。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤をなくするための取組など、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	障害福祉サービス等の質の向上 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。	
本市の 目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	検討
	指導監査結果の関係市町村との共有	検討

■方向性

職員の資質向上を目的として、県や圏域などが実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。



「玉名市の山」

2 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、自宅での食事、入浴、掃除や買い物などの介護を行うサービスのほか、外出時の手助けを行うサービス、自宅での介護と外出支援等を包括的に提供するサービス等が含まれます。

		実績値			計画値		
種類	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	延べ利用時間 (時間/月)	1,659	1,437	1,330	1,589	1,603	1,617
	利用人数 (人/月)	118	111	105	113	114	115
重度訪問 介護	延べ利用時間 (時間/月)	516	483	426	554	554	554
	利用者数 (人/月)	5	5	5	5	5	5
同行援護	延べ利用時間 (時間/月)	146	161	161	234	249	263
	利用者数 (人/月)	11	14	15	16	17	18
行動援護	延べ利用時間 (時間/月)	18	15	18	37	37	37
	利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	2
重度障害者 等包括支援	延べ利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月末時点の実績

▼計画値の確保策

福祉施設入所者や精神科病院に入院している精神障がい者の地域生活への移行を推進することにより、訪問系サービスの利用者の増加が予想されます。

また、行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人に対応する支援体制の確保が求められているため、さまざまな障がいへの対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的に、県が実施する養成事業や研修などの情報提供を行うなど、障がい特性に配慮した人材の育成、確保に努めます。

必要に応じて介護保険と障がい福祉のサービスを1つの事業所で提供できる「共生型サービス」の参入を働きかけます。

重度障害者等包括支援については、計画期間中における利用者数及びサービス量は見込んでいませんが、今後必要に応じて検討します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、施設において日中の介護等を行うサービス、地域生活を営むためのリハビリテーションを提供するサービス、就労に向けた訓練や就労機会を提供するサービス、医療機関での機能訓練や看護を行うサービス、介助者の緊急時等に一時的に施設に入所するサービスが含まれます。

種類	単位	実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	延べ利用日数 (人日/月)	3,956	3,844	3,983	4,212	4,407	4,602
	利用者数 (人/月)	203	202	206	216	226	236
自立訓練 (機能訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0	7	14	14
	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	2	2
自立訓練 (生活訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	1	12	25	98	98	98
	利用者数 (人/月)	1	1	2	4	4	4
就労選択支援	利用者数 (人/月)	-	-	-	-	12	12
就労移行支援	延べ利用日数 (人日/月)	103	71	107	103	132	162
	利用者数 (人/月)	7	6	8	7	9	11
就労継続 支援A型	延べ利用日数 (人日/月)	1,938	1,927	1,985	2,339	2,475	2,609
	利用者数 (人/月)	101	103	106	122	129	136
就労継続 支援B型	延べ利用日数 (人日/月)	2,323	2,261	2,150	2,399	2,484	2,568
	利用者数 (人/月)	138	138	137	142	147	152
就労定着支援	利用者数 (人/月)	3	3	3	5	5	5
療養介護	利用者数 (人/月)	27	27	25	27	27	27
短期入所 (福祉型)	延べ利用日数 (人日/月)	110	88	92	140	151	166
	利用者数 (人/月)	22	24	25	27	29	32
短期入所 (医療型)	延べ利用日数 (人日/月)	26	35	42	66	66	66
	利用者数 (人/月)	7	9	12	9	9	9

※令和5年度は9月末時点の実績

▼計画値の確保策

就労支援については、一般就労への移行を促進し、新たな利用者の受け入れに取り組むとともに、一人ひとりの能力に応じたサービス利用が可能となるよう、就労移行支援の利用について広く周知を図ります。

就労選択支援は、令和4年改正障害者総合支援法の公布後3年以内の政令で定める日から施行されることになっています（令和7年10月）。就労選択支援とは、障がいのある人本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新しい障がい福祉サービスです。今後、関係機関等と連携しながら、ニーズ把握の方法や実施内容等について検討のうえ、実施していきます。

一般就労へ結びつけていくため、就労定着支援の利用等を通じて検討を行い、関係機関の役割を整理し、それぞれの強みを生かした連携体制を構築します。

(3) 居住系サービス

施設系サービスには、通所によって生活介護や訓練を受けることが難しい人が入所できるサービスや、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排泄、食事などの介護を行うサービス、地域での一人暮らしをきめ細かく支えるサービスが含まれます。

種類	単位	実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	利用者数 (人／月)	0	0	0	1	4	7
共同生活援助	利用者数 (人／月)	102	101	105	107	110	113
施設入所支援	利用者数 (人／月)	112	112	114	110	108	106

※令和5年度は9月末時点の実績

▼計画値の確保策

障がいのある人の地域生活への移行を進める場のひとつとして共同生活援助（グループホーム）の整備が重要となっています。また、利用者の不安を解消し、安心して生活できるよう体験利用を促進します。

施設入所支援は、地域生活への移行を視野に入れつつ、適正なサービス提供に取り組めます。

自立生活援助は、これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和6年度は利用者数を1人見込み設定しました。

(4) 相談支援

相談支援には、障がい福祉サービスを利用するすべての人を対象として、サービス等利用計画を作成し、利用状況のモニタリングを行うサービス、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行うサービス、実際に地域に移行した人を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談などの必要な支援を行うサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
種類	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	利用者数	601	597	554	601	603	605
地域移行支援	利用者数	0	0	0	1	4	7
地域定着支援	利用者数	0	0	0	1	4	7

※令和5年度は9月末時点の実績

▼計画値の確保策

計画相談支援は障がい福祉サービスの利用につながる、入り口となる支援であり、ニーズに応じた供給体制の充実が求められます。それぞれの障がいの特性に応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を支援します。

計画相談支援は、新規利用者に対応するため、新規参入の働きかけや相談支援専門員の追加配置等事業所の拡充に努めます。また、スキルアップ研修等を通じて、相談支援専門員の育成に努めます。

地域移行支援・地域定着支援は、利用者や関係機関への利用方法等の周知を図り、より利用しやすい仕組みを構築します。入院、入所している障がいのある人の退院、退所後の地域での生活の不安を解消し、スムーズに地域生活へ移行できるよう、関連事業所と連携し、サービスの充実を図ります。

(5) 障がい児通所支援

障がい児通所支援等には、児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行うサービス、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供するサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスが含まれます。

種類	単位	実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	延べ利用日数 (人日／月)	277	276	286	399	441	483
	利用者数 (人／月)	66	73	67	93	103	112
医療型児童発達支援	延べ利用日数 (人日／月)	0	0	0	4	4	4
	利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	延べ利用日数 (人日／月)	1,438	1,448	1,576	1,607	1,704	1,800
	利用者数 (人／月)	207	210	219	233	247	261
保育所等訪問支援	延べ利用日数 (人日／月)	0	1	3	6	6	6
	利用者数 (人／月)	0	1	2	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	延べ利用日数 (人日／月)	0	0	0	4	4	4
	利用者数 (人／月)	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は9月末時点の実績

▼計画値の確保策

一人ひとりの特性に応じた、より質の高いサービスが提供できるよう、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等に努めます。

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、早期療育のニーズが高まり、今後の利用量の確保が必要となると考えられます。また障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた良質なサービスの選択が求められています。

今後、さまざまな障がいへの対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的に、県が実施する養成事業や研修などの情報提供を行うなど、障がい特性に配慮した人材の育成、確保に努めます。

(6) 障がい児相談支援

①障がい児相談支援

障がい児通所支援サービスを利用するすべての子どもを対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数	228	256	252	311	343	378

※令和5年度は9月末時点の実績

▼計画値の確保策

障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から障がいのある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を行い、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。

相談支援の質の確保及びその向上を図りながら、利用者の利便性確保の観点から、今後も適切なサービスの提供に努めます。

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
配置人数	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は9月末時点の実績

▼計画値の確保策

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数は、これまで通り、現状の数を確保していきます。

3 地域生活支援事業の見込みと確保方策

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活等、社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

③ 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。本事業は、有明圏域で実施しています。

■実施事業所

相談支援センター「いこいば」

荒尾市社会福祉事業団相談支援センター

コミュニティセンターりんくる

有明圏域指定相談事業所ふれあい

	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施箇所	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は9月末時点の実績

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい、精神障がい者で判断が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
延べ件数	1	1	2	2	2	2

※令和5年度は9月末時点の実績

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

種類 (単位)	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話通訳者派遣事業 (延べ件数)	77	76	40	84	88	92
手話通訳者設置事業 (設置人数)	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は9月末時点の実績

⑦ 日常生活用具給付事業

障がいのある人に対し、日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

		実績値			計画値		
種類	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
介護訓練支援用具	給付件数 (件／年)	0	3	5	10	10	10
自立生活支援用具	給付件数 (件／年)	5	7	8	9	10	12
在宅療養等 支援用具	給付件数 (件／年)	4	7	11	13	13	13
情報・意思疎通 支援用具	給付件数 (件／年)	10	10	8	15	15	15
排泄管理 支援用具	給付件数 (件／年)	1,431	1,484	978	1,567	1,610	1,654
居宅生活動作補 助用具 (住宅改修)	給付件数 (件／年)	2	2	0	2	2	2

※令和5年度は9月末時点の実績

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得するために手話奉仕員養成講座を開催し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
受講者数 (人／年)	11	7	6	12	15	20

※令和5年度は9月末時点の実績

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

		実績値			計画値		
種類	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
移動支援事業	延べ利用時間 (時間／月)	288	220	165	592	739	937
	利用者数 (人／月)	4	7	8	12	15	19

※令和5年度は9月末時点の実績

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人が地域において自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し支援を行う事業です。地域活動支援センター事業は、有明圏域で取り組んでおり、本市ではⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型それぞれ1箇所ずつ設置しています。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療、福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民への障がいや障がい者に対する理解促進のための普及啓発等の事業を行います。

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等のサービスを提供します。

Ⅲ型：創作的活動または生産活動を行い、地域生活支援の促進を図ります。

		実績値			計画値		
種類	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
Ⅰ 型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
Ⅱ 型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
Ⅲ 型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業（実施の有無）	有無	有	有	有	有	有	有

(2) 任意事業

訪問入浴サービスでは、入浴が困難な身体障がい者の生活を支援するため、訪問による居宅での入浴サービスを提供します。

日中一時支援では、障がいのある人に日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。

自動車運転免許取得費助成、自動車改造助成では、自動車運転免許の取得に要する費用や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

		実績値			計画値		
種類	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
訪問入浴サービス事業	延べ利用時間 (時間/月)	348	267	125	328	328	328
	利用者数 (人/月)	6	3	3	5	5	5
日中一時支援事業	延べ利用時間 (時間/月)	1,876	1,523	749	1,680	1,680	1,680
	利用者数 (人/月)	45	38	35	48	48	48
自動車運転免許取得費助成事業	(件/年)	4	3	3	4	4	4
自動車改造費助成事業	(件/年)	1	4	5	4	4	4

※令和5年度は9月末時点の実績

▼計画値の確保策

利用者のニーズを正確に把握し、必要なサービスが適宜提供されるよう努めるとともに、制度や事業の周知、ボランティアの育成を図ります。

第3章 計画の推進にあたって

1 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、障がい者をはじめ、市民、障がい者団体や障がい福祉サービス等事業者、企業等、そして行政を、障がい者施策を推進していく主体として位置づけます。それぞれが自らの役割を果たしながらお互いに連携し、一体となって障がい者福祉の向上に取り組んでいくことが重要です。

① 障がい者

障がい者は自分が人生の主役であり、一人の人間としてかけがえのない存在です。権利を有する主体であることを認識し、自分の生き方を自分で決めていくことが重要です。

また、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、自らの持つ能力を発揮して自立を目指し、能力に応じて社会に貢献することが望めます。

② 市民

障がいの特性に関する正しい知識を取得し、障がい者への理解を深めます。また、障がい者が自立した社会生活を送るための支援を行い、必要な情報を届けるほか、災害時の支援や、誰もが参加できるような地域行事等を企画するなど、お互いに助け合う地域づくりに努めていくことが求められます。

③ 障がい者団体・障害福祉サービス等事業者

障がい者団体は、障がいに対する理解の促進や障がい者やその家族などとの交流の場づくり、社会参加の支援などを行っています。今後も、各団体間での連携や調整を図りながら、市民の障がいに対する理解促進、障がい者の生活の向上に向けた行政等に対する働きかけなど、さまざまな取組を行っていくことが重要となります。

また、障がい福祉サービス等事業者は、障がいの特性を踏まえた個々の状況に合った適切なサービスの提供を行うとともに、サービスの質の向上や事業運営の情報公開など公正な運営が求められます。

④ 企業等

障がい者が社会的に自立した生活を営むためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現、社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業等においては、障がい者雇用を積極的に進めるとともに、障がい者に配慮した職場環境づくりや雇用条件の整備、従事できる職種の確保に取組む必要があります。

また、障害者差別解消法の施行により、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いが禁止されています。障がい者から合理的配慮の求めがあった場合には、可能な限り柔軟に対応することが望めます。

⑤ 市

障がい者やその家族などのニーズの把握に努め、必要な人に必要なサービスを提供するとともに、関係機関等との連携のもと、各種施策を一体的に推進し総合的な福祉の向上を目指します。

また、地域における支え合いの環境を構築し、障がい者のまちづくりへの参加を促進するとともに、市民や企業などに対して、障がいや障がい者についての正しい理解の促進に努めます。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況および成果指標の達成状況などについて点検、評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

資料編



「オムレツ」

1 玉名市障がい者計画等策定委員会委員名簿

◎ 委員長 ○ 副委員長

区 分	所 属	団体肩書	氏 名
学識経験者	九州看護福祉大学	社会福祉学科 専任講師	◎水間 宗幸
地域代表	玉名市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	○杉本 陽子
福祉関係 団体の代表者	玉名市身体障害者福祉協議会	理事	北本 勝則
	玉名市手をつなぐ育成会	事務局長	谷口 建太
	玉名市精神障害者家族会	副会長	飯塚 幸二
	回復者クラブ虹の会	代表	江上 健太郎
	地域生活支援センター ふれあい	センター長	城戸 美智代
	障害者支援施設 たまきな荘	施設長	金和 史岐子
	社会福祉法人 きらきら	理事長	西山 敏雄
	障害者支援施設 天水生命学園	施設長	國友 哲太郎
	有明地域療育センター	療育相談員	福嶋 幸子
	玉名市社会福祉協議会	地域福祉課長	徳永 和一
関係行政機関 代表	有明保健所	保健予防課長	山形 香織
	玉名市福祉事務所	玉名市福祉事務所長 (健康福祉部長)	瀬崎 しのぶ

2 計画策定の経緯

開催日	会議／調査	内容
令和5年7月27日	第1回委員会	計画策定趣旨等の説明 アンケート内容協議
令和5年9月1日 ～9月29日	事業実施状況調査	障がい福祉施策関係各課
令和5年9月7日 ～9月20日	障害者手帳所持者・ 市民アンケート	
令和5年9月7日 ～9月20日	事業所アンケート	
令和5年9月20日 ～9月29日	団体ヒアリング	・玉名市手をつなぐ育成会 ・玉名市精神障害者家族会 ・玉名市身体障害者福祉協議会 ・回復者クラブ虹の会
令和5年10月20日 ～12月20日		挿絵・イラスト募集
令和5年11月1日	第2回委員会	アンケート結果報告 計画骨子案の協議
令和5年12月26日	第3回委員会	計画案の協議
令和6年2月1日 ～2月22日		パブリックコメント
令和6年3月5日	第4回委員会	パブリックコメント結果の報告 計画案の協議・承認

3 調査の概要

【障害者手帳所持者アンケート】

対象地域：玉名市全域

対象者数：身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から無作為抽出された700人

調査期間：令和5年9月7日～9月20日

調査方法：郵送調査法、WEB調査の併用

配布数	有効回収数	有効回答率
700 件	358 件 ・郵送または直接提出による回答:325 件 ・WEB による回答:33 件	51.1%

【市民アンケート】

対象地域：玉名市全域

対象者数：18歳以上の玉名市民より無作為抽出された1,500人

調査期間：令和5年9月7日～9月20日

調査方法：郵送調査法、WEB調査の併用

配布数	有効回収数	有効回答率
1,500 件	592 件 ・郵送または直接提出による回答:495 件 ・WEB による回答:97 件	39.5%

【事業所アンケート】

対象地域：玉名市全域

対象：障がい福祉サービス事業所

調査期間：令和5年9月7日～5年9月20日

調査方法：メールによる調査票の発送、回収、WEB 調査の併用

配布数	有効回収数	有効回答率
46 件	29 件	63.0%

【団体ヒアリング】

調査対象：玉名市手をつなぐ育成会、玉名市精神障害者家族会分会、
玉名市身体障害者福祉協議会、回復者クラブ虹の会

調査期間：令和5年9月20日～令和5年9月29日

調査方法：調査票の配布を通じたヒアリング調査

用語集

あ行

○アウトリーチ

援助を求めている人のいる場所におもむいて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

○一般就労

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

○医療的ケア

日常的に行われている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。通常、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医療行為を反復継続する意思を持って行うことはできないが、平成 24 年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医療行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

○医療的ケア児

医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

○インクルーシブ

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを包括的に受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

○インクルーシブ教育

障がいのある子どもとない子どもが、同じ場でともに学ぶこと。障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

か行

○基幹相談支援センター

地域において、障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う機関のこと。

○共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

○権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

○高次脳機能障がい

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが生じた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神、心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上ではわかりにくいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。

○工賃

就労継続支援 B 型事業などで生産活動（仕事）を行った利用者に対して支払う対価のこと。

○合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別、具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

さ行

○児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々での社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

○社会的障壁

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

○手話通訳者

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介、伝達などを行う人。

○手話奉仕員

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

○障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障がい者計画）の策定を義務づけている。

○障害者虐待防止法

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を現に養護する人（擁護者）に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

○障害者権利条約

平成18年（2006年）12月13日、第61回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、固有の尊厳、個人の自律（自らの選択の自由を含む）及び個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性及び人間性の一部としての障がいのある人の差異の尊重及び障がいのある人の受容、機会の均等、施設及びサービスの利用の可能化、男女の平等、障がいのある子どもの発達しつつある能力の尊重及び障がいのある子どもの同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実施することを確保、促進することを一般的義務とする。

○障害者雇用促進法

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

○障がい者雇用率

障害者雇用促進法に定められているもので、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がいのある人の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障がい者雇用率）を設定、事業主などに障がい者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

○障害者差別解消法

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

○障害者総合支援法

障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

○障害福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

○情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できること。

○ジョブコーチ

障がいのある人の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

○自立支援医療

心身の障がい除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

○自立支援医療（精神通院医療）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

○身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

○精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

○成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する仕組み、制度のこと。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

○地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

○地域共生社会

高齢化や人口減少が進み、地域、家庭、職場という人々の生活領域における支え合いの機能の低下や、暮らしにおける人と人とのつながりの希薄化など、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

○地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

○地域包括ケアシステム

主に介護、高齢者福祉分野で進められている取り組みであるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「予防・保健」、「生活支援・福祉サービス」、「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

○特別支援学級

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

○特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

○特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会、校内研修の企画、運営、関係諸機関、学校との連絡、調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者のこと。

○トライアル雇用

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障がいのある人を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進することなどを通じて、障がいのある人の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度。

な行

○難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

○日常生活用具

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

○パブリックコメント

（国民、住民、市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることもある。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○バリアフリーストイル

高齢者や障がい者を含め、あらゆる人が利用しやすいように配慮されたトイレのこと。一般的な狭いトイレを利用しにくい車椅子の人や高齢者、乳幼児を連れた人、妊娠中の人、オストメイトの人、性別で区切られたトイレに抵抗がある性的マイノリティの人等が利用しやすいトイレとされている。

○ピアサポート

ピアは英語で「仲間」「対等」といった意味であり、ピアサポートは「同じ仲間」や「対等な関係」における、相談や交流を主とした支え合い活動のこと。

○避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

○福祉的就労

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

○福祉避難所

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所、入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

○ペアレントトレーニング

発達障がいのある子どもを養育する保護者が、障がいの特性等について学ぶことで障がいへの理解を深め、日常生活やコミュニケーションにおける困難を軽減することを目的に開発された保護者用のトレーニング・プログラムのこと。

○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークのこと。

や行

○ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいようにデザインされたもののこと。

○要約筆記者

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

○リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人の持つ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

○療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

○療育手帳

児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度、軽度となっている。

第4期玉名市障がい者計画
第7期玉名市障がい福祉計画
第3期玉名市障がい児福祉計画

編集・発行　：　玉名市役所 健康福祉部 総合福祉課

住所　：　〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

電話　：　0968-75-1121

F A X　：　0968-73-2362
